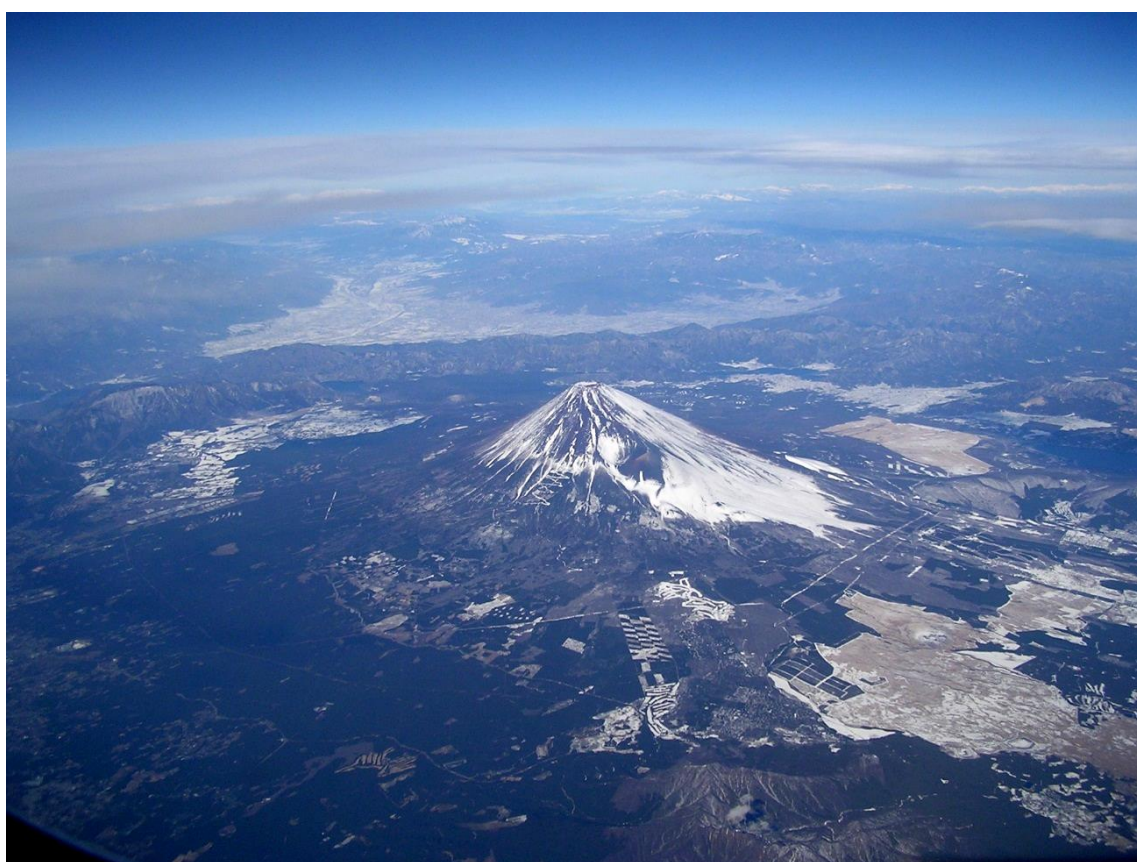


学長裁量経費Ⅲ（地域貢献プロジェクト）

「富士山学」の構築と地域リーダーの育成

報 告 書



平成 28 年 3 月

放送大学静岡学習センター

プロジェクト「富士山学の構築と地域リーダーの育成」報告書

目 次

プロジェクトを始めるにあたって	3
I. 世界文化遺産「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」の登録	
1. 世界遺産委員会決議（2013 年 6 月）	4
2. 構成資産一覧とその位置づけ（申請書による）	8
II. プロジェクト『「富士山学」の構築と地域リーダーの育成』の実施報告	
1. プロジェクトの概要	1 4
2. 平成 25 年度実施報告	1 5
3. 平成 26 年度実施報告	2 2
4. 平成 27 年度実施報告	3 1
5. 関連面接授業のシラバス	4 1
6. 複数回参加した学生からの評価・感想	4 3
7. 思い出のスナップ	4 9
III. 「富士山学」特別寄稿	
1. 富士山の四季 (星屋正徳)	5 4
2. 富士山の世界文化遺産登録の経緯と課題 (小野 聡)	5 8
3. 富士山に学ぶ (増澤武弘)	7 2
4. 徳川家斉が見た理想の富士と実像の富士 (高松良幸)	7 8
5. 世界文化遺産「富士山」の保存管理・整備活用について (小野 聡)	8 7
IV. 参考資料	
○富士山憲章の制定（平成 10 年 11 月）	9 9
○静岡県世界遺産富士山基本条例（平成 27 年 2 月）	9 9
○世界文化遺産富士山ヴィジョン（抜粋）（平成 26 年 12 月）	1 0 1
○地域活動団体一覧	1 0 6
プロジェクトを終えるにあたって	1 0 7

プロジェクトを始めるにあたって

静岡学習センター 所長 高木 敏彦

着任早々の平成 25 年 4 月中旬、本部より学長裁量経費の募集要綱が届いた。締め切りは 5 月連休明けとのことである。放送大学がなんたるかも知らず右往左往している状態の中で、今回は応募を見送ろうとしたところ、前事務長より「何か出しましょう！」と背中を押された。何にするか？

通勤の際に車窓から四季折々の富士山に接することが多い。その都度いろいろな想い（安らぎ、鼓舞、威圧、清涼感、）が浮かんでくる。日本人の心を揺さぶる不思議な山である。そうだ！「山へ行こう」と構想を練っていたところ、イコモスの勧告がでて世界文化遺産登録の可能性が高まった。「世界遺産登録を見据えた富士山学の構築と地域リーダーの育成」の申請にたどり付いたのである。

平成 25 年 6 月、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉—」として世界文化遺産に登録された。信仰に関しては、古くは噴火を繰り返す富士山を神が宿る山として畏れ、山岳信仰と密教等が集合した修験道の道場として、さらに江戸中期には富士講として多くの人が登山、巡礼をおこなうようになり、現在も多くの登山者が山頂を目指している。また、芸術面では、万葉集をはじめとした古典作品、芭蕉、蕪村の俳句、漱石、太宰の作品など多く取り上げられている。絵画ではゴッホ、モネなど印象派の画家に影響を与えた北斎、広重の浮世絵を代表に江戸時代には多くの画家、文人が題材としており、近代では著名な画家らも描いている。これらは富士山の景観・自然の存在の上に成り立っているものであり、25 からなる構成資産を含めた富士山全体を一体のものとして保護・保全する方針・仕組みを定めることが求められている。その保護・保全には行政機関、地域住民や NPO 等が協力して実施し、後世に引き継いでいく必要がある。

このような想いをこめて、静岡学習センターでは、富士山を取り巻く諸分野を探求する「富士山学」を構築するとともにこれらの幅広い知識に裏付けられた地域リーダーの養成を目指してプロジェクトを立ち上げた。

I. 世界文化遺産「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」の登録

カンボジアのプノンペンで開催されていた第37回ユネスコ世界遺産委員会において、我が国が世界文化遺産に推薦していた「富士山」について審議が行われ現地時間2013年6月22日（土）15:28に、世界遺産一覧表に三保松原を含めて「記載」することが決定されました。また記載する名称は「Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration（富士山―信仰の対象と芸術の源泉）」に決定されました。（文化庁報道発表2013年6月22日）

以下にユネスコ世界遺産委員会審議結果の日本語訳を記載します。

○世界遺産委員会決議

第37回世界遺産委員会決議

決議：37 COM 8B.29

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC-13/37.COM/8B, WHC-13/37.COM/IMF.8B1 and WHC-13/37.COM/IMF.8B4 を審査した結果、
2. 評価基準（iii）及び（iv）に基づき、「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」（日本）を世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下の顕著な普遍的価値の言明を採択する。

摘 要

独立し常に雪を頂く富士山は、集落及び樹林に縁取られた海及び湖沼から立ち上がり、芸術家や詩人を鼓舞し、何世紀にもわたり巡礼の対象とされてきた。富士山は、東京の南西約100kmに位置する標高3776mの独立成層火山である。南麓の基底部は駿河湾の海岸線に及ぶ。

富士山の荘厳な形姿と間欠する火山活動が（人々に）抱かせた畏怖の念は、神道と仏教、人間と自然、象徴化された死と再生を（それぞれ）頂上への登山、頂上からの下山へと関連付け、神社・御師住宅に様式化された宗教的修行へと変容を遂げた。そして、ほぼ完全に頂上が雪に覆われた富士山の円錐形の形姿が、19世紀の芸術家に対して、文化間を超越し、富士山を世界的に著名にし、さらには西洋美術に深遠なる影響をもたらした絵画の創造意識を鼓舞した。

古来、長い杖を持つ巡礼者は山麓の浅間神社の境内から出発し、神道の神である浅間大神の居処とされた頂上の噴火口へと達した。頂上では、彼らは「お鉢巡り」（「鉢の周りを巡る」と書く。）と呼ぶ修行を行い、噴火口の壁に沿って巡り歩いた。巡礼者には2つの類型があり、山岳修験者に導かれた人々と、17世紀とそれ以降、繁栄と安定の時代であった江戸時代に盛んとなった富士講に所属のさらに多くの人々がいた。

18世紀以降、巡礼はさらに普及したことから、巡礼者の支度を支援するための組織が設けられたのははじめ、登山道が拓かれ、山小屋が準備され、そして神社や仏教施設が建てられた。噴火

の後の溶岩流により形成された山麓の奇妙な自然の火山地形は神聖な場所として崇拝されるようになり、湖沼や池沼は巡礼者により登山に先立って身を清めるための冷水潔斎である「水垢離」に使われた。富士五湖を含む八湖巡りの修行である「八海廻り」は、多くの富士講信者の間における修行となった。巡礼者は、彼らが認知した3つの区域を通過して山岳（富士山）の上方へと進んだ。それらは、山麓の草地の区域、その上の森林の区域、そしてさらに頂上の焼け焦げた草木のない山域からなる3つの区域であった。

14世紀以降、芸術家は多くの富士山の図像を創造した。17世紀から19世紀にかけての時代には、富士山の形姿が絵画のみならず文学、庭園、その他の工芸品において主たるモチーフとなった。特に葛飾北斎の「富嶽三十六景」などの木版画は19世紀の西洋の芸術に深遠なる影響を与え、富士山の形姿を「東洋の」日本の象徴として広く知らしめるようになった。

「連続性を持つ推薦資産」（シリアルノミネーション）は、山岳（富士山）の頂部の区域、その下方の斜面及び山麓を取り巻く外側への広がり、神社、御師住宅、池沼、滝、溶岩樹型、砂浜の松原から成る一群の崇拝の対象となった関連自然現象により構成される。それらはともに富士山に対する宗教的崇拝の類い希なる証拠を形成しており、芸術家により描かれたその美しさが西洋美術に対してもたらした深遠なる影響の在り方を表す上で、その荘厳な形姿を十分に網羅している。

評価基準（iii）：独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、完結的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統を鼓舞し続けてきた。頂上への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の霊能をわが身に吹き込むことを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その美しさへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿に対する崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。

評価基準（iv）：湖沼及び海から立ち上がる独立成層火山としても富士山の図像は、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ19世紀初期の葛飾北斎及び歌川広重により浮世絵に描かれた富士山の図像は、西洋の芸術の発展に顕著な影響をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

完全性

一群の構成資産・構成要素（シリーズ）は、富士山の荘厳さとその精神的・芸術的な関連性を表す上で必要とされる構成資産・構成要素の全てを含んでいる。しかし、山岳（富士山）の山麓部では、開発のために巡礼者の道及び巡礼者を支援する神社・御師住宅を容易に認知できない。「連

続性のある資産」(シリアルプロパティ)は現時点では一体のものとして明確に提示されているわけではなく、個々の構成資産が本質的な在り方の下にどのように資産全体に貢献しているのかを明確に理解させるものでもない。構成資産間の相互の関連性(inter-connectedness)が強化されるべきであり、アンサンブル全体の価値及び巡礼に関する種々の部分の機能について、より理解されやすくするような情報提供を行うことが必要である。

精神性にかかる完全性の観点においては、夏季の2ヶ月間におけるかなり多数の巡礼者による圧力、及び山小屋の観点から巡礼者を支援する基盤施設による圧力、山小屋への供給のためのトラクター道及び落石から道を保護するための巨大な防御壁による圧力が、富士山の霊的雰囲気を阻害する方向に作用している。富士五湖、特に大きな湖沼である山中湖及び河口湖は、観光及び開発からの増大する圧力に直面しており、湧水及び池沼もまた低層建築の開発からの危機に直面している。

真実性

一群の構成資産が全体としてその神聖さ及び美しさの価値を伝える能力の観点からは、現時点で個々の構成資産が相互に及び山岳(富士山)の全体に関連して個々の意味を提示する方法において、その能力は限定されている。構成資産群は、神社、御師住宅、明確に定められた巡礼路の相互の関連性ととともに、全体へとより良く統合されるべきである。

個々の構成資産の真実性に関して、上方の登山道、神社、御師住宅に関連する物理的な属性は無傷である。定期的に行う神社の改築は、生きている伝統である。富士山に関連するいくつかの神社(又はいくつかの神社の部分)が60年周期に基づき再建される(renewed)一方で、伊勢神宮は20周年周期に基づき再建される。このことは、真実性が、それらの構成資産の年代よりも、位置・意匠・材料・機能に基づくことを意味する。しかし、いくつかの構成資産の位置・環境は(富士)五湖、池沼、滝、松原の間のそのように、構成資産間の相互の視認性を阻害する開発により弱められている。

管理及び保護の要請事項

資産の様々な部分は公式に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定されているほか、国立公園にも指定されている。頂上(summit)の全体的な景観は富士箱根伊豆国立公園の一部に指定されており、そこには溶岩樹型、山中湖、河口湖を含んでいる。ほとんどの構成資産は、登山道、神社、湖沼、山頂を含め、過去2年以内に国により重要文化財、史跡、名勝として保護された。村山浅間神社及び富士浅間神社は2012年9月に保護された。緩衝地帯については、景観法及び土地利用計画規則(ガイドライン)(及び複数の関連法令)により保護されている。すべての構成資産及びその緩衝地帯は、2016年頃に景観計画により包括される予定である。これらは、市町村が開発規制を実施する体制を提供している。

強化が必要とされるのは、実施中の各種手法が負の影響を及ぼす可能性のある建築物の規模・位置に係る規制の方法である。原則として、それらは（色彩・意匠・形態・高さ・材料、場合により規模と）調和した開発の必要性に関係している。しかし、最も厳しい規制は基本的に色彩と高さに関係しているようである。特に山岳（富士山）下方の山腹におけるホテルを含めた建築物の位置とともに規模、特に建築物の敷地計画について、さらに厳しい規制が必要である。

山梨・静岡の2県及び関係の市町村は、資産の包括的管理システムを構築するために、富士山世界文化遺産協議会を設置した。これらの機関は、日本の文化財・文化遺産の保存・管理を主務とする文化庁、環境省・林野庁などの主たる国の機関とも連携協力して取り組みを進めている。この協議会は、富士山の調査研究・保存・管理のための専門家の（富士山世界文化遺産）学術委員会の助言を受けている。

2012年1月に策定された「富士山世界文化遺産包括的保存管理計画」が存在する。特に、この管理計画の目的は地域住民を含むすべての団体の諸活動を調整することにある。この計画は、資産全体の保存・管理・維持・活用の手法を定めるのみならず、個々の構成資産の手法、国及び地方公共団体、その他の関係諸団体が担う個々の役割について定めている。さらに、重要な展望地点からの視覚的な景観の管理手法を提供するために、自然公園法に基づく公園計画及び国有林法が定められている。

資産は、一方で進入（アクセス）と行楽（レクリエーション）との間の相反する要求、他方で神聖さ及び美しさの品質の維持を免れ得ない。資産の構想（ヴィジョン）は2014年末までに採択される予定であり、この必要とされる融合を促進するとともに、構成資産・構成要素間の関係性を描き出し、それらの山岳（富士山）との結合に力点を置く文化的景観として、どのように構成資産群の全体が管理され得るのかを示すための手法を定めることとしている。この構想（ヴィジョン）においては、文化的景観としての資産の管理の在り方を包括するとともに、2016年末頃までに管理計画の改定を行うことを周知することとしている。

上方の登山道にとっては、道を安定させ、来訪者及び水流が引き起こす流亡を管理し、供給物資及びエネルギー源の配送を管理するために、登山道とそれに附属する山小屋の全体保全手法が必要である。

富士山世界文化遺産協議会は2014年末までに「来訪者管理戦略」を策定し、採択する予定である。極度な利用が行われている上方の登山道、駐車場、公益（サービス）施設（建築）群及び視覚的な混乱状態のための受け入れ能力（収容力）をはじめ、如何にして来訪者が推薦区域の範囲及びそれらの関連性を認知できるかについて、何らかの決定を行う上での基本原則として、来訪者管理戦略が必要である。これは、巡礼路との関係性が不明確な山麓部の構成資産群にとって、

特に重要である。情報提供戦略は 2014 年末頃に採択される予定である。

勸 告

締約国は、以下の点を尊重しつつ、資産をひとつの存在として、また文化的景観として、管理するための管理システムを実施可能な状態にすることを勧告する。

- a) 進入（アクセス）・行楽（レクリエーション）の提供及び神聖さ・美しさの品質維持という相反する要求に関連して、資産の全体構想（ヴィジョン）を定めること
- b) 神社・御師住宅及びそれらと情報の登山道との関連に関して、山麓の巡礼路の経路を描き出す（特定する）こと
- c) 上方の登山道の受け入れ能力（収容力）を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を策定すること
- d) 上方の登山道及びそれらに關係する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること
- e) 個々の構成資産において来訪者施設（ビジターセンター）を整備し、情報提供を行うために、構成資産のそれぞれが資産全体の部分をなし、山岳（富士山）の上方及び下方（山麓）における巡礼路全体の部分を成していることについて、認識・理解の方法を周知するための情報提供戦略を策定すること
- F) 景観の神聖さ及び美しさの各側面を反映するために、経過観察指標を強化すること

要 請

2016 年の第 40 回世界遺産委員会において審査できるように、世界遺産センターに 2016 年 2 月 1 日までに保全状況報告書を提出するよう要請する。それは、文化的景観の手法を反映する資産の全体構想、来訪者戦略、登山道の保全方法、情報提供戦略、危機管理戦略の策定状況とともに、保存管理計画の全体的な見直しの状況について情報を提供するものとする。また、これらの手法について、イコモスにアドバイスをもらうことを勧める。

○構成資産一覧とその位置づけ

（静岡県 HP: www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-120/koseishisan.html から転載）

●富士山城



富士山の世界文化遺産としての価値は、富士山が神聖で荘厳な景観をもとに「信仰の対象」と「芸術の源泉」になってきた点であると考えています。この富士山の価値にとって特に重要な地域（標高約 1500m 以上）を資産範囲としています。その理由は有名な絵画に描かれた範囲が重なり合う部分にあたり、信仰の上では神聖性の境界のひとつであった「馬返」以上にあたるからです。この範囲の中には、浅間大神が鎮座するとされる八合目以上や、現在発行されている千円札等に採用された本栖湖からの景観が含まれています。



●山頂の信仰遺跡群

山頂には、火口壁に沿って神社などの宗教関連施設が分布しています。富士山への登拝が開始されると、寺院の造営や仏像等の奉納が行われるようになり、山頂部における宗教行為が体系化されていきました。山頂において「ご来光（日の出）」を拝むことや、頂部を巡る「お鉢めぐり」の行為は、現代においても多くの登山者が行っており、これらを通じて富士山信仰の核心が現代にも確実に受け継がれています。



●大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道）

富士山本宮浅間大社を起点とし、村山浅間神社を経て山頂南側に至る登山道です。富士山では、12世紀前半から中ごろにかけての末代上人の活動をきっかけに登山が開始されたと考えられています。その後、一般人の富士登拝も開始され、その様子は16世紀の作とされる「絹本著色富士曼荼羅図」に描かれています。資産の範囲は現在の富士宮口登山道の六合目以上です。



●須山口登山道（現在の御殿場登山道）

須山浅間神社を基点とし、山頂南東部に至る登山道です。その起源は明確ではありませんが、記録では1486年にその存在が確認できます。宝永噴火（1707年）により、壊滅的な被害を受け、登山道の全体が復興したのは1780年のことでした。資産の範囲は、現在の御殿場口登山道の標高2050m以上と須山御胎内周辺（標高1435～1690m）です。



●須走口登山道

富士浅間神社を基点とし、八合目で吉田口登山道と合流し山頂東部に至る登山道です。登山道は遅くとも17世紀までに、富士浅間神社及びその所在地の須走村が登山道の山頂部まで支配し、散銭収得権の一部などを得ていました。山頂部の権利については富士山本宮浅間大社と争いになり、須走村は18世紀（1703年と1772年）、幕府に裁定を求め、その権利は幕府によって認められました。



●吉田口登山道

北口本宮富士浅間神社を基点とし、富士山頂を目指す登山道。14世紀後半には参詣の道者のための宿坊も出来始め、大勢の人々が登るための設備が整うようになりました。富士講隆盛の礎を築いた食行身禄が、信者の登山本道をこの吉田口と定めたため、富士講の信者が次第に増加した18世紀後半以降は、最も多くの人々によって利用されています。



●北口本宮富士浅間神社

浅間大神が祀られていた遥拝所を起源とし、1480年には「富士山」の鳥居が建立され、16世紀半ばには浅間神社の社殿が整っていました。富士講とのつながりが強く、1730年代に富士講の指導者である村上光春の寄進によって建造物群の修復工事が行われ、現在にみる境内の景観の礎が形成されました。



●山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖

多くの芸術作品とゆかりが深い景勝地です。湖面に映える富士山は「逆さ富士」と呼ばれ、名所として有名です。特に本栖湖と富士山を写した写真は、紙幣の図柄として複数回使用されました。富士山周辺の8つの湖沼を巡って修行する内八海巡りが多くの富士講信者によって行われましたが、いつの時代も変わらず巡礼の対象として数えられたのが富士五湖です。



●富士山本宮浅間大社

富士山を浅間大神として祀ったことを起源とする神社が浅間神社であり、富士山本宮浅間大社はその総本宮です。社伝によれば、山宮から現在地に遷座されました。9世紀ごろから信仰を集め、特に徳川家康の保護を受けて現在の社殿が造営されました。また、家康の寄進をきっかけに富士山八合目以上をご神体として管理しています。境内には富士山の湧水である「湧玉池」があり、かつては道者がここで登山前の水垢離を行いました。



●山宮浅間神社

富士山本宮浅間大社の社伝によれば、富士山本宮浅間大社の前身で、日本武尊が創建したとされています。本殿にあたる場所に建物がなく、富士山を望む遥拝所を設けるという独特な形態は、噴火を鎮めるために山を遥拝していた古代の富士山祭祀の形をとどめていると推定されています。



●村山浅間神社

12 世紀ごろに富士山の噴火が沈静化すると末代上人など山中で修業する人々が現れました。これが発展し、14 世紀初頭には富士山における修験道が成立します。この中心となったのが村山浅間神社（興法寺とも呼ばれました）です。19 世紀後半までここの修験者たちが大宮・村山登山道を管理しました。



●須山浅間神社

須山口登山道の基点となったのが須山浅間神社です。社伝では、日本武尊が創建したとされ、1524 年には存在していたことが棟札により確認できます。1707 年の宝永噴火により登山道を含め社殿も大きな被害を受けましたが、現在の本殿は 1823 年に再建されました。



●富士浅間神社（須走浅間神社）

須走口登山道の起点となる神社で、富士講信者が多く立ち寄り、33 回を一つの区切りとする登拝回数等の記念碑が約 70 基残されています。社伝によれば、807 年に造営したと伝えられます。宝永噴火（1707 年）では大きな被害を受けましたが、1718 年に再建され、修理を重ねながら現在に至っています。



●河口浅間神社

9 世紀後半に起こった噴火を契機に、北麓側に初めて建立された浅間神社であると伝えられています。浅間神社を中心とした河口の地は、富士登拝が大衆化した中世後半から江戸時代まで御師集落として発展を遂げました。現在も富士山と密接に結びついた宗教行事を行っています。



●富士御室浅間神社

吉田口登山道二合目の地に 9 世紀の初めに建立されたという伝承があり、富士山中に最も早く祀られた神社であるとする文献もあります。本殿は 1970 年代に里宮の地にそのまま移設されましたが、修験や登拝といった様々な富士山信仰の拠点として位置づけられる二合目の本宮と、土地の産土神としての里宮が一体となって機能してきた神社です。



●御師住宅（旧外川家住宅・小佐野家住宅）

御師は、富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿や食事を提供するなど一切の世話をするとともに、日常は富士山信仰の布教活動と祈禱を行うことを業としました。御師屋敷の多くは短冊状をなし、表通りに面して導入路を設け、敷地を流れる水路の奥には住宅兼宿坊の建物が建てられています。写真は旧外川家住宅です。



●忍野八海（出口池・お釜池・底抜池・銚子池・湧池・鏡池・濁池・菖蒲池）

富士山の伏流水による八つの湧水池で、富士山信仰に関わる巡拝地として八海それぞれに八大竜王を祀っています。富士登拝を行う道者たちはこの水で穢れを祓いました。長谷川角行が行った富士八海修行になぞらえ「富士山根元八湖」と唱えられた古跡の霊場と伝えられ、1843 年に富士講信者によって再興されたとされています。(写真は湧池)



●船津胎内樹型 吉田胎内樹型

1617年に長谷川角行が富士登拝した際、北麓に洞穴（船津胎内樹型指定範囲内に点在する小規模な溶岩樹型の一つと考えられる）を発見し、浅間大神を祀りました。富士講信者によって、1673年には現在の船津胎内樹型が発見され、1892年には新たな「御胎内」として吉田胎内樹型が整備されました。洞内には木花開耶姫命が祀られています。



●人穴富士講遺跡

「浅間大菩薩（富士山の神の名称の一つ）の御在所」と伝えられた風穴（溶岩洞穴）の人穴は、富士講の改組とされる長谷川角行が16～17世紀に修行姿、入定したと伝えられる聖地です。境内には、信者たちが建立した角行や先達等の供養碑や顕彰碑、登拝記念碑が約230基残されています。



●白糸ノ滝

富士山の湧水が約200mに渡って噴出している白糸ノ滝は、16～17世紀、富士講の開祖とされる長谷川角行が修行を行った地とされ、富士講を中心とした人々の巡礼・修行の場となりました。



●三保松原

三保松原は「万葉集」以降多くの和歌の題材となり、謡曲「羽衣」の舞台にもなりました。また、15～16世紀以降は三保松原を手前に配した構図が富士山画の典型となりました。それらの絵画をはじめ多くの芸術作品を通じて三保松原は富士山を望む景勝地として広く知られています。

Ⅱ. プロジェクト『「富士山学」の構築と地域リーダーの育成』の実施報告

1. プロジェクトの概要：

静岡県を含めた富士山周辺県では富士山の世界文化遺産登録に向けて熱い期待を抱いている。富士山の持つ信仰、芸術などの文化的意義、富士山の景観、自然などの環境的意義、富士山の保全管理、自然保護など、富士山を取り巻く諸分野を探究する「富士山学」を構築するとともに、これらの知識に裏付けられた地域リーダーの養成を目指す。

具体的には、①富士山を取り巻く諸分野の面接授業、講演会等を開催して座学での広範な知識を習得する。②各構成資産の視察や保護・保全活動の現場体験を通じて生きた知識とする。これらの知識を踏まえ、③現在活動中のボランティア団体と連携して、各種企画への学生参加を促す。これらの企画を通じて、学生の地域活動への参画、あるいは活動の拠点作りを担うリーダーの育成を目標とする。

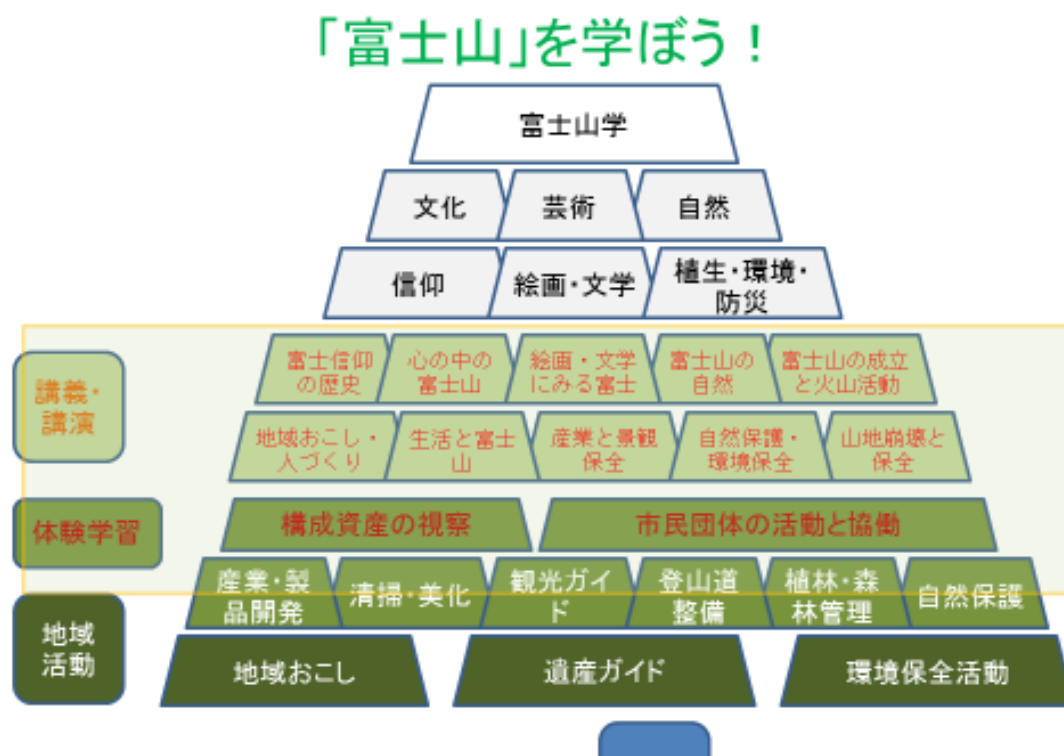
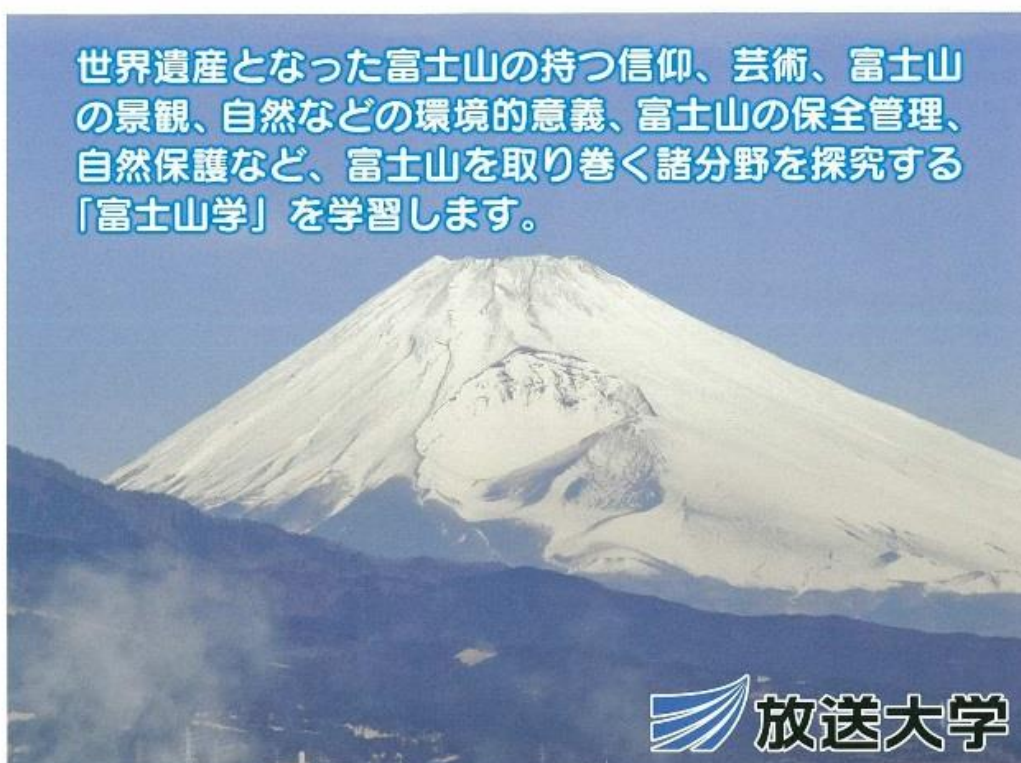


図 1. プロジェクト「富士山学の構築と地域リーダーの育成」の概念図

2. 平成25年度実施報告

「富士山学」の構築と地域リーダーの育成



- 対象** 「富士山学」に興味関心のある放送大学学生・静岡県民
- 日時** 平成25年9月7日(土)～8日(日) 一泊2日(日帰り2日間も可)
両日とも11時開始～16時30分終了予定
- 内容**
- | | |
|---|---|
| ＜7日＞
①講義「世界文化遺産申請の概要」 県文化観光部職員
②講義「富士山の自然（森林植生）」
静岡大学理学部特任教授 増澤 武 弘
③樹木の管理体験（枝打ち、間伐） | ＜8日＞
①植物相の観察 森林散策ハイキング（宿泊者）
②講義「富士山信仰」
富士山本宮浅間大社宮司 中村 徳彦
③富士山本宮浅間大社・白糸ノ滝等の見学 |
|---|---|
- 場所** 静岡県立富士山麓山の村 〒418-0011 富士宮市粟倉2745 多目的ホール他
- 費用** 一泊の場合3,000円（4食とリネン代） 日帰りの場合1,260円（昼食630円×2日）
※7日の受付時に収めていただきます。
- 移動** ☆静岡学習センター運行バス（無料）両日ともJR富士駅を10時出発、18時到着予定
無料バスは申込先着100人までです。100人を超えた場合、電話等でお知らせをいたしますので、他の手段をご検討ください。
☆自家用車でお出かけの場合は、駐車場に余裕がありません。できるだけ乗り合わせをお願いします。
- 申込み** (定員223人)
放送大学静岡学習センターのホームページの申込書をプリントして、FAX（055-989-1255）又は郵送でお申し込みください。電話による申し込み（055-989-1253）も受け付けています。
詳細は静岡学習センターホームページをご覧ください。締切は、8月17日(土)まで



①実施概要

放送大学関係者に限定せず、一般人も参加可能な形で参加者を募り、富士山中腹で宿泊する1泊2日のプロジェクトとした。

第1日目

平成25年9月7日10:00 JR 富士駅集合・出発

参加者は総勢89名（内訳 放送大学学生・卒業者 47名、一般42名）

送迎バス、自家用車にて静岡県立富士山麓山の村（標高約1100m、500ha）に到着

富士山麓山の村の体育館にて開会式および講演、ならびにフィールドワークを実施した。

講演1 テーマ「世界文化遺産申請の概要」

講師 小野 聡（静岡県文化観光部世界遺産推進課）

静岡県文化観光部世界遺産推進課発足当時（平成18年）から在籍し、長年富士山世界遺産登録に向けて、その取りまとめに従事されてきた経験から、お話をいただいた。

〔概要〕 富士山の世界遺産申請が「自然遺産」から「文化遺産」に変わった経緯、世界各地の世界遺産の実情調査、登録構成資産の絞込み、イコモス調査員の現地視察、調査員指摘事項への対応、世界遺産委員会会議の模様など、その現場からの生々しい内容、喜怒哀楽、今後の課題などが示され、今回の遺産登録は終着点ではなく、これからが始まりであるという認識が重要であると指摘された。

昼食（弁当）後休憩（12:00～13:00）

講演2 テーマ「富士山の自然（森林植生）」

講師 増澤 武弘（静岡大学理学部特任教授）

植物生態学、極限環境科学を専門とし、長く富士山世界文化遺産学術委員として関わられてきた立場から富士山の自然について講演いただいた。



〔概要〕 信仰の対象、芸術の源泉として登録された富士山は、その自然景観があってこそその世界遺産である。富士山の麓から標高が増すにしたがい山地帯から亜高山帯、高山帯と、植物の生きる環境は厳しくなっていく。地球の自然植生の縮図として富士山での垂直分布を観ることによって世界の気候変動の影響を知ることができ、富士

山頂部における永久凍土の減少、森林限界の上昇などがその例である。また、富士山の森林植生は常に固定したものでなく、今後遷移し、その景観も変化するものである。

フィールドワーク

参加者の希望により 2 班に分かれてフィールドワークを実施した。

○自然林観察（ブナ、ミズナラ、カエデ）

引率・ガイド 増澤武弘（静岡大学理学部特任教授）

概要



西臼塚駐車場周辺のブナを中心にミズナラ、カエデなど落葉広葉樹が混交する自然林を歩きながら増澤先生の説明を受けた。

大径木のブナに感動しながらブナ、ミズナラ、カエデの相性の良さ、林の生態などを学習し、その美しさの存続を望むが、林床にはブナの実生も少なく、稚樹も育っていない。このことは将来ブナが消滅し、

別の植生に遷移していくことがわかる。自然は変化するもので、富士山の自然景観も変化するであろう。

○樹木の管理体験（間伐・枝打ち）

引率 高木敏彦（静岡学習センター所長）

概要：苔むす溶岩の上に成立した自然林を約 20 分散策しながら、目的地のスギ人工林（国有林）に到着。「山の村」委託の森林管理組合の指導員より、間伐、枝打ち（注 1）の意義、方法を教わり、その後 1 時間ほど参加者たちは高枝ノコギリを用いて上方の枝の枝打ちを体験した。



注 1：植林当初は多くの本数を植栽するが、年数を経て樹の生育が旺盛になると枝葉が込み合って林内が暗くなり、各樹の生育や林床の植生に悪影響が生じる。樹を間引き（間伐）、横枝を切る（枝打ち）によって光の透過を良好にして、太くて節（フシ）の無い良質な木材を得るとともに、林床の植生を保全するために行う。





夜の座談会

各宿泊棟での夕食の後、「ぶな」棟にて希望者（約 60 名）の参加を得て開催した。小野聡氏（静岡県文化観光部）により午前の講演に関連して話題提供をいただいた。世界遺産制度設定のきっかけとなったナイル川の水没遺跡アブ・シンベル神殿の移築、世界における遺産登録の現状、維持保全への取り組み、日本における世界遺産申請の動き（世界遺産暫定一覧表）、富士山申請時における裏話、今後の課題など多岐にわたり、参加者は熱心に耳を傾け、また積極的な意見交換が夜遅くまで行われた。



第二日目

早朝より小雨が降る天候であったため、山の村構内の植物散策は中止し、急遽本プロジェクトに関する座談会を実施した。その後、体育館にて講演、午後には生憎の小雨のなか、世界文化遺産構成資産である浅間大社、白糸の滝の視察を富士宮ボランティアガイドの案内で実施した。

講演 3 テーマ「富士山信仰」

講師 中村 徳彦（富士山本宮浅間大社宮司）

全国の浅間神社の総本宮であり、富士山頂部の地権者である浅間大社宮司から、富士信仰との関わりについてお話いただいた。

〔概要〕大社所蔵の「絹本着色富士曼荼羅図」（室町時代の富士山への登拝の様子が三保の松原も含めて描かれている、）の映像をバックにして、富士山本宮浅間大社の由来、歴史、そして富士信仰との関わりについて説明がなされた。壮麗な富士山を神体として木花之



佐久夜毘売命（このはなのさくやひめのみこと）を祀る。富士山頂（8合目以上）は浅間大社の境内で山頂には奥宮が鎮座しており、夏場は禰宜が常駐している。山開き、閉山にあたっては本大社で祈祷、お払いなどの行事が執り行われている。

フィールドワーク（構成資産視察）

○富士山本宮浅間大社

全国 1300 余の浅間（あさま）神社の総本社である。社伝によれば、噴火を鎮めるために山を遥拝していた山宮から現在地に遷宮された。9 世紀ごろから信仰を集め、特に徳川家康の保護を受け、現在の社殿が造営され、家康の寄進をきっかけに富士山八合目以上をご神体として管理しています。境内には富士山の湧水である「湧玉池」（わくたまいけ）があり、かつては修験道者がここで登山前の水垢離を行いました。紅ガラの映える社殿は珍しい二階建て、ここからご神体である富士山が拝めます。



○白糸ノ滝

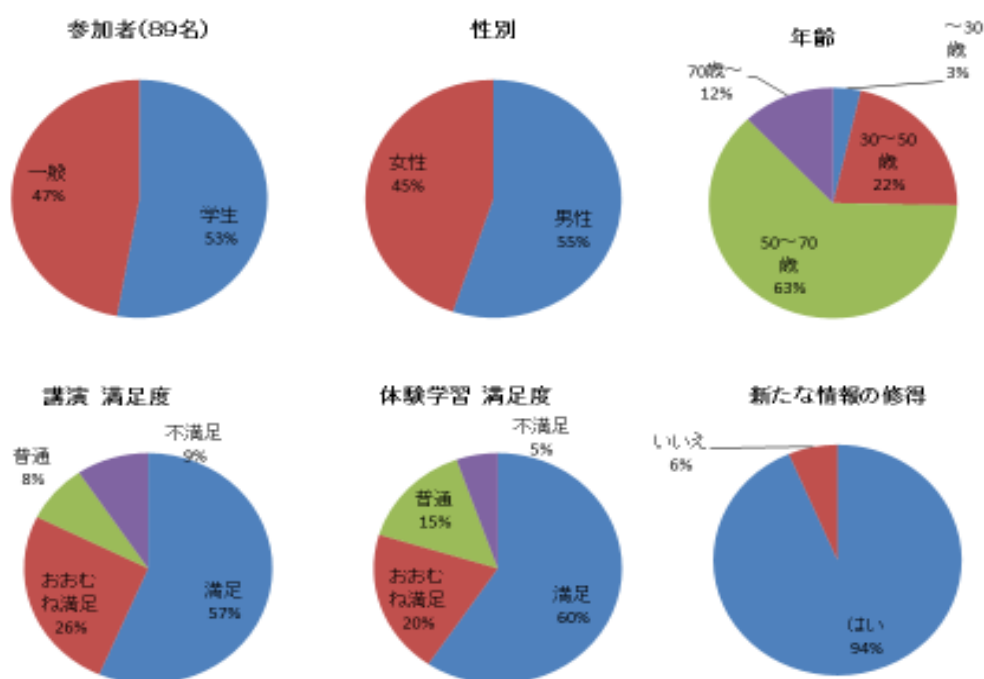
富士山の湧水が高さ 20m、幅 200m の湾曲した岩壁の間から白い絹糸のように流れ出ている。16～17 世紀、富士講の開祖とされる長谷川角行（はせがわかくぎょう）が修行を行った地とされ、富士講を中心とした人々の巡礼・修行の場となりました。滝裏側の土地開発が進めば、水量への影響が甚大といわれている。訪問時は、世界遺産登録後の景観保全のため、滝近くの土



産店の取り壊しや道路の改修工事中であり、離れた場所からの見学となりました。



② 参加者アンケート



一般参加者の感想文：

富士山文化遺産登録の紆余曲折の後の登録のお話に、登録までの規則やご苦労を知り頭が下がります。登録したら永久でなく抹消される事実もあり、今後は地元として、保護に力をあわせて出来ることを考えていきたい。体験では森林植生の見学を選び参加した。ブナの原

生林では樹木の種類など詳しく教えていただきたくさん学習が出来ました。また、少ないブナの苗木を見つけられてうれしく思いました。宿泊場所については高校生に戻ったような感じでその歴史を教えていただき、私は静岡県の自慢として良いと思いましたし、体験できてうれしかった。今後は24ある構成資産を順々に回っていくコースをお願いしたい。今回は若い方が多かったですが、芸術面などなら平日でも時間が自由になる人があるのではと思います。学生ではありませんが参加でき有難うございました。

③ 主催者側からみた総括

放送大学以外の一般の人を含め、約100名の参加者を得たことや、県外からの参加者も多かったことは、富士山の世界文化遺産登録への関心の高さが伺えた。参加者からのアンケートによると、大半の方々が「満足した」「概ね満足した」との感想を述べておられるので、今回の企画は「成功」と位置づけても良いと思われる。その幾つかをあげてみると、①富士山麓を会場とし、座学とフィールドワークを組み合わせることによって、新たな知識、知見がより身近なものとなる、②宿泊によって時間的余裕が生じ、夜間における座談会、意見交換の場が可能となり、また、参加者同士のコミュニケーションも促された、③構成資産の視察も、講演会での内容やボランティアガイドの熱心な説明により十分な理解が可能となった。その反面、いくつかの反省点も浮かび上がった。例えば、①約100名の参加者、それも送迎バスだけでなく現地集合も可能とした事により、対応するスタッフ数が十分ではなく、少々の混乱、スタッフへの過負担が生じた、②講演会、フィールドワーク、視察等を両日に詰め込みすぎたため、参加者への十分な施設利用ガイダンスが出来なく、少々の混乱を招いた、③講演会場として多目的ホールを利用したが、音響設備が不十分で聴き辛かった、④参加者の年齢幅が大きく、次年度以降の地域リーダー育成を目指す際に、ターゲットをどこにおくか迷うところである。

なお、放送大学本部より、本プロジェクトの取材のために広報課およびアナウンサー2名ほか撮影スタッフが同行され、そのビデオ映像が放送大学ホームページで公開された。

(www.ouj.ac.jp/pi/sc/2013/sizuoka.html)



3. 平成26年度実施報告

昨年度は、講演、座談会、フィールドワークを1泊2日の中で欲張って詰め込みすぎた反省から、本年度は講演会とフィールドワークを切り離し、一般市民も含め定員を広げた多彩なテーマの公開講演会を前半に、そして後半に、対象を放送大学関係者に絞った1泊2日のフィールドワークを企画した。

世界遺産登録記念プロジェクト

第2回「富士山学」の構築と地域リーダー育成講座



- 1 公開講演 (定員100人 対象 放送大学学生・同窓会生及び一般)
多彩な講師陣の講演です。奮ってご応募ください

会場 静岡学習センター (三島長陵高校内)

講演1: 午後1時30分～3時 講演2: 午後3時10分～4時40分

平成26年9月7日(日)午後1時開場

講演1 演題「日本人の富士山に寄せる信仰」

講師 中村羊一郎氏(静岡産業大総合研究所特任教授)

講演2 演題「環境保全の取り組み(自然の森づくり)」

講師 仁藤浪氏(NPO 富士山自然の森づくり代表)

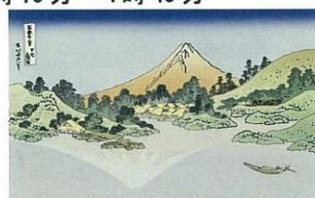
平成26年9月14日(日)午後1時開場

講演1 演題「世界遺産の維持、保全に関して」

講師 小野聡氏(元県文化観光部世界遺産担当)

講演2 演題「浮世絵に描かれた富士山」

講師 浦上満氏(東洋古美術商「浦上蒼穹堂」代表)



富嶽三十六景 甲州三坂水面

- 2 フィールドワーク (対象 放送大学学生・同窓会生 定員40人)
富士の自然のすばらしさを体験しましょう

日時 平成26年9月20日(土)・21日(日)一泊二日 小雨決行

内容 御師の家の見学や青木ヶ原樹海・富士山麓でのフィールドワークや宿舎における講演・討論会を通して、信仰の歴史や富士山の自然の理解を深めます。

講演 「世界文化遺産を守る富士山の自然」

講師 増澤武弘氏(静岡大学理学部特任教授)

行程 9月20日(土) 三島駅北口9時集合

三島駅北口→御師の家→青木ヶ原樹海散策

→富士山麓山の村(泊)

9月21日(日)

富士山麓山の村→富士山五合目→高鉢～

西臼塚散策→富士駅→三島駅(16時半着予定)

宿泊 静岡県立富士山麓山の村 電話 0545-36-2236

経費 一泊二日3000円程度を予定 ※初日に徴収いたします。

その他 フィールドワークに備えた服装で参加してください。

※両日数時間森を歩きます。



H25 フィールドワーク



申し込み 別紙申込書で静岡学習センターに申し込んでください。

窓口・郵便・Faxで申し込みができます。

問合せ先 静岡学習センター

〒411-0033 三島市文教町 1-3-93

☎055-989-1253 Fax 055-989-1255

①実施概要

第1回講演会（平成26年9月7日）

講演テーマ「日本人の富士山に寄せる信仰」

講師：中村羊一郎（静岡産業大学総合研究所特任教授）

富士山の成立から、信仰の対象、そして現在の日本人の精神に宿る富士山への想いを、伝説、昔話、和歌集や各地に残る郷土芸能など、民俗学の立場より解説いただいた。

〔概要〕 ①富士山成立の伝説（ダイダラボッチ伝説、琵琶湖との関係、常陸風土記など）、②仰ぐ富士（古今和歌集の山部赤人の歌から、天地の分けし時から現代に至るまでのその圧倒的な存在感と山そのものが神として崇拝の対象であり日本を鎮護するとされてきた）、③富士山に対する恐れ（噴火を繰り返す富士山に対して朝廷は怒りを鎮めるために、位階を贈り、多くの浅間神社（本来はアサマで火山を意味する）が建立された）、④仏教的な色づけと神仙思想（富士山を宇宙の根源とみなし、大日如来、天照大神を祀り、神仙思想では不老不死の蓬莱山とみなす。昔話かぐ（火の神をあらわす）や姫との関係）、⑤女神の交代（山の神は女性であり、かぐや姫から木花之開耶姫へと富士山の祭神の交代）、⑥富士登山と信仰（平安時代の末代上人から中世の富士登山を経て修験者の富士峯修行、道者の信仰目的の登山者であり、戦国武将も地域経済の支えや情報収集という面で保護）、⑦江戸時代の富士講の発展（人穴で修行した角行を祖とする富士講の発展）、⑧近代の富士登山（富士山に初めて登った初代イギリス公使オールコック（1869年）、村の成人儀礼と学校登山）、⑨富士山イメージと国家戦略（日本の海外進出の理念的存在、日本産商品の象徴）、⑩日本人と富士山（銭湯になぜ富士山が描かれるか？心の平安、精神の象徴として位置づけられる）

講演テーマ「富士山・環境保全の取り組み（自然の森づくり）」

講師：仁藤 浪（NPO 法人富士山自然の森づくり代表）

富士宮自然観察の会及び NPO 法人富士山自然の森づくり代表として、富士宮市を拠点に40数年にわたり関わってこられた富士山の環境保全活動を中心に講演いただいた。

〔概要〕 富士山の現状と問題点としては、自然的（シラベ・ブナ林のシカ食害、大沢崩れ、降雪、大雨、台風、落石、倒木、遊歩道の崩壊など）、人為的（来訪者数、登山道、山小屋、ゴミ・トイレ、駐車場、来訪者マナー、ブルトナー、人工林管理、林道など）があり、行政的あるいは民間的な各種の環境保全の取り組みが行われている。今後は、これら主要な活動を統合一本化して機能的・効率的な活動が出来る組織作りが必要で、また山梨、



ブナ帯の食害(キハダ)



ニホンジカ

静岡両県の統一見解と周辺市町村の施策の整合性が課題である。

これまでの活動としては、現地観察会を通じて自生・外来種の調査、植生調査、樹木調査を実施するとともに、湿生植物保護と再生（小田貫湿原・田貫湖）、自然林再生（朝霧高原・富士山国有林）、二次草原の再生（朝霧高原）、自然の森づくり（富士山国有林）、富士山エコレンジャー活動など、長期

かつ多地域にわたる自然環境保全活動をしてきた。これらの成果を踏まえて、今後の「自然林再生活動」への提言として、①奥山の認識（里山とは異なる）、②自生種の優先（在来自生種を保護・育成）、③植栽樹の認識（富士山由来の種子・稚樹・幼樹を植栽）、④下刈りの規制（稚樹・幼樹の誤刈りを避ける）、⑤活動団体の制限（知見、技術、器具等最低必要要件を満たし持続できる）、⑥自然の治癒力利用（自然の再生に少し手を加える程度と認識）が挙げられる。最後に、これら活動の継続には人材育成が欠かせず、今後の課題である。



第2回講演会（平成26年9月14日）

講演テーマ「世界遺産の維持、保全について」

講師：小野聡（元静岡県文化観光部世界遺産推進課）

静岡県文化観光部世界遺産推進課発足当時（平成18年）から在籍し、長年富士山世界遺産登録に向けて、その取りまとめに従事されてきた経験から、一登録までの道のり、これからの取組一について解説いただいた。

〔概要〕 世界遺産とは、ユネスコ「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、文化遺産及び自然遺産を、人類全体の世界の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護するため、国際的な協力・援助の体制を確立することが目的である。この条約が1972年ユネスコ総会で条約採択、1972年に日本の条約締結・発効、2014年現在締約国は191ヶ国に及ぶ。世界遺産一覧表への記載基準は①世界的な視点から「顕著な普遍的価値」（登録基準は10項目、富士山はそのうちiii、viに合致）を有すること、真実性（オリジナルの状態を維持）・完全性（価値を表すものの全体が残っている）の条件を満たしていること、②将来にわたり保護するための保護管理体制があること、である。

現在、世界遺産一覧表に記載されている我が国の世界遺産は18件であり、そのうち文化遺産14件、自然遺産4件である。

世界遺産委員会の決議文（本報告書、4ページ）に述べられているように、委員会からの勧告（6項目）に応えるべく方策を策定し、2016年度の世界遺産委員会で審査できるように保全状況報告書の提出が義務付けられている。この報告書には、文化的景観の手法を反映し

た資産の総合的な構想（ヴィジョン）、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の策定に関する進展状況を含めると共に、管理計画の全体的な改定の進展状況を含めることとされている。

講演テーマ「浮世絵に描かれた富士山」

講師：浦上満（東洋古美術商「浦上蒼穹堂」代表）

東京日本橋にある「浦上蒼穹堂」の代表であり、国際浮世絵学会常任理事で北斎漫画の収集家としても知られている浦上満氏に講演いただいた。

〔概要〕

浮世絵の形式・様式（肉筆画・版画）

浮世絵版画の展開（墨摺絵、丹絵、漆絵、紅絵、紅摺絵、錦絵）

浮世絵の主題（美人画、役者絵、相撲絵、武者絵、花鳥画、風景画）

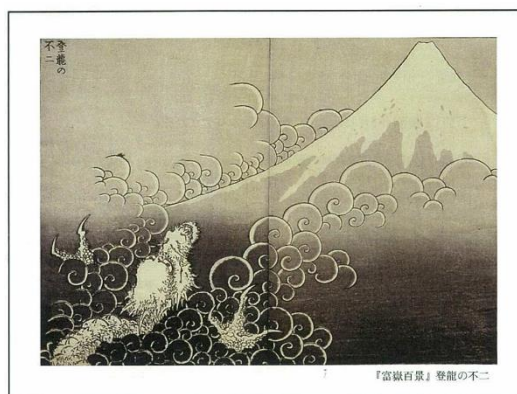
浮世絵風景画で並び称される巨匠、北斎と広重が描く富士山

葛飾北斎（転居すること 93 回、改号すること 30 回）

富嶽三十六景（風景画ジャンルとして確立した記念碑的作品で、ベロ藍の流行を取り入れ青の濃淡を生かした藍摺、その特徴は①様々な場所から望む富士山、②季節、気象変化に応じて見せる富士の多彩な表情、③奇趣に富んだ視覚や構図）

富嶽百景（富士誕生の神話的世界に始まり、物語的展開を匂わせるもので、①その主題は多岐に渡り、純名所絵的なものは少ない、②画面近景の事物を極端に拡大して描き、その向こうに遠景の風景を覗き見せる近像型構図、③近景の事物をただクローズアップしただけではなく、意表を衝く選択に特色があり、ヨーロッパにおいてはジャポニズムの絵画や工芸品にも構図や意匠が盛んに取り入れられた）

北斎漫画（北斎の興味をそそり好奇心の対象となった有形無形のもの一森羅万象が描かれている。見る人の知識を啓発する百科事典という面と北斎自身のデータバンクという性格を併せ持つ）



歌川広重（火消同心安藤家に生まれ、15歳で歌川豊広の門人、師より広重の画号を命名）

東海道五十三次（「東都名所」で風景画の地位を獲得した広重は、この保永堂からの刊行が爆発的な売れ行きとなり風景画版画の第一人者となる。広重独自の叙情的な風景画を展開した）

名所江戸百景（広重最晩年を飾る大シリーズで、ゴッホも模写したことで有名）

ほかに「不二三十六景」、「富士三十六景」、「富士見百図」がある。

河村岷雪（北斎に影響を与えた？）

1771年刊行の「百富士」に、様々な場所からの富士を望み、奇抜な構図や視覚、あるいは気象変化なども描かれている。



フィールドワーク（平成26年9月20,21日）

第1日目

JR 三島駅に集合した参加者42名と講演講師、スタッフ、フィールドワーク補助者(TA)12名が2台のバスに分乗し、構成資産である御師の家（旧外川家）の見学、青木ヶ原樹海での森林植生の視察を行った。

○御師の家（旧外川家住宅）

ボランティアガイドから約1時間丁寧な説明をうけた。

〔概要〕御師の屋

敷は間口が狭く、奥に長い短冊状の地割を持ち、表通りから伸びる導入路の途上には敷地内を横切る水路があり、そ



の奥に住宅兼宿坊の機能を持つ主屋がつながっています。吉田口登山道の起点となる北口本宮富士浅間神社門前の南北方向の道路の左右に御師住宅が並ぶ大規模な集落を形成しました。御師





は、富士講信者が夏季に登拝を行うにあたり、宿泊・食事の準備を始め一切の世話をを行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈祷を行うことを生業とした。富士講の興隆により一時は 80 軒以上あったというが、現存する御師住宅の中で最古の事例である旧外川家住宅は 1768 年に建造され、奥座敷には立派なご神前があり、食行身祿像が鎮座しており、約 100 名の宿泊が可能とされている。御師及び富士講信者たち

は神前に集まって拝礼の儀を行い、登拝の準備をしました。

○青木ヶ原樹海

青木ヶ原樹海は、富士山の北西山麓の河口湖町から鳴沢村に広がっている。森林内は遊歩道が整備されており、増澤教授の案内で森の構造を説明いただいた。

〔概要〕玄武岩質の溶岩の斜面は、流出後約 1100 年経過しているにもかかわらず土壌の生成はきわめて遅く、溶岩上の特殊な条件下で成り立っている。本来はブナ帯に属するが、この特殊な立地条件によりツガ、ヒノキ、モミ、トウヒなどの常緑針葉樹林となっている。これらの根は水を求め溶岩の上を這い回っている。また樹海独特の風景をかもすコケ群落は、地表面に雨水や露を一時的に保存する重要な役割を果たしている。ところどころブナやミズナラの落葉広葉樹林が見られるが、この部分は溶岩流が地形の影響で流れなかったところであり、深い土壌を形成している。遊歩道脇にゆで卵そっくりのタマゴタケが顔を出していた。

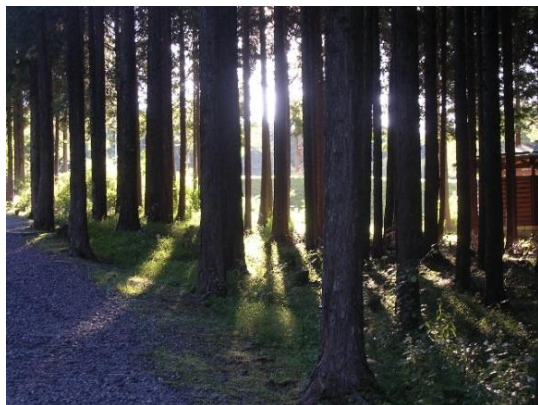


視察終了後、宿泊地である静岡県立富士山麓山の村へ到着、夕食後に、小野聡氏より「世界遺産富士山よもやま話」、富士山ボランティア横見光恵氏より「富士山ナビゲーターレポート」と題して話題提供を受け、意見交換を含めて有意義な時間を過ごした。

〔概要〕小野氏からは、今年の登山者の現状、トイレ問題、登山道保全、入山料問題、昔の登山道の確定問題等、世界遺産委員会より指摘のあった課題に対する現状の紹介があった。横身氏からは、今夏登山口での外国人登山者へのナビゲーター経験を踏まえて、外国人登山者の現状、案内表示の不備、トラブルなど今後の課題について紹介があった。



第2日目



早朝（8：00）より増澤教授による「世界遺産を支える富士山の自然」と題して、山頂のコケ類から今回視察対象の青木ヶ原樹海、西臼塚自然林を含めた、富士山の自然について講演をいただいた。

概要：富士山の自然は変化し続けている。山頂では永久凍土が減少、新たな維管束植物が進入しており、中腹のブナ林は老齢木が多く、幼樹が少ないため更新が期待できない。また、麓の天然林や人工林はニホンジカの食圧・踏圧を受けて枯死木が急速に増えている。このように世界遺産の「構成資産」を取り巻く自然が変わりつつある。

○富士宮口五合目・西臼塚周辺天然林

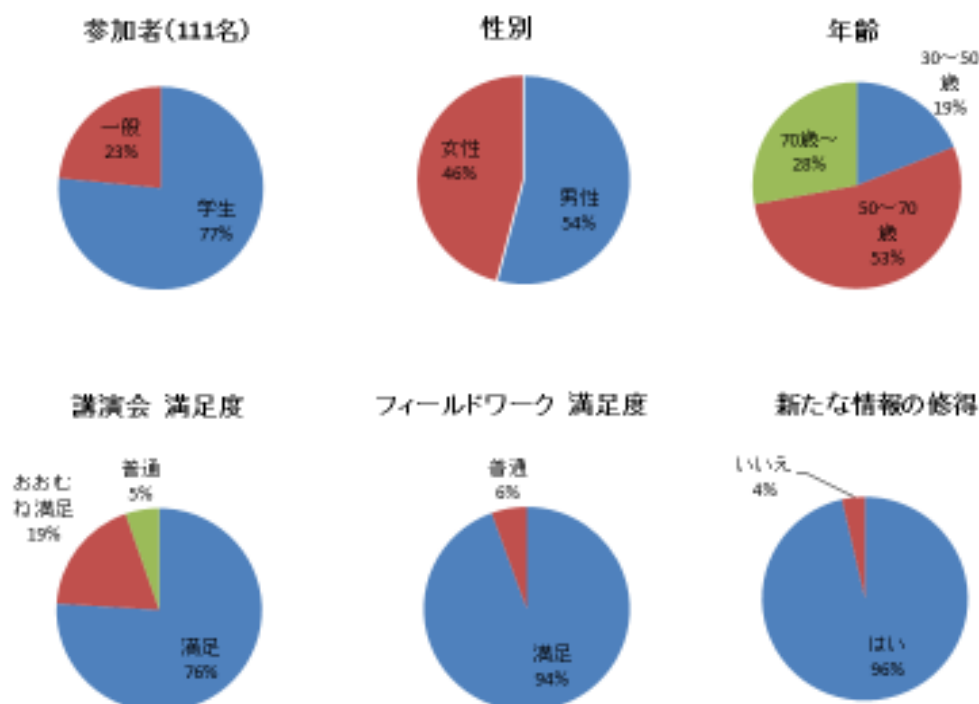
五合目登山口から、富士山を望めば、裸地のように見える荒涼とした独特な景観が繋がっている。樹木限界より高い地帯には草本植物、主にオンタデやイタドリの優占する群落がまばら



に生育しているばかりである。密度の高い植物群落をつくれない火山荒原では、「翼」を持つイタドリらの種子が飛来し、発芽・定着したイタドリは生長すると多くのシュートを密集させたパッチを作り土壌を安定させる効果があり、「一次遷移過程」の初期の例には最適である。

西臼塚の天然林は、ブナ、ミズナラ、カエデ類が生育する混交林で落葉広葉樹林帯である。ブナ群落は成木・老木が多く、その周辺には実生や稚樹が少ないことから、今後ブナの更新は難しく衰退していくと考えられる。一方、裏日本のブナ帯では実生・稚樹も多く育っており、更新可能ということである。

②参加者アンケート



参加者の感想文：

富士山にまつわる様々な民話を面白く聞かせていただき大変参考になりました。遠くから見る富士山はとても美しく心が洗われますが、その影にはその環境保全のために大変な努力が払われていることを知り、自分に出来ることがあれば協力したいと思いました。フィールドワークでは、樹海でのかわいいキノコや溶岩の穴が印象的で、植物の神秘性には感動し、その生きる力、順応性についてたくさんの知識を得ました。また遺産を守るマナーの重

要性も学びましたが、世界の財産である富士山を静岡県人としてどのように守るか、そのルールや心構えをこれからも学んで行きたいと思っています。

③主催者側の総括

今年は3回に分けて講演会、フィールドワークを実施した。参加者数は延べ111名にのぼったが、フィールドワーク参加者を放送大学関係者に限定したこともあり前年に比べて一般の方の参加が減少した。「概ね満足」を含めるとほぼ全員が満足感を覚えており、特にフィールドワークで満足度が高かった。これは、前年度の反省に基づき、若いTAを多く配置し、フィールドの引率、説明を密にしたこと、講演会、座談会等の設営、補助によりスムーズに運営できたことによると思われる。講演会に関しては、民俗学の立場からの信仰の話、実際に活動している維持・保全活動の内容、遺産登録の実務に携わった方の話、日頃作品に接しておられる古美術商の話など、参加者の身近な風土、地域、生活に根ざしたもので関心も高く、新たな知見が得られ満足度が高まったものと思われる。反省としては、①満足度の高い講演内容であったにも拘らず、参加者が定員に満たなかったのは一般に対する広報が不十分であった、②前年に比べ若い年齢層の参加が少なく、本PJが目指す人材育成の面で懸念がある。ただ、参加者の多くの方から、次年度も「富士山学」の企画を期待しているとのコメントをいただいた。



4. 平成27年度実施報告

富士山学フィールドワーク 受講生募集

第3回「富士山学」の構築と地域リーダー育成講座
富士山の信仰と自然を知り、その保全を体験しましょう

- 1 講座内容 ①村山浅間神社の見学 ②宿舎付近の植林地での自然保護活動 ③宝永山(6合目)付近での自然観察 ④宿舎における講義・討論会 を軸に、信仰の歴史や富士山の自然とその保全活動への理解を深めます。
- 2 日 時 平成27年9月12日(土)～13日(日) 一泊二日 小雨決行
- 3 行 程 9月12日(土) 三島駅北口(9時20分集合)→村山浅間神社
→宿舎→自然保護活動
9月13日(日) 宿舎→6合目付近(宝永山遊歩道)自然観察
→三島駅北口(17時着予定)
- 4 宿 泊 静岡県立富士山麓山の村 富士宮市栗倉 2745 ☎0545-36-2236
- 5 経 費 食費等3,500円程度 ※経費は初日に徴収します。
経費にはバス代、12日の夕食、13日の朝食・昼食等を含みます。
- 6 申 込 先 静岡学習センター ※下記
- 7 参加対象 放送大学の学生 定員35人
- 8 注 意 ①12日(土)の昼食は各自ご持参ください。
②両日3時間程度、屋外での自然保護(ボランティア)活動や自然観察を行います。体力等も考慮してご参加ください。
③学生教育研究災害障害保険への加入をお願いします。
④その他 軽登山靴、軍手など屋外でのボランティア活動・自然観察活動に備えた服装で参加してください。



村山浅間神社



宝永山第2火口縁



昨年のフィールドワーク

別紙参加申込書に必要事項を記入し静岡学習センターにお申し込みください。郵便・Faxで申し込みができます。

申込・問合せ先 静岡学習センター

〒411-0033 三島市文教町 1-3-93

☎055-989-1253 Fax 055-989-1255

URL <http://www.sc.oui.ac.jp/center/shizuoka/>

申込書がダウンロードできます。

これまで3年間進めてきた本プロジェクトの取り纏め年度として、プロジェクトの目標の一つである地域リーダーの養成をめざして、富士山の自然の森づくりを進めるNPO団体の指導の下に、保全活動の実地体験を計画した。さらに近年の温暖化に伴う森林限界の上昇、植生の変化を体験すべく、宝永山（2693m）へ向けての山登りを実施した。

①実施概要

第1日目（9月日）

JR 三島駅に9:30に集合した参加学生31名と講師、TA、職員7名、合わせて38名が借り上げバスにのりこみ、構成資産である村山浅間神社、ならびに保全活動の場である富士山麓山の村に向けて出発した。

○村山浅間神社

絹本著色富士曼荼羅図（室町時代作）にも、水垢離をとり富士山頂を目指す様子が描かれている村山浅間神社の境内、建造物を、氏子総代である山本氏にガイドをいただいて視察した。



【概要】村山浅間神社は、明治の初めまで京都の聖護院を本寺とする修験道の拠点で「富士山興法寺」と称し、富士修験の中心地であった。戦国時代も今川氏の庇護を受け、富士登山の中心地として栄えた。村山の集落は、興法寺の別当である村山三坊を中心に、山伏や門前百姓からなる修験集落で、東西の入り口には見付（木戸）が設けられ、入村金が課せられていた。明治には、神仏分離令を受けて興法寺は廃され、大日堂と浅間神社は分離された。

大日堂には、大日如来坐像、不動明王立像等が安置されているが、県内で唯一仏像が残存する堂である。浅間神社は大日堂に並ぶ規模の社殿であったが、現在は老朽化のために鉄筋コンクリート一部木造に建て替えられており、拝殿には「富士根本宮」の扁額が掲げられている。境内には水垢離場があり、道者は登山前に精進潔斎して身を清め、富士山信仰に由来する垢離は「富士垢離」と呼ばれている。村山の修験者が各地に富士垢離を広



めたといわれている。正面に不動明王の石像が祀られている護摩壇は、村山の法印が富士峰修行に入る時や終わった時など、修行の時々採燈護摩を執り行ったところ



である。また、境内には樹齢 1000 年を超え、樹洞（うろ）が数 m もある大杉（目通り径 9.9m）が、そして乳と呼ばれる気根が数多く長く垂れ下がった大銀杏が



あり、いずれも県指定天然記念物に指定されており時代の古さを感じさせる風情であった。境内の端には富士登山道の村山口があり、一部石畳となっている。

○「富士山緑の募金の森」における保全活動体験

台風により甚大な風倒被害を受けた植林地の復旧にあたり、15 年余にわたって自生種による自然の森づくりを行っている NPO 法人「富士山自然の森づくり」（代表 仁藤浪）のスタッフの方々（6 名）に保全活動の実際を指導していただいた。



【概要】風倒被害を受けた広大な国有林の大半が人工ヒノキ林であったことから、その復旧を「生物多様性の高い森林・耐風性の強い針広混交林」、それも富士山自生種による森の再生を目指している。奥山の自然再生を後押しするために、外来種、園芸種の植林を避け、自生種の稚樹、幼樹の保護を推し進めている。参加者 5,6 名単位で小班を作り、それぞれに指導者 1 名が引率して

体験活動を約 2ha にわたり行った。主な作業としては①竹差し、②つる切り、③外来種除去である。①竹差しは、林床に生えている稚樹、幼樹を探し支柱竹を差し、周辺の草を刈り取る。これは下刈りの際の誤刈を防ぐためである。②つる切りは、

広葉樹に絡まったつる性植物を除去する。これは成長がすすんだ折のつるによる閉め殺し（幹に食い込み、同化物の移動を妨げて枯死させる）を防ぐためである。③外来種除去は、人の往来や鳥獣の移動に伴い持ち込まれた外来種を、根から引き抜いて除去する。

富士山麓のシカの食害は深刻なものである。活動場所である「募金の森」は約 33ha の面積を有し、周囲を金網フェンスで囲んでシカの食害を防護しており、平成 26 年度に駆除（22 頭）したもののまだ幾頭かは柵内に残っている模様でシカによる食害の被害が発生している。

○夜の座談会

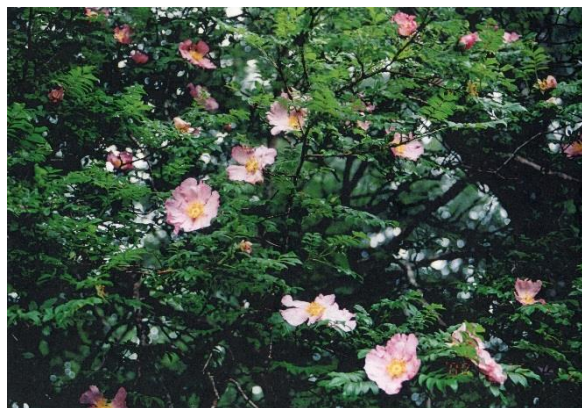
山の村での夕食の後、18:30 から約 2 時間、仁藤浪氏（NPO 法人富士山自然の森づくり代表）および小野聡氏（元県富士山世界遺産推進課、現三島南高校教頭）による話題提供の下に意見交換を実施した。翌日の宝永山登山もあることから、当初 1 時間程度を予定していたが、場が盛り上がり予定時間の大幅延長となった。

富士山自然の森づくり活動の実際 （話題提供：仁藤 浪）

平成 8 年 9 月の台風 17 号により、富士山国有林は風倒の大被害（約 620ha）を受けた。その大半は 人工ヒノキ林であったことから、林野庁は、森林再生に当たり、これまでの経済的機能一辺倒から、水源涵養等の公益機能を重視した「生物多様性の高い森林・耐風性の強い針広混



交林の造成」を定め、広く国民に参加を呼びかける「国民参加の森づくり」等の方針を定め、その復旧を「富士山の森・再生活動」と称し平成9年より開始した。その流れの中で、富士山国有林210林班の富士山緑の募金の森（33.66ha）を活動拠点としてNPO法人富士山自然の森づくりを立ち上げ、平成12年より現在まで森づくりを行っている。人の手の介入が必須である人工林、里山の森づくりと異なり、出来るだけ人の手を加えない奥山の富士山自生種による自然の森づくりを目指している。そのために、富士山自生種の種子収集、実生、稚樹などからの養成苗木を当初は植樹していたが、その後は、補植用の植樹以外は林床から発芽した稚樹、幼樹の保護、育成を行い、森の自然再生の後押しを行っている。その作業の一環として、つば刈（全面的に下刈りするのではなく幹周辺の草刈に限定）、竹差し（前述）、つる切り（前述）の作業があり、同時に外来種の除去を行っている。また、同会は森づくりだけでなく、植生（樹木）調査を併せて行っており、自然の森の遷移過程を振り返ることが出来る。15年を経た現在、オオバキハダ、マメザクラ、カントウマユミ、フジサンキウツギなど29樹種で樹高も3～8mの森に生長している。絶滅危惧種であるサンショウバラも自生種の中に見られる。シカの食害も年々標高を上っており、募金の森も防護柵はあるものの被害が発生している。



「人工林や里山と異なり、奥山の森づくりは100年先を見越し、その地本来の自生種を主体に森づくりを進め、自然の再生力を人間が補助する手法が望ましい」。このような基本的な考えを共有する仲間とともに今後も活動していくが、皆様にはこれらの活動の基本を理解いただき、共感いただければ、一緒にあるいは身近な場で活動願えれば幸いである、と締め括った。

世界遺産登録の意義と今後の保護・保全（話題提供：小野聡）

現在世界遺産に登録されている総数は1031件、うち文化遺産802、自然遺産197件、文化・自然を併せた複合遺産32件であるが、遺産登録の理念（人類の遺産として、保護するシステムの構築）に合致しない場合は登録抹消となる。これまで、オマーンの「動物保護区」（絶滅危惧種のアラビア・オリックスの生息地であるが、石油資源の掘削開発と密漁のため）、ドイツ「ドレスデン・エルベ渓谷」（エルベ川沿いのすばらしい景観であるが、交通渋滞解消のため迂回路とし



て橋梁を掛けることを市民が選択)の2件が抹消されたが、この他にもダーウインで有名な「ガラパゴス諸島」が急速な観光地化に伴う人口急増、環境汚染、外来生物の繁殖、密漁などに有効な対策を講じていないとして、一時期「危機遺産」に位置づけられたことがある。富士山に関しては、複合遺産登録を目指すという動きも承知しているが、まず、世界遺産委員会からの指摘、勧告に対して如何に対処するかが必要であろう。

これまでに行政、地域社会を中心に実施してきた主なものは次のとおりである。①世界文化遺産への推薦の過程で、構成資産候補地を国の文化財と指定、②白糸の滝、忍野八海周辺の地域環境整備、③定期的な清掃活動や登山者等へのマナー向上の呼びかけによるごみの持ち帰り、④環境配慮型トイレ設置の計画的進行、⑤三保の松原の防波ブロックの代替案の策定、⑥富士山景観を遮る電柱撤去、建造物の高さ、形状、色彩の配慮、⑦富士登山者への案内板、保全協力金の募集など等が行われてきているが、まだ課題は多く残されている。

ユネスコ世界遺産委員会の指摘・勧告に応えるために、富士山世界文化遺産協議会(静岡県、山梨県及び関連市町村から構成)において、《世界文化遺産富士山ヴィジョン ―その「神聖さ」と「美しさ」を次世代へと伝えるために―》を策定している(内容は本書101ページに別掲する)。

最後に「世界遺産登録はゴールではなく、遺産を守っていく新たなスタート」と位置づける必要があると締め括った。



第2日目

早朝は晴れており、富士山もくっきりと姿を見せていたが、朝食時より雨が降り出し、午後の宝永山登山が懸念された。

○事前講演

富士山をとり巻く植物群落を知る ―裾野から3776mへ― (講師: 増澤武弘)

富士山を取り巻く植物群落は、山頂より、コケ・蘚苔類、火山荒原、亜高山針葉樹、落葉広葉樹、照葉樹とつながるが、とくに、富士山頂、森林限界、落葉広葉樹林帯における植物群落の現状と課題を解説いただいた。

山頂付近は永久凍土が地下1m下に存在し、山頂側面に緑のカーテンがみられる(凍土よりの水分供給)。ドーム近くにはコケ類とラン藻類が共存したヤノウエノアカゴケの群落があり、これは南極に存在するものと同種で過酷な環境条件下で黒色を呈する。昨今は温暖化の影響で減少が見られる。また、維管束植物であるイワツメグサなどが増え始めている。

火山荒原にはイタドリ、オンタデを主体にパッチ(パッチワークの



意)を形成し、その後草本性のパッチの中心部に木本性の植物が進入し、急速に植生の回復を促進する。

森林限界付近(標高 2400~2500m)では、カラマツが南・北アルプスにおけるハイマツのような形状を示し、はいつくばったカラマツを取り巻くようにミアマハンノキ、シカマヤナギが生育している。標高が下がるとカラマツは天に向けて真っ直ぐに育っており、トウヒ、ヒラツガ、シラビソが分布する。富士山の森林限界はかなりの速度で上昇している。

落葉広葉樹林帯は、ブナ群落を主体とするが、さらにミズナラ、カエデ類が混ざった混交林である。ブナのほとんどは大径木であり老齢化しており、200~300年前に成立した群落と推定される。若令木、稚樹、実生が少ないため、今後ブナ群落は衰退していくと考えられる。この部分は、シカの食圧、踏圧の被害がましてあり、環境省の基準で自然植生に変化無しとされる生息密度 3~5 頭/km²をはるかに超え、10~15 頭 /km²に達しており早急なシカ対策が必要である。

○宝永山火口に向けて森林限界を歩く

雨具を着て山の村を出発し、富士宮口新5合目で早めの昼食をとり、いよいよ登山開始!

雨は上がったものの低気温と強風である。体が吹き飛ばすような風の中、この地を研究対象にされている増澤先生並びに研究室スタッフのガイドで2班に別れて



登り始めた。上り口にある富士山保全協力金の徴収所、それを元に整備された環境配慮型トイレ、道標などの説明を受けた後、足元を確かめながらゆっくりと歩を進めた。途中の山腹にあるパッチ、シュートの説明、植生とその形状を確認しながら 1707 年の噴火によって出現した



宝永山（2,693mm）火口に向けて森林限界の端を登っていった。

標高 2500m 以上の斜面では溶岩や火山灰層を直接見られ、第 1、第 2 火口の大きさに爆発の甚大さに思いを馳せることが出来る。この裸地であった場所も下から上がってきた新し



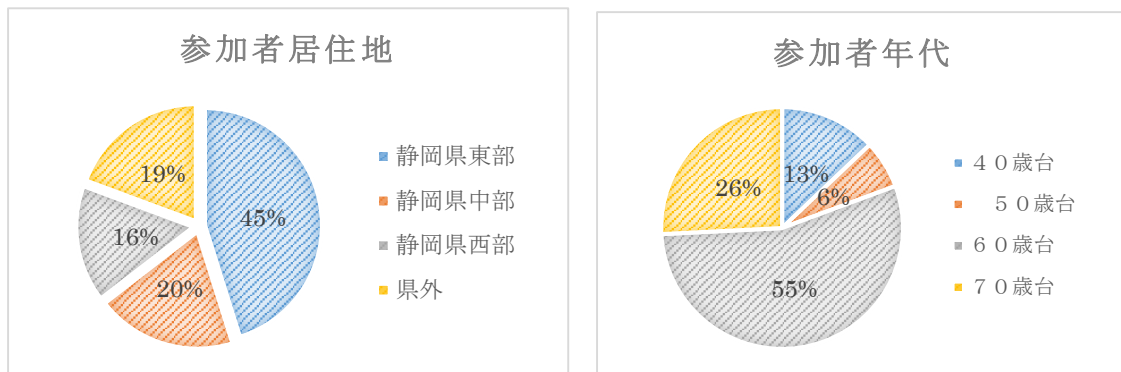


い侵入植物が面積を拡大しており、まさに植物群落の遷移が進んでいる場所である。第2火口にはオンタデ、イタドリを主体としたパッチが散らばり、まさに紅葉の季節であった。

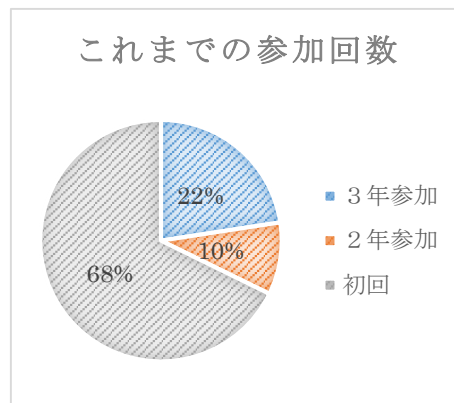


左右に、第2火口、森林限界の植生を見ながら、砂礫の坂道を強風のなか下り終え、森林のなかに達した。森林のなかは風がなく、なだらかな勾配の道の特徴的な樹種の説明を受けて森林浴を楽しむことができた。途中、森林限界の上昇を裏付けるカラマツの樹型（株の枝がハイマツ状に横に広がり、上部は垂直に勢い良く伸びている）や、主要な樹種であるトウヒ、シラビソ、ヒラツガの見分けかた等を学びながら登山口に無事帰着した。





② 参加者の声



参加者は県内居住者が約8割、それも日常的に富士山に接する地域である東部の方が多いが、県外からの参加者（京都、神奈川、石川、岩手）も約2割を占めており、富士山に対する関心の高さが伺えた。また、本プロジェクトを3年にわたり企画したが、そのうち複数回参加された人が約1／3にのぼり、富士山への関心の強さも伺えた。

帰りの車中で、本プロジェクトに対する感想を参加者各人に問うたところ、①富士山のすばらしさの秘密がわかった、②日頃見ている富士山の見目が変わった、③富士山に関わる色々な分野の知識が深まった、④世界遺産登録の意義がわかった、⑤世界遺産の保護・保全の必要性がわかった、⑥富士山自然林の保護・保全のために長年活動されてきたNPOの活動のご苦労がわかった、⑦今後、何らかの活動を考えてみたい、⑧楽しく学べ、今後もこのような企画を継続して欲しい・・・など等、本プロジェクトが意図した所が少なからず達成できたのではないかと考えられた。

5. 関 連 す る 面 接 授 業

文化遺産として登録された富士山に関わる分野は、信仰、芸術を含めた文化面を含め、その基盤となる富士山の自然、そして、世界遺産を後代に引き継ぐためには、その維持・保全に関わる分野など、広大な裾野が広がっている。これらを補完するには、プロジェクトで取り扱える分野が限られているため、「富士山学」として、より広範囲の分野を補完するために関連する面接授業を開講した。

富士山の自然に学ぶ

増澤武弘（静岡大学特任教授）（H25－2、H27－2）

富士山は日本の象徴的な活火山であり、日本一の高さと容積を持っています。富士山に分布する植物は典型的な植物分布帯を呈しています。各々の分布帯に生育する代表的な植物を対象にその〈生き方〉を解説します。また、世界文化遺産を目指している富士山において、植生の重要性を考えます。

富士山と駿河湾の自然史

和田秀樹（静岡大学教授）（H25－1、H26－2）

日本一炊き富士山と日本一深い駿河湾は、なぜ隣り合っているのだろうか？緩やかに湾曲する日本列島の中央付近にある富士山と駿河湾の生い立ちと今の姿を日本列島の歴史と重ねて考えてみます。生い立ちを知る短根は履歴書が必要になります。最近の30年間に、履歴書の年代決定が見違えるほど向上しました。とくに放射性炭素による年代測定法を中心に、精密な富士山噴火年代の編年や、駿河湾深層水の年代の話をしてしたいと思います。

高山植物と自然環境

増澤武弘（静岡大学特任教授）（H25－1、H27－1）

高山植物は環境条件の厳しい極限環境に生きています。これらの植物は高山の環境に対し、独自に進化したもの、大陸から移動してきたもの、北極域から氷河期に來たものなど多様である。この「多様性」をキーワードに、日本や世界に分布する高山植物について述べます。

土砂移動現象と山地災害

土屋智（静岡大学教授）（H26－1、H27－1）

梅雨や台風通過に伴う豪雨時には、多量の土砂を含んだ流水が集落を襲い人命を奪うことがあります。また、大規模な地震が発生すると山腹が大きく崩れ、その土砂が流動化して谷川を埋め大災害を生ずることもあります。ここでは、豪雨や地震を誘因として、山地帯に発生する地すべり、斜面崩壊、土石流などの土砂移動現象について、発生メカニズムや災害実態やその規模などを学び、土砂災害の軽減に役立てたいと思います。

富士山信仰と江戸時代の人々 西田かほる（静岡文化芸術大学教授）（H26－2）

富士山に関わる信仰について、江戸時代を中心として、戦国期末から明治初期までを対象に考察していきます。まず富士山信仰の全体像を概観し、その後、富士山信仰の担い手であった「御師」に焦点をあて、その身分と活動についてみていきます。

江戸時代の信仰の諸相

西田かほる（静岡文化芸術大学教授）（H25－1）

駿遠逗を中心とした中部地域に展開した、江戸時代の信仰のあり方について考えます。とくに、信仰を支える人々の活動や言説に注目しながら、彼らの生活、思想、地域性に踏み込んで検討を加えます。

信仰と芸術の源泉としての富士

高松良幸（静岡大学教授）（H26－1）

2013 年、世界文化遺産に登録された富士山について、その登録理由となった富士山信仰の歴史、富士山を題材とした美術・文学などの芸術作品を概観し、日本を象徴する存在としての富士山の意味を考察します。あわせて、世界文化遺産となった富士山の保護に、これから我々がどのように関わっていくべきか考えます。

東海道、旅の記憶

湯之上隆（静岡大学教授）（H25－2）

東海道は古代・中世・近世を通じて、日本の主要幹線でした。本講義では、東海道を往来した公家や武士・僧侶・文人、更に外国人などが残した旅日記や紀行文を主な題材として、主に静岡県（遠江・駿河・伊豆）を舞台としたさまざまな旅をめぐる制度や環境、旅人たちの感情の移りゆきなどを考え、それらの社会的・歴史的変化と要因を探ることをねらいとしています。

NPO マネジメント

河合明宣（放送大学教授）ほか（H26－2）

1998 年に NPO 法が施行されました。およそ 10 年間の実践を踏まえて 2012 年に改定され、NPO 法に基づく公益活動が実践しやすくなりました。本授業では、わが国における NPO 法の成立の背景、改定 NPO 法の要点を説明し、2 つの NPO を成立しその運営に携わった講師の実践を通して、目的、運営上の課題とその解決、成果と今後の展望を紹介します。また、富士山の世界遺産登録に関連させて日本における自然保護思想の流れと登山と自然保護について説明します。

森と木と人の共生

小嶋睦雄（静岡大学名誉教授）（H26－1、H26－2）

森林の多面的な機能、とりわけ地球温暖化を促進する温室効果ガスの一つである二酸化炭素の、吸収・固定機能が注目され、さらに再生可能かつ 3 R (Reduce, Reuse, Recycle) 資源にとどまらず、快適環境空間資材＝木が再評価されています。この次空間を越える課題について、あらためて森と人、木と人、それぞれの共利共生関係について議論します。世界文化遺産に登録された「富士山」には、自然の森、人口の林、森からの湧水源域、寺社仏閣、生活・生産資材など「森の多面的機能」が生かされています。あらためて森、木、人の関係を考えてみませんか。

6. 複数回参加した学生からの評価・感想

プロジェクトに参加して

私の住んで居ります三島からは富士山がよく見え、色々と違った美しい富士の姿を拝むことが出来ます。恥ずかしながら始めは、美しい富士山を登山の対象としか見ていなかったのですが、世界遺産にとの声が出始めたころから「信仰」、「芸術」、「自然」の面もあることを知りこの「富士山学プロジェクト」に3年間参加しました。岩手、石川、京都等県外からの参加者があり富士山学に関心ある方が多い事がわかった。

世界遺産になった富士山ですが、日本人にとって自然はただのように思われており管理されていない中、100年をかけて生態系を乱さない自然林再生活動将来にわたり保護するための保護管理体制があり、シカの被害から守るために作られた柵の中で保護育成する自生種の広葉樹のそばに目印の竹差し一人で10本持たされたものの最初は見つからず焦ったものの見つける事ができた。又、生育を妨げるつる刈りも行った。

活火山であり生きている富士山のブナ林落葉広葉樹林は老齢木が多く幼木樹が少ないため更新の期待できず又シカの食圧、踏圧を受け枯死木が増えていた。宝永の噴火でその周辺に全く植物がいなくなった広大なスコリアに草木植物、オンタデ、イタドリを目にすることが出来自然の生命力が感じられた。

修験者は富士山を山岳修行の地とし富士山神仏から霊力をえるため山頂を目指しており江戸時代には富士山は富士講によって守られていた。今は誰でもが山頂を目指し登ることが出来ます。

多くの人々に崇高と憧れの気持ちを抱かせる富士山、まだまだ保全活動、自然保護活動が必要であることからもう少し自分の目で確かめ、体験活動が続けられたらと希望します。



静岡学習センター 平澤ふさ子（三島市）

富士山学

「富士山が見られると嬉しい！」「富士山に畏敬の念が湧く！」「一度は登ってみたい！」私の周りには、このような人が大多数です。なぜこのような気持ちになるのかを改めて問い掛けられたのが「富士山学」でした。

長年の都会生活では、富士山とは遠いあこがれのようなもの、映像で見るものでした。湘南海岸の近くに越して来て、海岸から駿河湾越しに見た実際の富士山は雄大で、思わず手を合わせて拝みたくなり、見ているだけでも幸せな気分になりました。

そのあこがれの富士山五合目と青木ヶ原の樹海を歩ける企画と知り参加させて頂いたのが昨年の第二回目の富士山学です。

御師の家で「平安時代以前は富士山を裾野から遥拝していたが、仏教の影響で登拝するという祈りのかたちに変わった」という説明を聞き、日本人が昔から信仰の対象としていたこ

とを理解しました。また、樹海を歩きながら植生を観察し、夜の座談会では世界文化遺産に登録するためのお話しや五合目でガイドをしていた方の体験談などもありました。

翌日はまず富士山の自然について学習した後、実際に五合目に登り自分の目で観察することが出来ました。大変興味深く充実した時間でしたので、次回もぜひ参加したいと思いました。

そして、念願が叶い第三回目の富士山学です。

村山浅間神社では、修験道として富士山に登拝していた様子や廃仏毀釈の影響を受けた石仏が残されていました。

自然保護活動に参加し、夜の座談会では保護活動の深刻な問題や世界遺産として登録したことの意義などを聞き、富士山の現状が自分の問題として改めて問われていることを痛感しました。

翌日は温暖化による影響や植生・森林限界の変化などを学習した後、実際に五合目から六合目まで登り、宝永火口縁を強風に驚きながらも巡ってすることが出来ました。

帰りのバスでは参加者の感想や関係者のお話などを聞くことが出来て、最後まで充実した時間を過ごしました。

机上の勉強だけでなく、実際に体験出来たことが、とても素晴らしいと思います。

私の中に流れる日本人の血が富士山を崇拝し、求めているのかもしれない。

日本人の心のふるさととも言える富士山を、これから先も大切に慈しみ末永く守っていきたいと思いました。

最後にこのような機会を与えて頂いた関係者の皆様と参加者の皆様に心からの感謝を捧げます。



神奈川学習センター 島崎和子（藤沢市）

富士山学プロジェクトに参加・受講して

当プロジェクトは2012年に放送大学の中期的ビジョンとして「アクションプラン2012」が明示され、その中の一つに掲げられた「学習センターの地域リーダーの育成支援と地域貢献」の項に基づいて静岡学習センター独自で企画されたものと理解している。今年で3回目で、参加者は、初めての人、2・3回目の人と経験数は異なるも、毎回内容が進展・工夫・充実されているので全ての人に其の都度、新鮮な気持ちで受講できたのではないかし、
「富士山学」と言う事で、参加する前から興味津々でワクワクしていたのは、全員に共通したのではなかろうか。

〈信仰と芸術の源泉〉「富士山信仰」に携わる所として富士山本宮浅間大社、村山浅間神社や、江戸時代に信仰登山として富士講が隆盛になり、信者の一切の世話をした御師の家（旧外川家住宅）にも足を運び、夫々に歴史と人間の営みや、形式・精神等を学んだ。芸術面では座学で浮世絵風景画・版画の巨匠、北斎の「富嶽三十六景」広重の「東海道五拾三次」を

代表とする富士山を題材にした浮世絵の特殊性と普遍性が描かれ、現在においても国際的評価が高いことも学び、個人的には昨春秋、家内と一緒に東京上野の森美術館に北斎展を見に行き、富士山学での知識を基に鑑賞し、再び感動・感激したことを加筆させて頂きたい。

〈自然環境・森林の保全活動〉増澤先生による熱心な講義とフィールドワークによる富士山の自然のすばらしさを体験・習得させてもらった。イチョウ・スギなどの貴重な森林植生の観察、枝打ち間伐による樹木の管理体験、青木ヶ原樹海の散策、宝永山遊歩道での限界植物や雪崩と植物成長の習性等、まさしく、この自然が世界遺産を支えている大きな要因である事が良く理解出来た。更に第3回目では「富士山緑の募金の森」の現場で、NPO 法人の仁藤・理事長から大変熱の籠った事業の詳細な説明を受け、保護育成する自生種の広葉樹の横に竹竿の目印を打ち込んだり、樹木の生育を妨げる「つる」を切り取る体験学習をさせてもらい、富士山の自然を守るために、鹿や熊の食害防護を含め、大変苦勞されている人たちがおられる事を知り、自然林再生の重要性を認識させられた。

〈世界遺産の富士山〉「世界遺産」とは？何故富士山が「文化遺産」か、などの基礎的なことから始まり、登録までの道のり、富士山を知らない外国人の審査員に理解して貰う事の難しさ等の苦勞話等々をきめ細かく小野先生より教示頂き、自然環境との連携、登山者による環境汚染問題を含めた、世界の宝「富士山」を守る為新たなスタートとして活動して行く事の重要性および、将来を見据えた課題が良く理解出来た。

〈富士山麓山の村での学習の意義〉この3回に亘る富士山学勉強の拠点として、この宿泊研修施設が使われた事に、当プロジェクトにマッチングした大変意義があり、学習場所の清掃のみならず、食事及びリネン類の準備・片付け、自室及び共同場所の清掃全般の班別分担実施で、中には戸惑った人も見受けられたが、年配者が多いせいもあり、殆どの人は集団による耐乏生活で ONE FOR ALL の精神を懐かしく体験された様子が伺え、当プロジェクト成果の大きな貢献要素となったと思われる。

最後に、高木所長はじめ先生の方々および事務局の皆さんの大変な熱意と行動力により、帰路の車中で、良かった、楽しかった、勉強になった、感謝！感謝！と大きな声が、蔓延していたことが大変印象的であったし、アンコールの声も多かったことから、一旦当プロジェクトを閉じられても、その後再考して頂いたら幸甚だし、参加者皆さんの喜びにもなるかと思います。有益な時間を作って頂き、本当に有難うございました。



静岡学習センター 江島勝也（三島市）

私と富士山の関わり

私が放送大学に入学してから早5年半。64歳の今、卒業を迎えました。

私の出身は沼津市の原地区で、歌川広重が手掛けた浮世絵版画「東海道五十三次」の原宿に当たります。この版画では浮島沼の湿原を背景に、旅人がその湿原の向こうにそびえ立つ富士山や愛鷹山を見上げている姿が描かれています。描かれた風景は、私が生まれた

家から近い場所であると聞いています。昔より、「駿河に過ぎたるものが二つあり、富士のお山に原の白隠」という言葉がありますが、そのような素晴らしいものに囲まれて私は育ちました。

ところで、私が放送大学に在学している間に、幼少より見慣れた富士山が世界文化遺産に登録され、また、静岡学習センターでは「富士山プロジェクト」が始まりました。何か不思議な縁の結びつきを感じます。

「富士山プロジェクト」では、第1回目から、富士山が世界文化遺産に登録されるまでの経緯や歴史を知り、フィールドワークなどを通じて様々なことを学びました。ここでの学習において、私は多様な富士山を目にいたしました。遠くで雪を被った富士山、間近で見る素顔の富士山、どれも本当の富士山でした。富士山との邂逅を経て、私は富士山に対して今の自分にできることを考えるようになりました。

昨年、私は知人の紹介により、NPO法人「三島フォレストクラブ」に入会しました。こちらでの活動は、箱根西麓の森の保全と間伐材の活用など、広葉樹での森作りや人作りです。昨年はまだ組織の活動を十分に理解できずにおりましたが、今年はできる限り参加の機会を増やしました。三島楽寿園の行事をはじめ、夏休みの木工教室では参加した親子に箱根の森の現状を説明し、間伐材を利用した作品制作の指導を行いました。三島フォレストクラブの活動は多岐に渡っており、少しずつ私自身の活動の幅を広げていきたいと思っています。

最後に、富士山の歴史、文化、自然環境、未来など、基礎的な知識を与えてくれた静岡学習センターの企画や、高木所長、増澤教授ならびにスタッフの皆様方に感謝しております。



静岡学習センター 鈴木義彦（沼津市）

富士山学に参加して

静岡学習センター主催の「富士山学」の構築と地域リーダー養成講座の第1回目と3回目に参加しました。私は京都学習センターに所属していますが、センターに掲示されていたポスターを見て開催を知り、憧れの対象であり、ユネスコの世界文化遺産としての富士山について勉強できる良い機会だと思い参加しました。

今回勉強できたことは、まず、何故文化遺産なのかという点です。

姿は確かに美しいが、全国に〇〇富士と呼ばれる山々が存在するように、世界中に富士山のような姿をした山はたくさんあって、唯一ではない。

修験道や富士講などの信仰の対象、富嶽百景、ゴッホの自画像など芸術の対象としての富士山が評価されてのこと。浅間神社、白糸の滝、忍野八海、三保の松原など数々の構成資産群を一体のものとして登録されています。

世界文化遺産に登録されたことで、世界に誇れて、内外からの観光客が増えるなどと喜ん

ではいられないこともよくわかりました。世界文化遺産は、未来に対して皆で守っていく対象であり、登録を出発点として保全・保護を続けなければならないということです。清掃活動、トイレの設置、登山道の整備、景観保全等を通して、その価値を未来へ残す責務を負うということになります。

第3回目の講座では、自然保護の観点から、「NPO 富士山自然の森づくり」の活動を知りました。

平成8年の台風17号でなぎ倒された森の再生のため、ボランティアで活動されています。今回その活動の一部であるつる切りの実習をさせていただきました。人間の手で利用できるように作り上げた「里山」ではなく、「奥山」の自然が再生するのを、ほんの少しお手伝いするというのが趣旨であり、自分たちで試行錯誤されながら、調査、研究を重ねられ、随分立派な森に戻りつつありました。後世に伝えていくために、こういった地道な努力を重ねる必要があります。

今後ますます人類に愛される富士山を守っていかないといけないと思いました。

最後に、このような勉強の機会を与えていただきましたことに感謝いたしますと共に、このような楽しい企画に又参加できたらと念じております。



京都学習センター 石原ゆき子（京都市）

富士山学フィールドワークに参加して

長い年月、毎朝のウォーキングに所定のビューポイントから、照る日曇る日関係無しに岩手山に合掌している。そして「名峰〇〇富士」と冠される本家本元の富士山に思いを致してきた。先年世界遺産に登録された富士山について広い角度から学ぶ、静岡学習センター主催の「富士山学講座」に縁あって昨年に引き続き本年も参加させて頂いた。本年は特にも是非見聞したいと思っていた宝永火山跡周辺を訪ねるとあって期待が大きかった。

一日目、「NPO 法人富士山自然の森づくり」の行っている自然林再生活動の実体験と法人代表の仁藤浪さんの講話を聞いた。平成8年の台風による風倒跡地に、本来富士山に固有の広葉樹自生種の再生、定着に実に地道に取り組んでおられる。“100年かけて富士山に自然の森を“という息の長い活動に熱意を傾ける仁藤さんの話に彼の哲学を見る思いであった。

翌日待望の宝永山周縁を訪ねた。これが富士山では当たり前かと思われる強風である。五合目から歩き始め、火口縁を通り五合目に一巡する。その間の富士山の植物の生育相について、仁王のような姿で強風に立ち向かいながら増澤先生が説明して下さる。最も印象深かったのは、雪と寒風にさらされ痛めつけられながら、生き続けているカラマツである。下界で今世に出ているカラマツは、多くは間伐材として、また集成材の材料としての利用が多く、ひ弱な感じを与え、樹種としては評価は高くない。ここで出会ったカラマツは、100年の黒松にも勝るような鎧のような樹皮を見せ、逞しい樹形は荒ぶる古武士のようであった。富士に生きる植物の強靱な生命力に驚嘆した。

富士山の世界遺産としての価値は、富士山の自然と美がベースになっているはず。この講座を通じてその一端に触れることが出来たように思う。厳しい自然条件の中での富士山の生き物や自然を、守り育てようという多くの人たちのたゆまぬ努力や意志の集積によって、それは保たれ、高められるのであろう。“富士の自然があつてこそ”の世界遺産、という意味合いを改めて認識させられた講座であった。

この二日間生きた勉強をさせて頂きました。富士山は日本の「御山」として、ズーッと愛され続けるだろうと強く感じました。これからも下支えを続けたい。岩手の山々にもこの精神を微力でも注がねばとの思いであります。

所長さん自らが陣頭を経て、センター上げてのご労苦に深謝致します。また、これと呼応するような、増澤先生、小野先生の二日間に亘り学生と行動を共にする、張り付きご指導に頭の下がる思いでありました。富士山学講座への変わらない取組み熱望します。



岩手学習センター 一戸 和（盛岡市）

富士山プロジェクトに参加して

「吾を容る冠雪の富士仰ぎをり」の句は、新幹線からの富士山眺めて詠んだものです。山歩きを趣味の一つとしている者として、何時までも富士山は、心の拠り所してほしいものです。その山「富士山」の自然環境が、以前にも増して破壊され続けたら、今後どうなるのであろうか。森林荒廃、ゴミの不法投棄、車からの排気ガス、観光客のゴミ等大きな問題となっている。

今回の「富士山プロジェクト」に参加して、増澤教授、NPO 法人富士山自然の森づくり等の活動にただただ感謝するだけです。今年も甲斐駒ヶ岳、月山、大山、槍ヶ岳、立山などに登ったが、携帯トイレ、ゴミの持ち帰り程度の環境保全に気を配りをしていたが、そのような対応では解決できない大きな課題があることと、その対策に増澤教授たちの緻密な調査、仁藤さんたちの献身的な対応があることが知らされました。

増澤教授の「世界遺産登録はゴールではなく、富士山を守っていくための『新たなスタート』」、仁藤さんの「自然復活は 99% 仁藤のオリジナル」、「生き物には色々な役目があり、適したところに生える」など、講演、自然保護活動、フィールドワークで示唆に富む言葉があり、有意義な「富士山プロジェクト」でありました。

最後に、増澤教授の「60 歳で退職すれば、人生 80 年まで 20 年間活動できる」や仁藤さんの「富士山の服を作っている」の含蓄に富む言葉が大きな収穫でした。山歩きが好きな者として少しでも協力・活動していきたいと思います。また、このような座学にない実のあるフィールドワークを是非継続して頂きたい。



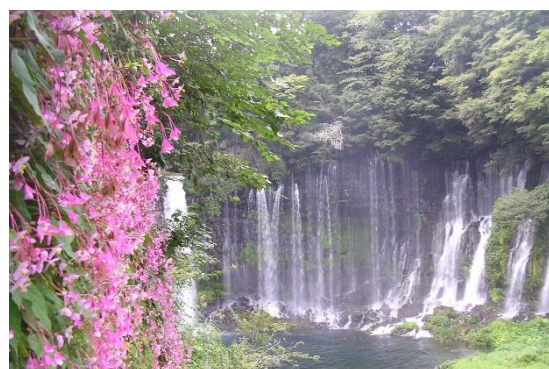
静岡学習センター 佐藤 義雄（静岡市）

7. 思い出のスナップ

○静岡県富士山麓山の村



○構成資産（本宮浅間大社、白糸の滝、
御師の家（外川家）、村山浅間神社）



○富士山の植生

(西臼塚ブナ林、青木ヶ原樹海、富士山麓山の村)



○富士山宝永山火口を目指して



○自然保護・保全体験（枝打ち、竹差し、つる切り、夜の座談会）



Ⅲ.「富士山学」特別寄稿

1. 富士山ー四季のよそおいー

星屋 正徳（写真愛好家）



(2010/03.09)



(2012/03/06)



(2008/04/22)



(2009/07/21)



(2010/06/22)



(2014/07/15)



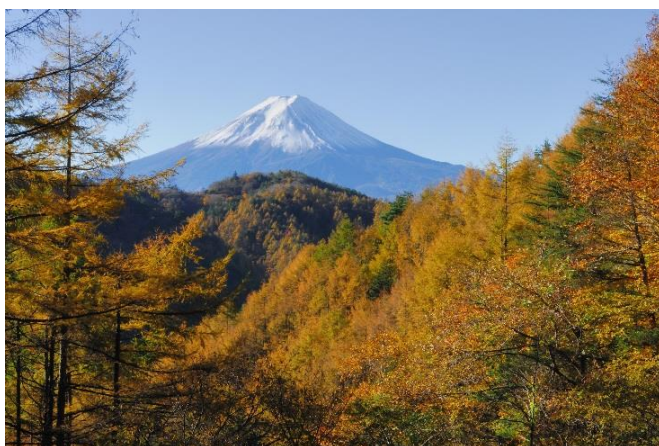
(2011/09/27)



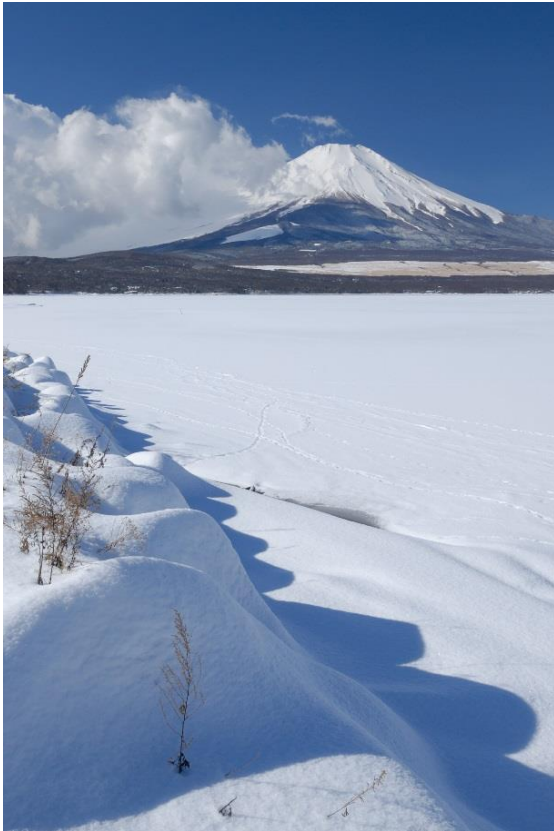
(2011/11/15)



(2005/11/02)



(2006/11/08)



(2008/02/07)



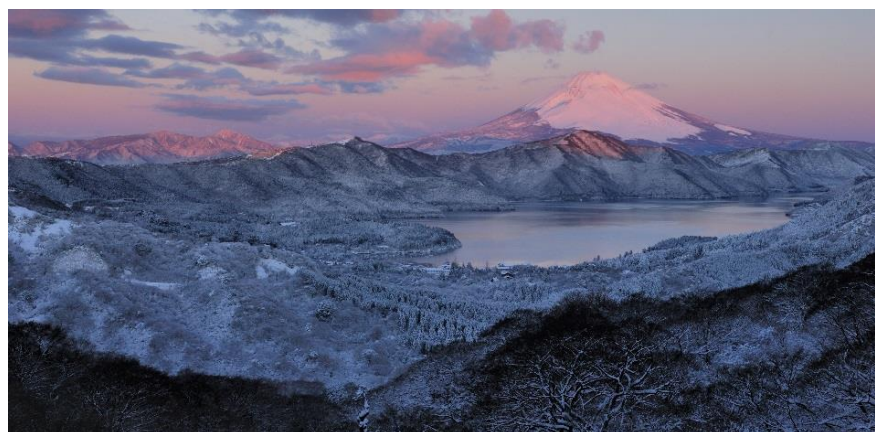
(2008/02/15)



(2008/02/15)



(2011/01/25)



(2008/02/04)

2. 「富士山の世界文化遺産登録の経緯と課題」

小野 聡（静岡県立三島南高校 教頭）

はじめに

静岡県富士山世界遺産課職員の一人として、在任中から3回（3年）にわたり本講座に関わらせていただいたことに、まずこの場をお借りして感謝申し上げたい。

私は、平成18年度に静岡県が富士山の世界遺産登録を目指す部署として新たに設置した「富士山世界遺産推進室」の学術スタッフとして着任して以来、富士山が世界文化遺産に登録された平成25年度までの8年間、富士山の世界文化遺産登録に携わらせていただいた。

平成25年春、放送大学静岡学習センターの高木所長が県庁に訪ねてこられ、「富士山学の構築と地域リーダーの育成」講座を開講する旨のお話を伺ったのは、ユネスコでの登録審査の段階であった。4月末、イコモスによる勧告で「三保松原を除外して登録すべき」とする記事が大きく報道されたこともあり、富士山への関心がそれまで以上に高まっていた。

そこで、「なぜ富士山の世界遺産登録を目指すのか」また「地域住民としてどのように関わっていけばよいのか」を学ぶことにより、本講座の目的とする「地域リーダーの育成」に寄与できると考えた。本稿では、講座においてお話しさせていただいた内容をもとに、富士山の世界遺産登録までの経緯と課題等について記すこととしたい。

1 『世界遺産』の概要

（1）世界遺産

世界遺産とは、1972年（昭和47）、ユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（略称「世界遺産条約」）」に基づき、「人類共通の財産として未来に継承すべき文化や自然の遺産を、登録し保護していこう」というもので、2015年（平成27）現在、191ヶ国が条約に締結し、1031件が登録されている。

世界遺産は、その条約名からも明らかなように、世界の貴重な文化や自然を「保護すること」が目的であり、観光地としてのお墨付きや、地域振興を狙うためのものではないことなど、富士山の世界遺産登録を目指してきた理由と併せ、講座のなかで繰り返し説明した。私が世界遺産推進室に着任して真っ先に取り組んだのは、「そもそも『世界遺産』とは何であるか」、「富士山の登録を実現するためには何をどう進めていくのか」を明らかにすることであった。

世界遺産（World Heritage）

1972年 ユネスコで採択された国際条約

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」

CONVENTION CONCERNING THE PROTECTION OF THE WORLD CULTURAL AND NATURAL HERITAGE

2015年7月現在191カ国が締結
日本は1992年（125番目）

「世界の貴重な文化、自然遺産を登録し、保護・保全することにより、人類共通の財産を後世に継承する。」



(2) 世界遺産誕生のきっかけ

1960年代、エジプトでナイル川にアスワンハイダムを建設する計画が起こった。この計画が実現すると、ナイルの川岸に建てられた「アブ・シンベル神殿」をはじめ、古代エジプトの貴重な遺跡の多くがダム湖の底に沈んでしまうことから、ユネスコが世界中に遺跡を保護しようと呼びかけた。その結果、多くの国々が協力し、遺跡を数多くのブロックに分割して高い場所に移築され、水没の危機から救われた。この成功は、「貴重な自然や文化財を、人類共通の財産として後世に継承していこう」という世界遺産の考え方が生まれるきっかけになった。

(3) 登録に必要な条件

世界遺産に登録されるためには、「世界遺産としてふさわしい価値がある」ことを認めてもらわなければならない。その価値のことを、「顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value 略して OUV)」という。世界遺産条約の下につくられた「作業指針」において、10項目からなる「評価基準」が定められており、このうち少なくともひとつ以上の要件を満たしていることが必要である。はじめは、自然遺産と文化遺産の評価基準は別々に定められていたが、2005年(平成17)に統合された。どの評価基準を適用して登録が認められたかによって、文化遺産((i)～(vi))、自然遺産((vii)～(x))、両方満たしている場合には複合遺産とよばれる。

顕著な普遍的価値の評価基準 2005年2月版「世界遺産条約履行のための作業指針」附録7より

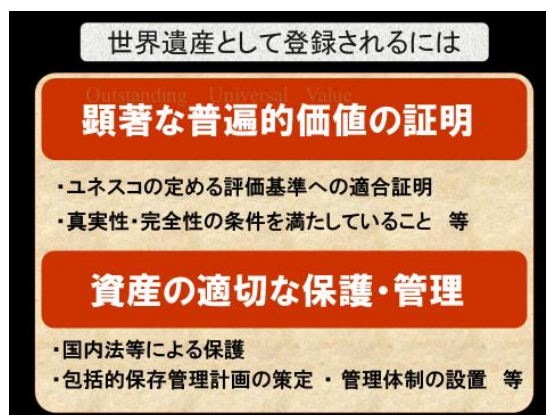
(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。
(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又はある文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
(v) あるひとつの文化(又は複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存在が危ぶまれているもの)。
(vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

(vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
(viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
(ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
(x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息域を包含する。

世界遺産として認められるためには、さらに「真実性」や「完全性」の条件を満たしていること等も問われる。「真実性」とは、本物かどうかということで、例えば、古い建物の場合、それが建てられた当時のままのものなのかどうかを証明することになる。また「完全性」

とは、その遺産が完全な状態で守られているかどうかということで、貴重な動物が生息する地域においては、その環境が完全に整っていることを証明する。

そうしたうえで、世界遺産としてふさわしい価値を確実に保護するための仕組みや体制が整っていると認めてもらう必要がある。



(4) 負の遺産、危機遺産、登録抹消

世界遺産に登録されている物件には、美しい建物や自然ばかりではなく、広島「原爆ドーム」のように、人類の歴史の負（マイナス）の部分伝える目的をもつものも登録されており、それらは「負の遺産」と呼ばれている。

また、武力紛争、自然災害、商業的密猟、大規模工事、観光開発などにより、その顕著な普遍的価値を損なうような重大な危機にさらされている場合、「危機遺産リスト（正式名称「危機にさらされている遺産リスト」）」に登録されてしまう。ただし、危機から脱したと判断された場合には、危機遺産リストから除外される。

さらに、世界遺産に一度登録されれば、永遠に登録が認められるというわけではない。実は、世界遺産登録を抹消されてしまった物件が、2015年（平成27）現在2件ある。ひとつは、オマーンの「アラビアオリックスの保護区」という自然遺産で、政府が地下資源開発のために、保護区の範囲を10分の1に縮小することから、保護管理の能力も意思もないものと判断され、2007年（平成19）、初の登録抹消となってしまった。もうひとつは、ドイツの「ドレスデン・エルベ渓谷」という文化遺産で、エルベ渓谷にかかる橋の建設計画が実行されれば景観が損なわれるとして、2006年（平成18）に危機遺産リストに登録された。その後工事が始まったことから2009年（平成21）、登録が抹消された。

このことは、富士山においても、世界遺産として認められた価値が確実に保護されていないと判断されてしまった場合、登録の取消があり得るということであり、本講座において、世界遺産登録は「『目的』ではなく、『守っていくための新たなスタート』」であることを説明した。

2 富士山の世界遺産登録の動き

(1) 世界遺産登録運動のはじまり

富士山を世界遺産に登録しようとする動きは、1992 年（平成 4）に日本が世界遺産条約の締約国になったときから既に始まっていた。同年 12 月、静岡・山梨両県の自然保護団体などからなる「富士山を世界遺産とする連絡協議会」が結成された。1994 年（平成 6）3 月には、静岡新聞社、SBS 静岡放送と同協議会により、富士山の世界遺産登録を目指した 100 万人署名運動が始まった。その結果、230 万人以上の署名が集まり、6 月 14 日に衆参両議院議長あてに請願書が提出された。同月 29 日、この請願は審議未了で「保留」となったが、衆議院の環境委員会で「（自然遺産だけではなく）文化遺産としても扱うために今後調査してはどうか」という意見が出された。

同年 11 月 24 日、「富士山を考える会」が、「富士山の世界遺産リストへの登録に向けての請願」を国会に提出。この時に、前回の請願の内容を見直し、請願事項も「富士山の世界遺産リストへの登録を目指して富士山の保全対策を検討するなど積極的な取り組みを行うこと」と保全への取り組みが強調されており、この請願は、12 月 9 日に衆参本会議で採択された。

これを受けて、翌 1995 年（平成 7）5 月の閣議では、富士山の推薦については、地元の十分な理解と協力が必要なので、慎重な検討が必要であるが、富士山の保全対策については、国立公園制度、保安林制度等に基づき、各種保全対策に取り組んでいきたいとの処理意見が出された。また、同年 1 月には、環境庁により「富士箱根伊豆国立公園富士山地域環境保全対策協議会」が設置され、保全対策が図られていった。

（2）国での文化遺産に関する検討

世界遺産に登録する手順としては、まず、それぞれ締約国が数年以内に推薦しようとする物件（これを「暫定リスト」といい、現在我が国は 10 件記載。）をユネスコに届け出て受理される必要がある。

2000 年（平成 12）9 月、文化財保護審議会に世界遺産条約特別委員会が設置され、世界文化遺産の暫定リスト追加物件の調査審議が行われた。この結

果、同年 11 月 17 日に、「平泉の文化遺産」「石見銀山遺跡」「紀伊山地の霊場と参詣道」を暫定リストへ記載することが報告され、文化財保護審議会です承された。一方で、今後の調査研究や保護措置などにより、将来的に候補物件を追加するよう検討が必要とされ、富士山については「できるだけ早期に世界遺産に推薦できるよう強く要望する」との意見が報告された。

（3）国での自然遺産に関する検討

【国での文化遺産に関する検討】

平成12(2000)年
世界遺産条約特別委員会での審議結果を文化財保護審議会
(現文化審議会)へ報告し、了承された。
今後の候補として3件を選定。

・紀伊山地の霊場と参詣道	2004年登録
・石見銀山とその文化的景観	2007年登録
・平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群	2011年登録

<富士山の早期の世界遺産推薦を希望>
「今後、多角的・総合的な調査研究の一層の深化とともに、
その価値を守るための国民の理解と協力が高まることを期待し、
できるだけ早期に世界遺産に推薦できるよう強く希望する。」

一方、2003 年（平成 15）5 月に、環境省と林野庁が共同で「世界自然遺産候補地に関する検討会」を開き、今後 5 年以内に新たに自然遺産として推薦できる候補地域を検討した。富士山を含む 19 の候補地について詳細な検討が行われ、この結果、「知床」「小笠原諸島」「トカラ・奄美・琉球列島」の 3 件が選定された。

したがって、富士山は「自然遺産に登録されなかった」のではなく、「国内での選考において近く推薦しようとする候補として選ばれなかった」ということになる。当時の事務局から、富士山について、「多様な火山タイプを含んでいない」「既登録地との比較（キリマンジャロ、ハワイ火山）」や「利用による改変」「ゴミ、し尿処理対策等管理体制確立の必要性」などの説明があった。（登録に係る仕事において、しばしば「富士山はゴミとトイレの問題で、自然遺産に認められなかった（ユネスコで落選した）。」「自然遺産ではだめだった（登録できなかった）から、文化遺産に鞍替えした。」といった声を耳にすることがあった。）

【国での自然遺産に関する検討】

平成15(2003)年
「世界自然遺産候補地に関する検討会(環境省、林野庁)」での検討
富士山を含む国内19の候補地から今後の候補を選定

- ・知床...2005年登録
- ・小笠原諸島...2011年登録
- ・トカラ・奄美・琉球列島

<富士山に関する事務局説明>

- ・多様な火山タイプを含んでいない
- ・既登録地との比較(キリマンジャロ、ハワイ火山)
- ・利用による改変
- ・ゴミ、し尿処理対策等管理体制確立の必要性

3 暫定リストへの記載

(1) 国民会議の結成、推進組織の立ち上げ

官民あげて富士山の環境問題への取組が進み、富士山の環境は大幅に改善されていった。2005 年（平成 17）4 月、NPO 法人「富士山を世界遺産にする国民会議」（以下、国民会議と略す）が発足し、富士山の世界遺産登録への動きが再び高まった。同年 7 月には、静岡・山梨両県知事連名で、文部科学省、文化庁に対し、富士山の世界文化遺産登録に関する要望書が提出され、同年秋、県と関係市町村からなる「世界文化遺産登録推進協議会」、「富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議」（以下、両県合同会議と略す）が結成された。2006 年（平成 18）4 月、静岡県庁生活・文化部文化学術局に「世界遺産推進室」が設置され、山梨県でも翌年 4 月、企画部に「世界遺産推進課」が設置された。

両県合同会議は、それぞれの県及び二県合同の学術委員会を設置した。この学術委員会を中心に、構成資産の選定、推薦書原案の作成、包括的保存管理計画の策定等を進めていった。本講座の講師である増澤教授は、当初から静岡県学術委員会の委員として大変御尽力いただいた。

(2) 暫定リストへの記載

こうしたなか、ふたたび文化遺産に関する暫定リストを増やすべきであるという議論が起こり始めた。文化庁は、2006 年（平成 18）9 月、文化審議会文化財分科会のもとに世界遺産特別委員会を設置し、当面の課題として暫定リストの改訂を検討する場を設けた。この

とき、それまでは国が文化遺産候補を選定していたが、地方公共団体からの提案書を募り、調査・審議するという新たな方針が発表された。

期限とされた 11 月末までに、26 県から 24 件の文化遺産候補が提案されたが、富士山はその第 1 号として、同月 10 日、静岡・山梨両県知事により文化庁長官に暫定リスト素案（提案書）を提出した。

前述の世界遺産特別委員会における検討がなされ、「富士山」を含む 4 件の文化遺産の暫定リスト入りが適当であるとする答申が出された（他の 3 件は、「富岡製糸場と絹産業遺産群」「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」）。同時に、同委員会から、「資産全体の完全性を満たすため、構成資産の過不足について再確認すること」の必要性等が指摘された。

2007 年 1 月 30 日（日本時間では 1 月 31 日）、日本政府が文化遺産 4 件と自然遺産 1 件（「小笠原諸島」）を追加した暫定リストをユネスコへ提出し、「富士山（Fujisan）」として記載された。（同年 6 月の第 31 回世界遺産委員会において、暫定リストへの記載が報告された。）

26県が計24件の世界文化遺産候補を文化庁に提案 ※網掛けの4件が平成19年1月に暫定リスト追加					
	都道府県	提 案 名		都道府県	提 案 名
1	静岡県、 山梨県	富士山	13	長野県	茅葺宿と中山道
2	青森県	青森県の縄文遺跡群	14	岐阜県	飛騨高山の町並みと屋合
3	秋田県	ストーンサークル	15	奈良県	飛鳥・藤原—古代日本の宮都と遺跡群
4	山形県	出羽三山と最上川が織りなす文化的景観—母なる山と母なる川がつくった人間と自然の共生風土—	16	鳥取県	三徳山
5	群馬県	富岡製糸場と絹産業遺産群—日本産業革命の原点—	17	山口県	萩城・城下町及び明治維新関連遺跡群
6	新潟県	金と銀の島、佐渡・越前とその文化—	18	山口県	熊鷹嶺と香園の町割
7	石川県	城下町金沢の文化遺産群と文化的景観	19	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	四国八十八箇所霊場と霊路道
8	石川県、福井県、岐阜県	富嶺白山と山麓の文化的景観	20	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	九州・山口の近代化産業遺産群
9	富山県	近世富山の文化遺産群	21	福岡県	沖ノ島と関連遺産群
10	福井県	若狭の社寺建造物群と文化的景観—仏教伝播と神仏習合の聖地—	22	長崎県	長崎の教会群とキリスト教関連遺産
11	長野県	善光寺—古代から続く浄土信仰の聖地—	23	大分県	宇佐・国東八幡文化遺産
12	長野県	松本城	24	沖縄県	黒潮に育まれた聖徳寺霊域の小島「竹富島・波間島」の文化的景観

4 推薦書の作成とその準備

（1）構成資産の検討

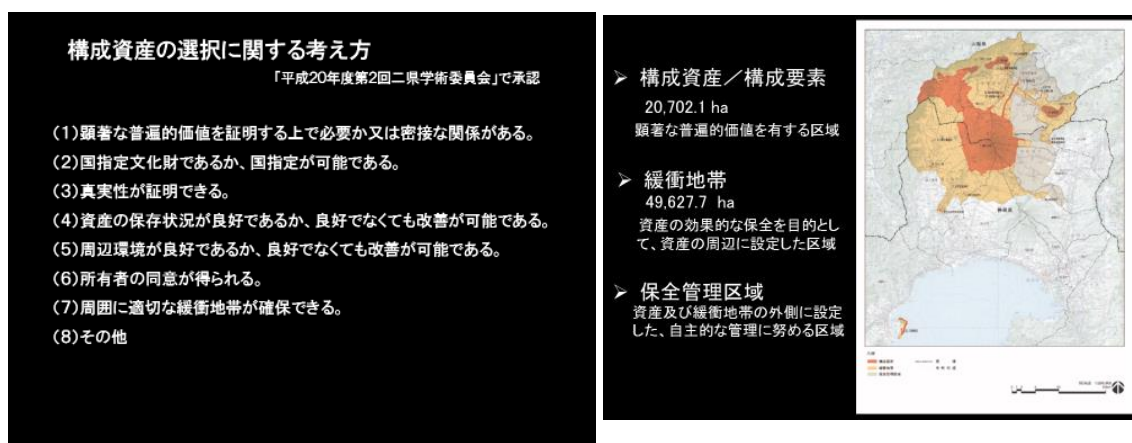
暫定リスト記載決定と同時に受けた指摘事項を踏まえ、2007 年（平成 19）4 月、両県は関係市町村に「富士山にかかわる資産の洗い出し」を依頼した。その結果、静岡県側 198 件、山梨県側 121 件、合計 319 件の文化財が挙げられた。それらをひとつひとつ調査・検討し、

同年10月の二県学術委員会において64件（両県共通3、静岡県側25、山梨県側36）の構成資産候補に絞ることで承認された。（その後、構成資産候補の追加・削除があり、2008年（平成20）3月の二県学術委員会において66件となった。）

ユネスコへの推薦書に記載した構成資産は、様々な検討を経て、次のように決定した。

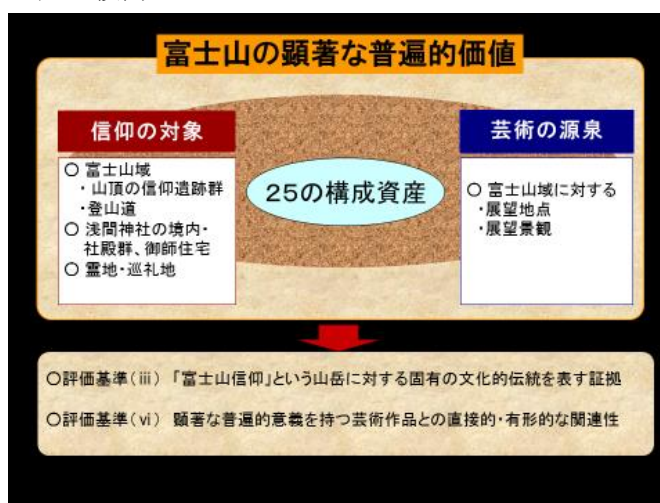
2008年（平成20）12月の二県学術委員会において、構成資産の対象を適用する評価基準に深く関わる「信仰の対象」「文化創造の源」の観点から、富士山の顕著な普遍的価値を証明するうえで不可欠なものとするなどの構成資産の選定に関する考え方が承認され、それに基づき、2010年（平成22）年7月、同委員会において66件の構成資産候補から36件を選定し、これを17件に整理・統合した。さらに、2011年（平成23）7月、同委員会において「地理的に離れているものは別々のものとする」世界遺産の考え方に従い、17件の構成資産を25件に再分割し、推薦書に掲載した（具体的には、御師住宅を住宅ごとに2件に、忍野八海を池ごとに8件に分割した。）。

また、構成資産のOUVを保護するために必要な範囲を「緩衝地帯」とすることが必要であり、約5万haのエリアを設定した。



（2）顕著な普遍的価値（登録コンセプト）の検討

世界遺産としてふさわしい富士山の価値とは何か、またそれをどのように証明する（推薦書に記載する）のか、各県学術委員会や二県学術委員会において、幾度も議論を重ねた。また、海外から専門家を招き、国際会議や国際シンポジウムなどを開催し、指導・助言を求めていった結果、富士山の顕著な普遍的価値として、「信仰の対象」及び「芸術の源泉」という2つの柱を立てて証明することが了承された。



世界遺産としての唯一無二の価値を証明するため、国内外の類似資産との比較分析が必要となる。そこで、富士山は、アジア・太平洋地域を中心に世界 36 の山岳を比較対象に選び、分析研究した。両県の担当で手分けして調査し、このうち私は中国の「泰山」や「武夷山」、オーストラリアの「ウルル・カタ・ジュター国立公園」での現地調査や関係者へのヒアリング調査等を行った。

比較対象とした海外の山岳等(36件)							
	山岳名	国	評価基準		山岳名	国	評価基準
1	ウルル、カタ・ジュタ	オーストラリア	(i)(ii)(iii)(iv)	19	ブーカオ山	ラオス	(i)(ii)(iii)(iv)
2	泰山	中国	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)(vii)	20	ボグドハ山、ブルガン・カレダウ山、オトゴン・テンゲル山	モンゴル	—
3	黄山	中国	(i)(ii)(iii)	21	ヒマラヤ山脈	ネパール	(i)(ii)
4	武夷山	中国	(i)(ii)(iii)(iv)	22	ルアペス山、ナウルホエ山、トンガリロ山	ニュージーランド	(i)(ii)(iii)(iv)(v)
5	廬山	中国	(i)(ii)(iii)(iv)(v)	23	アダムスピーク	スリランカ	(i)(ii)(iii)
6	峨眉山	中国	(i)(ii)(iii)(iv)	24	ロッキーマウンテン	カナダ・アメリカ	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)
7	武夷山	中国	(i)(ii)(iii)(iv)(v)	25	シナイ山	エジプト	(i)(ii)(iii)(iv)(v)
8	黄鵠山	中国	(i)(ii)(iii)(iv)	26	サンクト・ヴィクトワール山	フランス	—
9	三清山	中国	(i)(ii)	27	ベルチュ山	スペイン・フランス	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)
10	五台山	中国	(i)(ii)(iii)(iv)(v)	28	アトス山	ギリシア	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)(vii)
11	嵩山	中国	(i)(ii)(iii)	29	オリンポス山	ギリシア	—
12	華山、衡山、恒山	中国	—	30	ドロミテ山塊	イタリア	(i)(ii)(iii)
13	羅漢山	中国	—	31	ケニア山	ケニア	(i)(ii)(iii)
14	カイラス山	中国	—	32	ウスカラ山	ペルー	(i)(ii)(iii)
15	サハラ山	イラン	—	33	スイス・アルプス（エングラウ・アレーツェン峰、ピスホルン峰ほか）	スイス	(i)(ii)(iii)(iv)
16	南岳	韓国	(i)(ii)(iii)	34	キリマンジャロ山	タンザニア	(i)(ii)
17	漢拿山	韓国	(i)(ii)(iii)	35	アパラチア山脈	アメリカ	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)
18	スライマン・ト	キルギス	(i)(ii)(iii)	36	キツウエ	アメリカ	(i)(ii)

（３）保存管理体制の構築

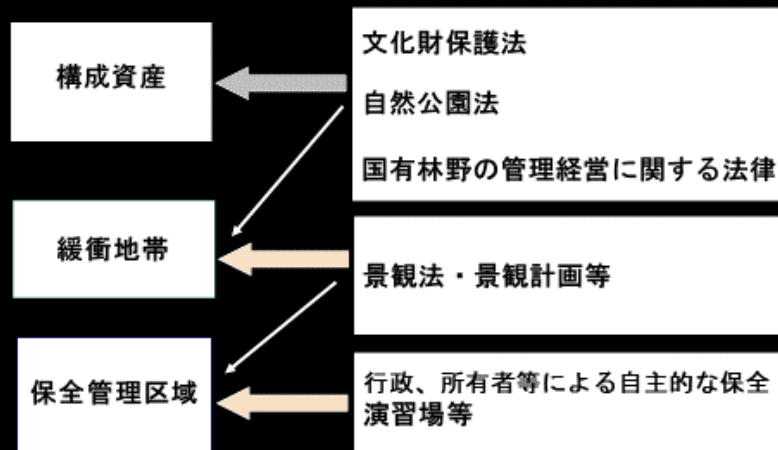
顕著な普遍的価値を証明するとともに、その価値を保護するための仕組みを整えていることを認めてもらう必要がある。富士山域は、文化財保護法による特別名勝であり、自然公園法により保護されている。また、南麓の森林は、国有林野の管理経営に関する法律に基づき保全されてきた。2011 年（平成 23）には、文化財保護法に基づき、八合目以上の区域や吉田口登拝道、富士山周辺の浅間神社の境内の区域が史跡として指定された。

すべての構成資産について、それぞれ個別の保存管理計画が策定されており（当時まだなかったものについては新たに策定し、白糸ノ滝や三保松原などを改訂）、また、あわせて一体のものとして管理することを目的に「富士山包括的保存管理計画」を、文化庁、環境省、林野庁、静岡・山梨両県及び関係市町村が地元の土地所有者及び管理者との調整の下、2012 年（平成 24）に策定した。資産及びその周辺環境の現状の把握及び関係法令等の運用を適切に進めつつ、資産の保存管理及び周辺環境の保全に係る事項について関係機関が協議を行う場として、「富士山世界文化遺産協議会」を設置した。

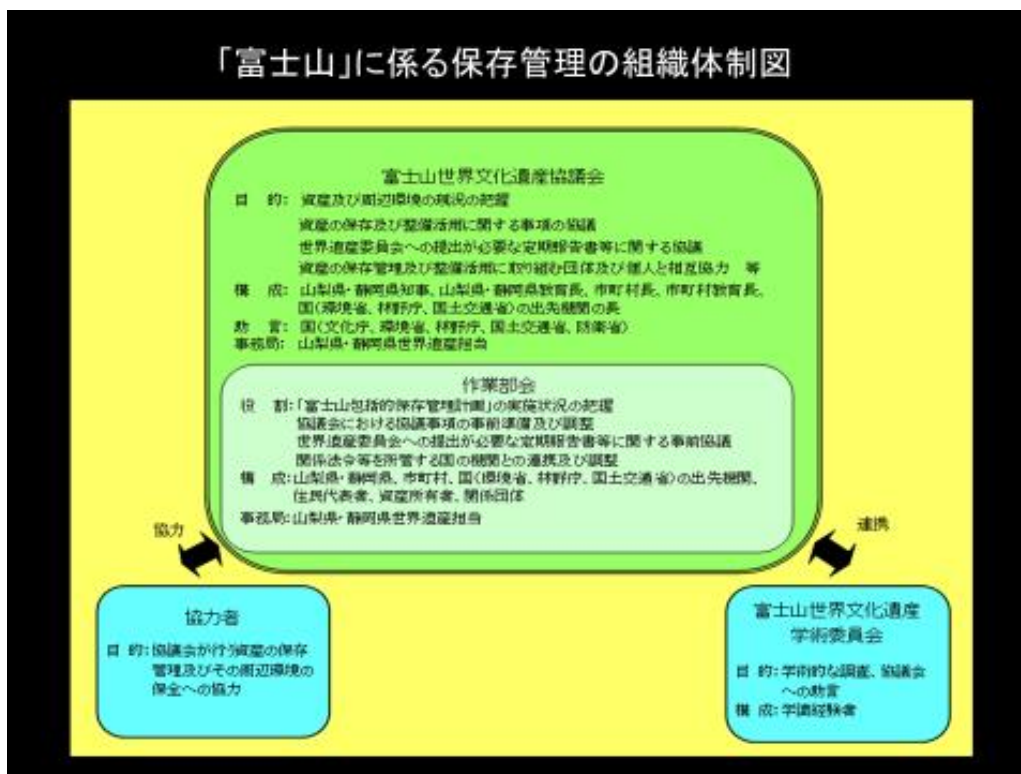
「『富士山包括的保存管理計画』の基本方針と方向性

	基本方針	方 向 性
1	顕著な普遍的価値の保存管理	・資産の保全管理の方向性を明示 ・保全管理のための具体的な方法、課題を解決するための施策
2	周辺環境との一体的な保全	・「緩衝地帯」、「保全管理区域」の設定による資産の周辺環境との一体的な保全
3	経過観察の実施	・資産の経過観察を適切に行う上での方向性 ・経過観察の指標、具体的方法、周期、実施主体等
4	整備・公開・活用の促進	・地域住民、国内外からの来訪者に富士山に対する理解を得るための資産の整備、公開、活用の促進
5	体制の整備・運営	・包括的保存管理計画を確実に実行するための「富士山世界文化遺産協議会」、「富士山世界文化遺産協議会作業部会」の設置
6	行動計画の策定・実施	・「開発・都市基盤施設の整備」、「公開・活用」など6つの観点から、本計画に示した保存管理・保全のための事業を行動計画として策定、実施

構成資産及び周辺環境の一体的保全



「富士山」に係る保存管理の組織体制図



5 推薦書の提出、審査

(1) 推薦書の提出

2011年(平成23)7月27日、静岡・山梨両県が、推薦書原案を文化庁に提出した。同年9月、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会において推薦書原案が了承された後、必要な審議が進められ、同年9月28日日本国政府がユネスコ世界遺産センターに推薦書暫定版を提出した。ユネスコからの形式審査を経て、再び国内の審査を重ね、2012年(平成24)、1月26日推薦書の正式版が提出された。

(2) イコモス現地調査、追加情報提出

文化遺産については、専門家で構成される諮問機関 ICOMOS (イコモス: 国際記念物遺跡会議) による書類審査及び現地調査が行われる。

富士山の現地調査は、2014年(平成24)8月29日から9月5日にかけて、カナダ・イコモスのリン・ディステファノ調査員(香港大学教授)によって行われた。25件すべての構成資産を巡り、資産の範囲や管理方法、保存管理における関係者の役割分担などについて重点的に調査が行われた。

静岡県側では、最後に「三保松原」の調査を行った。羽衣の松付近の浜辺から富士山の方向を確認した。曇の多い空模様ではあったが、松原越しにかすかに山頂部分が姿をのぞかせていた。調査員は、むしろ波打ち際の防波ブロックの存在を確認している様子であった。

現地調査に用いた資料を、現地調査において質問のあった事項への回答とともにまとめ



(浅間神社の選択基準や忍野八海と白糸ノ滝についての整備活用計画、推薦書の正誤表など) 追加資料としてユネスコ世界遺産センターへ提出した。

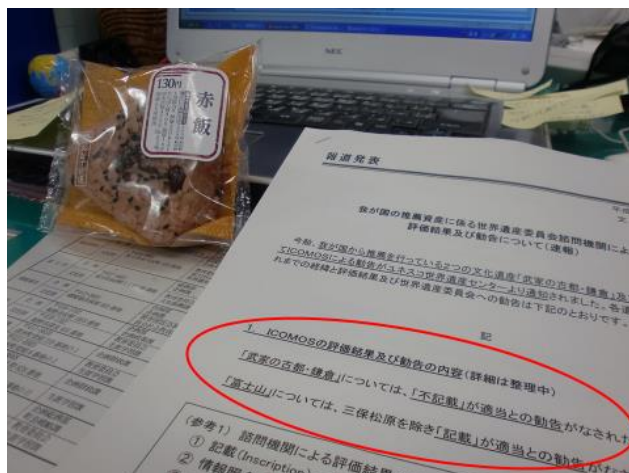
同年12月、イコモスから追加情報を要請する書簡がユネスコ日本政府代表部に発出され、2013年(平成25)2月28日、要請への回答(管理システムについて、資産の「構想」の策定、登拝・巡礼の道、来訪者管理戦略、上方の登山道の保全、開発の制御、情報提供戦略、モニタリング指標の強化、三保松原の除外、資産名称等)を含む推薦書追加情報(推薦後に文化財指定がなされた構成資産についての報告)を整え、イコモス及びユネスコ世界遺産センターに提出した。

(3) イコモスによる勧告

イコモスは、書類審査と現地調査に基づき、本番の審査が行われる6週間前までにユネスコ世界委員会に調査結果と評価を盛り込んだ報告書を提出することになっている。イコモス勧告は、世界遺産委員会における決議と同じ四区分で下される。2013年(平成25)4月30日深夜、「富士山については、三保松原を除き「記載」が適当」という速報が文化庁から伝えられた。報告書には、「三保松原は富士山から45km離れており、山の一部とは見なしえない」という主旨のフレーズが、6回も繰り返し書かれていた。

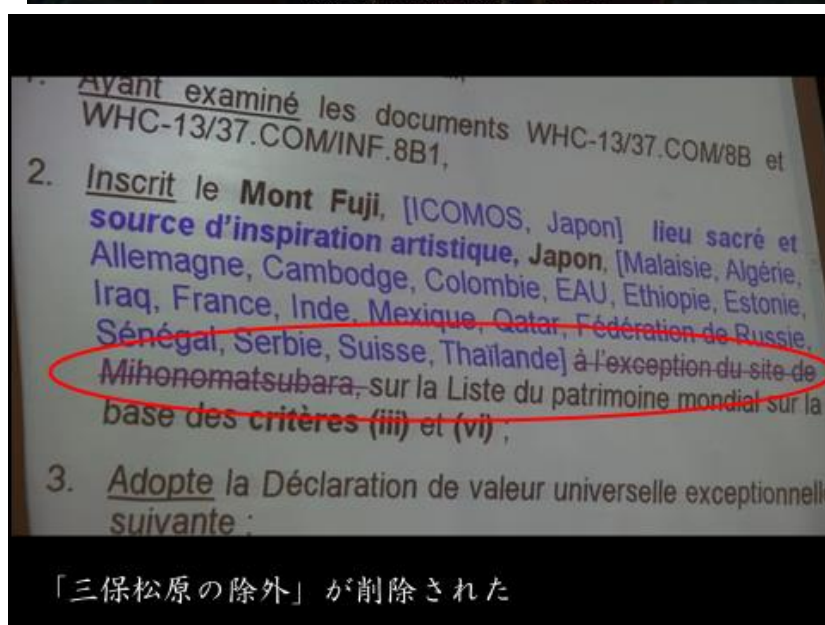
しかし、三保松原と富士山は『絹本摘著色富士曼荼羅図』や広重の浮世絵などにおいてひとつの構図として描かれていることからわかるように、信仰と芸術の両面からも一体のものとして捉える日本人の精神性、目に見えないつながりがあること等を、追加資料作成や各国委員への説明などにより、オールジャパンで訴えた。

世界遺産委員会の決議 (4区分)	
① 記載 (Inscription)	世界遺産一覧表に記載するもの。
② 情報照会 (Referral)	追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。
③ 記載延期 (Deferral)	より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。 推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
④ 不記載決議 (Decision not inscribe)	記載にふさわしくないもの。 例外的な場合を除き再推薦は不可。



(4) 登録決定

2013年（平成24）6月16日～27日、カンボジアのプノンペンにおいて第37回世界遺産委員会が開催された。富士山の審議は、6月22日に行われた。はじめに、イコモスから評価結果についての説明がなされ、「三保松原を除外すべき」という勧告と同じ内容が主張された。審議では、わが国を除く20カ国の委員国のうち、19カ国から発言があり、17時28分（現地時間15時28分）、三保松原を含めて富士山を世界文化遺産として登録することが決定された。なお、同委員会の決定が採択された6月26日、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉（Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration）」という名称で登録が確定した。（我が国は、資産名を「富士山（Fujisan）」として推薦したが、追加情報の要請において、資産名称の変更に関する指摘を受けていた。）



6 世界遺産登録は、『目的』ではなく、『新たなスタート』

(1) 勧告、要請

世界遺産委員会の決議文の末尾には、富士山の保護管理を強化するようにとの勧告がなされ、2016年（平成28）の第40回世界遺産委員会において審議できるよう、同年2月1日までに世界遺産センターへ保全状況報告書を提出するよう要請された。

ユネスコからの勧告・要請事項

以下の点を尊重しつつ、資産をひとつの存在として、また文化的景観として管理するための管理システムを実施可能な状態にすること。

- a) アクセスの利便性・レクリエーションの提供と神聖さ・美しさの質の維持と相反する要請に関連して、資産の全体構想(ヴィジョン)を定めること。
- b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して山麓の巡礼路の経路を特定し、それらがどのように認知・理解されるのかについて検討すること。
- c) 上方の登山道の受け入れ能力を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を定めること。
- d) 上方の登山道及びそれらに関係する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること。
- e) 個々の構成資産において来訪者施設(ビジターセンター)の整備及び解説を促進するために、個々の構成資産が資産全体の一部分を成し、富士山の山頂から山麓にわたる巡礼路全体の一部分を成すことがどのように認識・理解できるのかを周知するために、情報提供戦略を策定すること。
- f) 景観の神聖さ及び美しさの両側面を維持するために、経過観察指標を強化すること。

2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるように、2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出すること。

報告書には、文化的景観の手法を反映した資産の総合的な構想(ヴィジョン)、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の策定に関する進展状況を含めるとともに、管理計画の全体的な改定の進展状況を含めること。

（２）課題の解決及び改善に向けて

世界遺産委員会の決議において、我が国に対し、将来的に保全状況をより良いものに改善していくうえで勧告・要請した内容を重く受け止め、解決や改善に向けた努力を「保全状況報告書」に示すため、富士山世界文化遺産協議会では、最善の報告書とするよう取り組みが進められている。

（３）地域住民としての役割

世界遺産に登録されたということは、「世界の宝」としての富士山の価値が認められたのと同時に、将来にわたって確実に継承するという責務を負ったということでもある。本講座を受講された皆さんが、富士山の持つ様々な素晴らしい価値を再認識し、さらに学びを進めていかれること、そしてその価値を守っていくために私たちは何をすべきかを考え行動していくことが、「地域リーダーの育成」という講座の目的とするところであると思う。

最後に、私自身、この講座で学ばせていただいたことが非常に多く、さらに研究を進め、富士山が世界遺産に登録されて良かったと思えるよう、微力ながら皆さんとともに努力してまいりたい。



三保松原からの富士山

<参考>

富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議「富士山―信仰の対象と芸術の源泉 世界文化遺産登録記念誌」

同「富士山世界遺産ガイド養成講座テキスト」

3. 富士山に学ぶ

増澤 武弘 (放送大学客員教授)

富士山は平成 26 年 6 月、世界文化遺産に登録された。文化遺産の構成資産は主として神社、仏閣、遺跡、絵画などである。しかし、日本人の多くはこれらの資産が富士山の自然から発生し、富士山の自然によって育まれたものであると信じている。それでは、多分野にわたる文化遺産を育て、まもってきた富士山の自然とはどのようなものだろうか。

富士山は新しい山である

富士山の山頂が噴火していたのは約 2000 年ほど前のことであった。最も近いのは 1707 年の宝永の噴火であるが、これは富士山の東側面にできた寄生火山である。また、北西側の青木ヶ原も側面が噴火した寄生火山によってできた広い裾野である。これらの噴火が終息し、噴火口の周辺や台地には現在では植生が発達し、火山荒原・草原・森林になっている。標高 2,500m 以上の斜面では溶岩や火山灰層を直接見ることができる。この裸地であった場所にも下から上って来た新しい侵入植物が面積を拡大している。まさに、植物群落の遷移が進んでいる場所でもある。



植物の垂直分布

3776m の高度をもち、独立峰である富士山には、明瞭な植物群落の垂直分布帯がみられる。標高 500m くらいから山地帯、亜高山帯、高山帯と続き、山頂付近は上部高山帯である。

山地帯にはスギ・ヒノキの人工林、それより少し上部にはブナ・ミズナラ・カエデ類の夏緑広葉樹林が発達している。特にブナの林は富士山の森林のなかでも明るさと清々

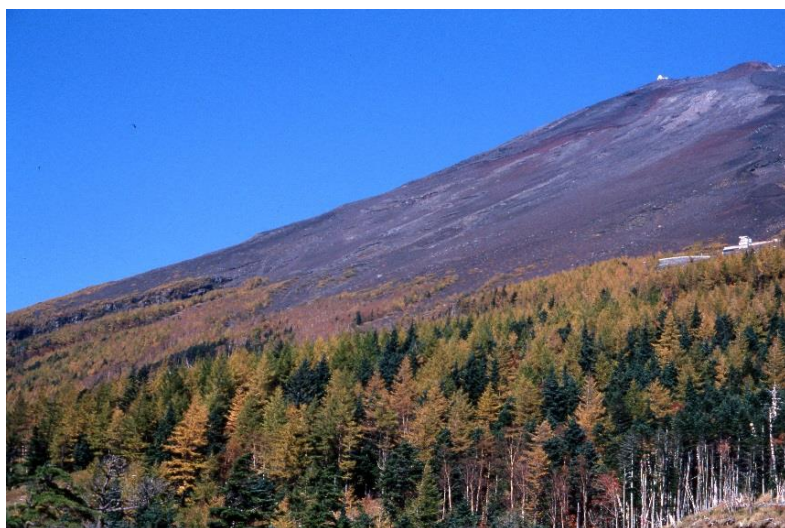


しさを提供してくれている。しかし、そのブナ林に最近大きな変化が起きている。ブナ林の内部に子供の個体がほとんど生育していない上に、シカの食圧、跡圧が増している。この部分では、特に貴重な植生が毎年毎年衰退してしまっている。亜高山帯にはシラビソ、コメツガ、トウヒが分布し、森林限界付近はオンタデ、イタドリの群落である。

森林限界周辺の自然

富士山のふもとの山地帯から亜高山帯、高山帯と、標高が増すにしたがい、植物の生きる環境は厳しくなっていく。高山帯は植物の成長にとってたいへん厳しい環境である。まず、気温が低いことが挙げられる。地表温度の1日の較差が大きく、特に冬期には非常に低温となり、根本の周辺は凍りついてしまう。一方、夏期には日中、地表面に直射日光があたると、地表温度は40℃にも上昇し、また極度に乾燥しスコリア土壌特有な環境条件である。また、高山帯では短い生育可能期間、夏の乾燥、強い紫外線、貧栄養の土壌、礫の移動といった環境の条件があげられる。さらに冬期から春期にかけては、地表付近の凍結と融解、霜、積雪、雪崩などが次々と起こる。このような過酷な条件の中でも高山、亜高山帯の植物は花を咲かせて、種子を成熟させ、子孫の繁殖を行う。

木本植物が育たない地点である樹林限界より標高の高い地帯では、草本植物がまばらに生育している、オンタデやイタドリの



優占する群落である。低温で土壌中の窒素量が少ない状態でも、これらの植物は標高3,000m付近まで生育している。環境の条件がさらに厳しくなり、密度の高い群落を作れない植生帯を、富士山では火山荒原と呼んでいる。火山荒原は大部分が何も生えていない裸地のように見える状態で、このような場所は礫が斜面をさかんに移動している。このような環境にも適応できる植物が、少しずつ侵入することによって、現在のような高山の草本植物群落が成立した。オンタデやイタドリは火山荒原を構成する一員である。

富士山の南東斜面では1707年に宝永の噴火が起こり、その周辺には全く植物がなくなった。このような場所に植物が育つためには、まず種子が侵入し、それが発芽し、実生が定着しなければならない。最初に侵入すると思われるオンタデやイタドリの種子はタデ科特有の「翼」を持っているので、風によって移動しやすい。これらの種子の多くは親株の近くに落下するが、一部の種子は風に乗って飛散する。富士山では風速40m以上もの風が吹くた

め、種子は遠くまで移動する。また、近くの高山草原からも多くの種子が飛来するので、宝永の火山活動が沈静化して地面の温度が低下した頃には、いろいろな種子が侵入したと考えられる。ただし高山帯では、飛来して来た種子のうち、ほとんどは発芽できない。たとえ発芽したとしても、厳しい環境条件のため、芽生えたばかりの実生は、ほと



んどが枯死してしまい、生き残る確率はごく低い。したがって、発芽して、実生の時期を生き抜いた個体だけが、将来繁殖が可能となる植物体に成長していく。

富士山の火山荒原は、「一次遷移過程」の初期の例をみるためには素晴らしい場所といえる。また、ここは富士山中腹上部の荒涼とした、独特な景観を作り出している場所でもある。

宝永火口南東面の砂礫地の荒原

富士山の斜面は移動しやすいスコリア層の部分が多く、ここは富士山特有の砂礫地となっている。ここには、オンタデ、イタドリ、ミヤマオトコヨモギ、フジハタザオなどの多年生草本植物が分布している。ここより少し標高の低い南側の斜面には、多くの場合フジアザミの群落が分布していて、その景観は大変特徴的である。

フジアザミは日本列島の中部地方の山地帯に多く、おもに砂礫地に育つ大型の多年生植物である。キク科の植物は、ふつう細い冠状の花が多数集まって頭花を作る。フジアザミの頭花は直径 10cm にもなり、日本列島ではこの大きさになるものは他にない。花の色は、紫と紅色の中間で、小花は管状で細く、5列になっていて、8月の終わりから9月の中旬にかけて大きな花を咲かせる。

根元には大型の根生葉が数枚発達し、発芽後4～5年経つと一枚の根生葉が、長さ 60～70cm にもなる。根生葉は、根





元から放射状に広がるので、1つの個体が葉を広げた直径は1メートルを超す。多年生植物であるため、種子から芽生えた後は年ごとに大きくなっていき、4～5年で最大に達する。富士山周辺では大きいものは、根生葉を広げた状態で直径 1.5m、花茎の高さは約 1m にもなる。根は直根で成長が早く、実生から1年目の長さが 20～30cm、3～4年目で 1m 以上伸長する。5年目の個体の根の長さは、1.5m、根の直径が 7～

8cm ほどになる。この直根の大きさから、「裸地に根ざす杭」とも呼ばれ、礫の移動しやすい砂礫地では、土壌表面の安定に大きな役割を果たしている。フジアザミや根を水平方向に張るオンタデ、イタドリの密度が高くなり、礫の移動が安定してくると、その場所に他種の植物が侵入し、植物の多様性が増してくる。

ブナに代表される落葉広葉樹林

富士山の南面から東面にかけては、ブナの森林が見られる。ブナが分布する標高 1,000m～1,500m あたりは落葉広葉樹林帯である。富士山のブナ群落は広大な「純林」ではなく、人工林や林道によって分けられた、小群落となっている。また、その群落にはブナだけでなく、ミズナラ、ヒメシャラ、カエデ類も生育する混交林である。ブナのほとんどは大径木の老木であり、胸の高さの直径の頻度を調べると、ふつうの森林のようなL字型を示さず、直径 50～80cm の木が多い状況となっている。今から 200～300 年前に生育を開始したブナの群落と推定されているが、このような富士山のブナ群落では実生や稚樹が少なく、成木と老齢木が多い。このような樹齢構成のため、富士山南





東面ではブナの分布が拡大していくことはなく、衰退していくであろうと考えられている。

現在のブナ林は、春のあわい黄緑、夏の深い緑、秋の黄葉と景観が変化し、年間を通して変化に富んだ群落である。ブナ林の内部にはハイキングコースが多数あり、やすらぎの場所を提供してくれている。

青木ヶ原樹海の常緑針葉樹林

昼なお暗い青木ヶ原樹海は富士山の北西山麓の河口湖町から鳴沢村にかけて広がっている。富士山のこの斜面は、「富士原始林及び青木ヶ原樹海」として、国の天然記念物に指定された。この森は西暦 862 年に、側火山である長尾山(1,424m)の噴火によって流れ出した大量の溶岩流が冷え固まって、その上に成立したものである。溶岩流は、長尾山の他には火山の石塚火口からも流れたことが近年の赤色立体図から明らかになっている。

流出した溶岩はなだらかな扇形の斜面を作ったが、この玄武岩質の溶岩の斜面は、流出してから約 1150 年も経過しているにもかかわらず、土壌がごく薄くついているだけである。土壌の生成はきわめて遅く、いくつかの特殊な条件で青木ヶ原樹海は成り立っている。

青木ヶ原は、森林植生帯としては、ブナ帯(冷温帯の落葉樹林)に属する。しかし現在の植生は、ツガやヒノキを中心とした常緑針葉樹林となっている。その理由としては、多孔質の溶岩が基盤となっている特殊な立地条件が考えられる。

森林内は遊歩道が整備されているので、森の構造を間近に見ることができる。ツガ、ヒノキのほかにヒメコマツ、モミ、ウラジロモミ、トウヒなどが分布しているが、どれも根の張り方がたいへん特徴的である。溶岩中に深く入ることができないので、木々の根は溶岩の上を這い回っているように見える。溶岩の上には土壌がほとんど発達していないため、木の根が水を求めて、岩肌を掴むように広がり、根と根がからみ合って、水分を吸収している。

また、青木ヶ原独特の風景を作っているコケ群落は、地表面に雨水や霧を一時的に保存するという重要な役割を果たしている。コケは溶岩上だけでなく、樹木の幹や倒木の上にも分布し、周辺の木の子が発芽し、定着するためには欠かせない存在である。とくに、腐りかけた倒木の表面のコケ群落から、ツガやヒノキの稚樹が伸びている状態がよく見られる。こ

ういう状態から成木に成長していくことを、「倒木更新」と呼んでいる。

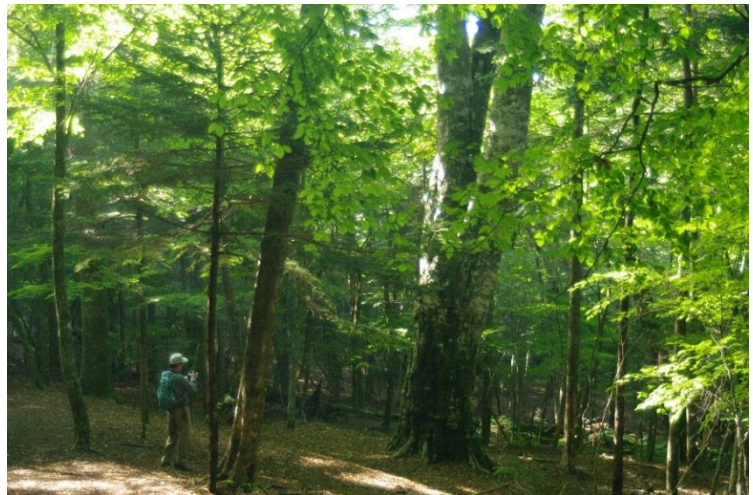
青木ヶ原の中では、ところどころブナやミズナラの明るい落葉広葉樹林に出会う。これも 1000 年前に流れた溶岩流と深い関係がある。現在、ブナやミズナラの森になっているのは溶岩流が地形の影響で流れなかったところである。こちらの森の土壌



は厚く、2～3m もあり、過去の落葉・落枝が腐食してたいへん厚い土壌を作っており、厚い土壌を好む落葉広葉樹にとっては、条件の良い環境である。一方、隣り合わせている溶岩上には現在でも、わずかしき土壌が発達していない。

しかしこのような溶岩上にも、時間の経過とともに、土壌が発達していく。現在は溶岩上に生育している針葉樹も、長い年月の間に土壌が発達すると、少しずつ落葉広葉樹に代わってゆく。世界遺産に指定された富士山のふもとの自然は、黒々とした森から、さわやかな緑色の森へと姿を変えていくと予想できる。

以上の研修では、研修室での事前の説明会と野外において、専門家と学生との間で、常に活発な質疑応答と討論が行われた。



参考図書

「富士山の極限環境に生きる植物」 増澤武弘著 85 ページ
1991 年 富士砂防工事事務所

「富士山 自然環境と植生」 増澤武弘編著 221 ページ 2012 年 静岡県

「富士山を知る事典」 渡邊定元，佐野充編著 597 ページ 2012 年 日外アソシエーツ

「世界遺産の自然の恵み」 増澤武弘，澤田均，小南陽亮編著 70 ページ 2013 年 文一総合出版

「富士山の単語帳」 佐野充編著 191 ページ 2013 年 世界文化社

4. 徳川家斉が見た理想の富士と実像の富士

高松 良幸 （静岡大学大学院情報学領域 教授）

はじめに

富士山を描く絵画作品は、古くは平安時代の「聖徳太子絵伝」（東京国立博物館）や鎌倉時代の「伊勢物語絵巻」（和泉市久保惣記念美術館）などが存在するが、山水画の主題としての富士山（以下「富士図」と称する）の制作が本格化するのには、室町時代以降であると考えられている。この富士図の歴史を概観するとき、遠方からその山容の美しさを表現する「理想の富士」が古来数多く描かれてきたが、江戸時代後期から、実際の富士登山の体験に基づいて描かれたような「実像の富士」と称すべき作品群が登場する。

本稿では、この「理想の富士」と「実像の富士」の絵画表現を視覚体験した最も早い時期の人物として江戸幕府 11 代将軍徳川家斉を想定し、彼が見た富士図について紹介する。

1. 江戸城に描かれた富士

江戸時代における幕政の中心であり、歴代の将軍の居城であった江戸城内に富士山を描いた障壁画があったことは、近年、江戸時代後期の江戸城再建時の障壁画下絵の存在が、東京国立博物館等で大量に確認されたことにより明らかとなった。¹ 1 つは天保 9 年（1838）に焼失し翌年再建された西の丸御殿、1 つは弘化元年（1844）に焼失し翌年再建された本丸御殿である。² いずれの御殿でも中奥休息の間上段の間の床の間壁貼付画として描かれたもので、作者はともに幕府御用絵師である狩野派の棟梁として両御殿再建の画事を主導した狩野晴川院養信である。

江戸城はいくつかの区画から成り立っているが、そのうちの本丸は現職の将軍が居住し、幕政を執る場であるのに対し、西の丸は将軍の職を辞した大御所、あるいは次期将軍予定者である世子が居住する場であった。本丸も西の丸も、その御殿は、政務や公式行事を執行する表、将軍（西の丸では大御所や世子。以下西の丸に関しては同様）の私的空間である中奥、将軍が妻妾などと過ごす大奥に分けられていた。このうち中奥休息の間は、将軍個人の食事などの日常生活、また寝室として利用された空間であるとされる。

さて天保 10 年に再建された西の丸御殿、弘化 2 年に再建された本丸御殿とも、休息の間は将軍が座す上段の間、将軍に近侍する側用人などの側近が将軍に対座する二の間などからなるが、両者の障壁画は、上段の間、二の間以下を通じて日本各地の名所を描く諸国名所図であった。その中で最も重要な場所である上段の間の床の間に富士山を配し、それに連なる上段の間には、関東、東海等の名所、一方二の間以下には大和、山城など畿内、その他の名所を描いている。上段の間に将軍が座するとき、臣下の者は正に富士山を背後にする将軍を拝することになるように設計されているのである。

富士山を描いた本丸御殿休息の間の下絵は 3 点存在するが、そのうちの 2 点は江戸時代前期に江戸狩野様式を確立し、狩野派が歴世幕府御用絵師の地位を確保する基礎を作った狩野探幽の「富士山図」（静岡県立美術館）と図様が類似していることが指摘できる。画面向かって右下に三保の松原、その左方の下部中央に塩竈を配し、その左手、小さく突き出た砂洲で製塩に励む人々を描く、左下には興津の清見寺とその門前町を配する、清見寺の背後には愛鷹山と思しき山が雲間から覗き、さらにその右後方に雄大な富士の山容を置くところなど、探幽の「富士山図」を引き写したかのような作品である。

本丸御殿休息の間の残る 1 点と西の丸御殿休息の間の下絵 2 点もほぼ同図様であるが、画面下方中央には製塩の情景は描かれておらず、左下には「田子の浦」という注記がある浜辺の景が配され清見寺はその後方に置かれる。また愛鷹山は富士山の画面向かって右手に描かれている。この図様は、愛鷹山の位置を除くと、大正 6 年の『秋元子爵家御蔵器入札』に出品された「探幽 富士八景」と類似している。

狩野探幽は、数多くの富士山を主題とした作品を遺したことで知られている画人であるが、その中で最も規範的な作品とされるのが静岡県立美術館の「富士山図」である。画面中央後方に富士山、向かって右下に三保の松原、左下に興津の清見寺を配する構成は、室町時代の水墨画家雪舟の筆と伝えられ、それ以降の画家が規範的な富士山図としてたびたび模写した「富士三保清見寺図」（永青文庫）に準ずるものである。また駿河湾上を飛翔する鶴を描き込むことで、富士山を蓬莱山と見立てること、中国における理想的な山水画題とされる瀟湘八景の要素である満月や帆船など配置することで、富士山周辺を瀟湘八景に類する理想的景観と見立てることなども、この作品が富士山の景観イメージの理想化を図ったものであることを示している。³

秋元家旧蔵の「富士八景」図は現在所在不明であるが、写真を見る限り、富士山を中央後方、向かって右下に三保の松原、左下に清見寺を配する構成は、やはり伝雪舟筆「富士三保清見寺図」に倣ったものである。また「富士八景」と題されるように、満月、落雁、帆船など瀟湘八景の要素を富士山周辺に配することで富士山の理想化を図るのも、「富士山図」と同様である。「富士山図」との基本的な図様の相違は、清見寺の手前に浜辺の景が描かれること（江戸城障壁画の下絵では「田子の浦」と注記）、画面下方に製塩の情景が描かれないことなどに限られる。

江戸城西の丸・本丸御殿の再建に際して、狩野晴川院養信が、これら探幽が富士山を描いた作品を手本としたことは、図様の共通性のみならず、淡墨、淡彩を基調とした優柔な筆致、余白を十分にとる構図など探幽の様式を踏襲していることから明らかである。それではなぜ晴川院は、両御殿の休息の間上段の間の床の間に、富士山を描くことになったのであろうか。

江戸幕府の施政方針は、江戸時代を通じて「権現様（徳川家康）以来」と評される先例順守主義であり、これは天保・弘化度の江戸城西の丸・本丸御殿再建時の障壁画制作においてもそうであったと思われる。休息の間のみならず、表・中奥・大奥の各間のほぼ全ての障壁

画は、焼失前の各御殿の各間と共通、類似する画題を採用し、江戸時代初期に探幽の創始した江戸狩野様式の作風に則って制作されたと考えられるのである。

もっとも、本丸御殿中奥に休息の間が設けられたのは、貞享元年（1684）大老堀田正俊が若年寄稲葉正休に中奥御座之間付近で刺殺されるという事件が発生した後である。それまで将軍の中奥における日常生活のスペースは御座之間に置かれていたが、将軍の安全を確保するため、中奥でもより奥まった区画に休息の間が設けられたとされる。従って、延宝2年（1674）に没した探幽が、休息の間に富士山を描いたという先例はあり得ない。また休息の間は、将軍個人のためのスペースという特徴があるため、しばしば改装されたといわれ、八代将軍徳川吉宗は、幕政の華美を廃するため、一時休息の間を取り壊していたともいう。

ただ、少なくとも天保・弘化度の御殿再建に際して、休息の間上段の間の床の間に富士山が描かれたことは確かであるし、幕府の先例順守主義の姿勢を考慮すれば、それ以前の休息の間に同様の例があった可能性は十分に存在すると思われる。⁴休息の間に富士山をはじめとする諸国名所図を描くという意図は、何によるものであろうか。

このことについて武田恒夫氏は、内裏の御殿や徳川家等の城郭御殿等の障壁画の中で名所図を画題とするものを検証され、描かれる名所の序列が京都もしくはその近在から遠心的に諸名所を位置付けてきた内裏内の障壁画や名古屋城本丸御殿対面所「風俗図」などの伝統的方式とは異なり、江戸城では富士山を首座とする東国の諸名所を中心に、各地の名所が遠心的に配されることを指摘し、「京都や江戸といった御殿の所在が展開の軸となり、天皇や将軍に直結する視座を中心に諸名所の展開がはかられていた」とされる。⁵また本稿筆者は、名古屋城「風俗図」のうち上段の間の各図が徳川家ゆかりの京都周辺の社寺を描いたものであること、次の間の各図が紀伊和歌浦の景観を描いたものであることを指摘し、この「風俗図」が完成直後に催された名古屋城主徳川義直と紀伊領主浅野家の娘春姫の婚儀を記念し、この婚儀によって強化される両家の主従関係を象徴するために描かれたものではないかと推測した。⁶権力者の御殿に描かれた名所図には、権力者の所在する場所や権力者が理想とする上下関係、支配関係の表象の底意がその制作意図に含まれていたと見ることができる。

その場合、江戸城の障壁画においては富士山が徳川将軍家・江戸幕府の権力の象徴ということになるが、それではなぜ富士山なのか。将軍・幕府が所在する江戸は、いうまでもなく広大な関東平野の中心に位置し、そこで目にすることができる最も特徴的な自然景観が富士山であるというのが大きな理由であるというのは当然であろう。⁷それに加え、江戸城障壁画の富士山は、日本平辺りから見た富士山であるということも、将軍・幕府を象徴する意味を持つことになるのではなかろうか。初代将軍として江戸幕府の権力基盤を固めた徳川家康は、隠居した駿府で没し、日本平と峰を接する久能山東照宮に祀られた。久能山東照宮の位置から直接富士山を見ることはできないものの、これらの富士図はまさしく家康が祀られる方向から見た富士山を描いたものなのである。

三保の松原、清見寺を手前に、駿河湾越しに遠望する富士山の姿を描く富士図は、雪舟の

創始になるものとして、江戸時代、多数の画人が手がけ、富士図の典型像、理想像といえるものである。しかし狩野探幽の同様の図様の「富士山図」などには、徳川家康の視点からの富士山という認識が幕府関係者の間にあったのではなかろうか。それが探幽の許への多数の富士図制作の依頼に結びつき、⁸探幽亡き後の江戸城の障壁画にも探幽の図様に基づく富士山を描くことに繋がったのではなかろうか。

さて、天保 10 年の西の丸御殿再建後、休息の間で晴川院の富士図を背に上段の間に座したのは大御所徳川家斉である（焼失前の西の丸御殿休息の間、弘化元年の本丸御殿焼失以前の本丸休息の間障壁画の図様も、それぞれ再建後と同様であれば、家斉は将軍就任後、常時この富士図を目にしていたことになる）。

2. 富士山の実像を見る

大御所として、江戸城西の丸御殿中奥休息の間で「富士の理想像」を間近に晩年の日々を送った徳川家斉は、将軍時代、これとは全く異なる「富士の実像」を目にしている。それは、寛政 7 年（1795）9 月 3 日のこと、現在は「富士山中真景全図」（個人蔵）と題される谷文晁の作品である。冒頭、富士川の対岸から富士山を望み、須山口から富士山中に分け入り、やがて山頂に至り、その後須走口から下山するまでの富士登山の行程を、画家自らが体験したさまを 34 図の場面にわたって描き連ねたものであり、一部の画中には、登山者である文晁自身の姿も描き込んでいる。山腹から眺める雲海や奇奇怪怪たる岩塊が並び立つ山頂の様子のほか、さまざまな登山者の様子、登山者を手助けする強力や石室の主人なども見え、現実の富士山の山容と、その登山の実情を写實的に伝える作品である。卷子の冒頭には、「妙技」の文字の傍らに「寛政七卯 九月三日家斉（花押）」の署名を添えた紙を貼る。また、巻末には文晁の妻谷幹々の跋文があり、本図は寛政 7 年 7 月、松平定信の命による『集古十種』所収資料の模写のための旅を終えて江戸に帰る途次、文晁は富士登山を思い立ち、弟子の喜多武清とともに登山した際のスケッチにより制作したものであること、「大殿様」（松平定信）のとりなしにより将軍家斉の台覧に供したこと、9 月 9 日の文晁の誕生日の祝いの場にこの作品を陳列し多くの訪問客の称賛を得たこと、などが記されている。

しかし本図に収められている各図は、実は同年 3 月に富士登山を果たした小泉斐（檀山）がその途次の様子を描いた「富士真状」（東京都立中央図書館加賀文庫）に収録されている 55 図の中から抜き写したものであることが明らかになっている。自らの名を書き入れた登山者の像も、実は斐の作品の中に描かれた登山者像を引き写したものである。また幹々の跋文の内容にも事実関係と異なる点が見受けられ、信頼性に欠けるものであることも指摘されている。⁹ただ、作品そのものは文晁の作画になると認められるものであるし、家斉の「妙技」の文字も正筆と見てよいと思われるため、文晁の手になる本図が家斉の台覧に供されたことは確かであろう。

さて、小泉斐の「富士真状」の制作は、前年の寛政 6 年、水戸藩士大場維景が富士登山を

果たし、その記録として『富嶽遊記』『富嶽真図』を著したことに刺激され、同じ水戸藩の儒者立原翠軒らが富士登山を果たしたのに同行した成果であると推測されている。¹⁰ この『富嶽遊記』『富嶽真図』は、同年内に、松平定信のもとで寛政の改革を推進し、寛政5年の定信の老中解任後も改革を継続させた加納久周によって家斉の台覧に供された。¹¹ 文晁の「富士山中真景全図」の台覧も、前年のこの大場維景の例に倣ったものであろう。

斐の功績を文晁が横取りするような行為がなぜ行われたのかについて興味は尽きないが、不明である。¹² ただ、この作品を家斉の台覧に供するに当たっては、文晁の主君である松平定信の意向が働いたことは確かであろう。幕府の中で定信に近い位置にいた加納久周らが前年の維景の作品の台覧に関わり、定信はそのことを知っていたと想像される。

ところで定信はこの時期、全国各地の実景を写實的に描いた絵画作品の蒐集に、精力的に取り組んでいた。最もよく知られているのは、寛政5年の春、前年のロシア使節ラクスマンの根室来航に海防上の危機感を抱いた定信が、江戸湾一帯の海防の状況を視察する一環として相模・伊豆の海岸を巡見した際、随行した谷文晁に巡見先の各地の景観を西洋画法をも取り入れたような写實的かつ実感的な描写で描かせた「公余探勝図巻」（東京国立博物館）である。定信が、後にその景観図を鑑賞するために制作させたものという私的目的が制作意図になかったとは言えないが、公務の巡見の中で相模・伊豆の海岸線を実際に記録することで、これを幕府の海防政策立案のための資料として活用していこうという意図があったのは当然であろう。

この年の7月に定信は家斉から老中を解任されるが、その翌年から『集古十種』の編纂作業を本格化し、寛政12年から刊行が開始された。『集古十種』は全国各地に残る古文化財を調査してその模本作製し、これを図録として版行したものである。その編纂のため、定信配下の谷文晁、白雲、大野文泉らの画人が全国各地を訪れ、多くの古文化財の模写を行ったが、彼らはその旅の最中、各地の名所を「公余探勝図巻」同様の写實的な画法で描かせている。例えば白雲は、寛政9年の武蔵・相模各地の文化財模写と併せて富士登頂を行い、その際その目で見た実景を「天然自賞」（個人蔵）に描き、また寛政11年・12年の近畿・四国・中国方面への調査の際には、それらの旅の途次に目にした実景図を多数制作している。¹³ これらは、各地の古文化財の模写とともに、定信の目に触れ、その知見の幅を広げることに役立てられたものであると思われる。

定信は絵画について、「蛮画などは写真鏡にうつしてそのまゝを画ければこそ、横文字しらするものも、その画によりてその製度を察すべけれ」、あるいは「ことはを尽くしていひ、筆をふるひてかいたるとて、みさるものゝみるやうにあらん事はかたかるへし」（いずれも『退閑雑記』¹⁴）と述べ、写實的な絵画が言語によっては伝え得ない情報を伝える上で大きな効用があると主張している。「公余探勝図巻」を制作させたことをはじめとして極めて写實的な各地の景観図を臣下の画人たちに多数制作させたのも、景観図愛好という動機だけではなく、幕政、藩政を進めていく上で、現場の実情を知るための情報伝達手段として、言語のみならず絵画の効用を十分認識していたからであろう。

定信が文晁の「富士山中真景全図」を家斉の台覧に供したのは、老中解任後の幕政を進める上で、家斉に現場の実情を知ることの重要性を認識させる「将軍教育」の意図があったのではなかろうか。もちろんこの時期、江戸城本丸中奥休息の間に将軍・幕府を象徴する「理想の富士」を描いた障壁画が存在したと確言はできない。ただ少なくとも、狩野探幽の図様になる富士図を将軍・幕府の象徴とする考え方は成立していたであろう。そのような富士山とは異なる巍々たる岩塊が織りなす富士の実景、登山者の実感を看取することができるような描写を閲覧させることで、幕政のトップに立つものとしてのあり方を伝えようとしたのではなかろうか。

むすび―実景を描く富士図のひろまり

ところで、小泉斐の「富士真状」は、その制作直後から、文晁の「富士山中真景全図」だけではなく、さまざまな画人たちによって多くの模写が作製された。就中注目されるのは、上田耕夫筆「富士山中図巻」（個人蔵）である。この作品には松平定信の命を受けた白雲と文僊（大野文泉か）が富士登頂し、その途次の景勝を描いた作品を和田隆侯が入手し、それを耕夫に描かせたものであるという村瀬栲亭の跋文が付されている。白雲が富士山に登り、その途次の実景を描いた作品としては、先述のとおり寛政9年の「天然自賞」が知られているが、この作品の図様は、文晁の「富士山中真景全図」をほぼ抜き写ししたものである。¹⁵

和田隆侯は大坂で廻船問屋、両替商、新田経営などを営んでいた豪商辰巳屋久左衛門豊重のことである。泉州泉佐野を本拠地に廻船業や両替商などで富を築いた豪商唐金家の唐金衛門左方政の庶子で、辰巳屋に養子に入った人物である。その一方文雅に明るく、皆川淇園、村瀬栲亭らの文人、淵上旭江、上田耕夫、原在正などの画人らと交友を持ち、また花卉岩木を愛して「卉仙」と号した風流人であったと伝えられる。殊に全国各地の名勝を写實的に描いた実景図をこれらの画人に描かせ、多数の作品を所有していたことが知られ、最も早い時期における写實的景観図の愛好者として近年注目されている。¹⁶

さて、このような隆侯の写實的景観図蒐集活動の中で注目されるのは、松平定信との交流である。「富士山中図巻」だけでなく、『淇園文集』巻九所収の「豆海覧奇題記」によれば、隆侯は寛政6年正月に「公余探勝図巻」の模本を入手し、それを上田耕夫に写させたという。写實的景観図の蒐集に当たって隆侯は、松平定信周辺で制作された作品の模写を、自らの周辺の画人上田耕夫に行わせているのである。

辰巳屋久左衛門家は鴻池善右衛門家、加島屋久右衛門家などと並ぶ江戸時代後期大坂を代表する豪商であり、政治を動かす幕閣や諸大名にも経済面で大きな影響力を及ぼすことができる存在であった。また隆侯の実祖父に当たる唐金楽水から定信の祖父八代将軍吉宗に牡丹が献上されたという伝承もあり、¹⁷そのような関係から、隆侯は定信周辺で制作された「公余探勝図巻」などの模本を素早く入手することが可能であったのであろう。

隆侯が写實的風景画の蒐集に熱心であったのは、自らが主人である辰巳屋久左衛門家だ

けでなく、実家の唐金家、唐金家と同族の泉佐野を本拠とする豪商食野家が、いずれも廻船業を主たる業務とし、船の運航に必要な地誌の情報、さらに商売一般に役立てるための地理的情報の収集が動機の一つとしてあったのではないと思われる。実際、外国船が日本近海に現れた場合、それに遭遇する可能性は、諸国を廻る辰巳屋、食野・唐金家などの持ち船に十分想定できるものであった筈であり、そのような危機に対応するためには、江戸防衛のための軍事的対応も考慮するための情報収集の成果と言える「公余探勝図巻」は、隆侯にとっても重要な資料となるものであったと思われる。¹⁸ また、辰巳屋、食野・唐金家は、大名貸など全国の諸藩との商業取引が主な業務であったと想定されることから、各地の地理的情報の蓄積も業務上必須のことであったと思われる。

しかし、隆侯は単に実用的な目的で各地の写実的景観図を蒐集したのではなく、それまであまり絵画化されたことがない実景観を写実的に描く作品を愛好する姿勢があったことも確かである。各地の写実的景観図の制作を依頼した淵上旭江が、寛政 11 年に『山水奇観』を刊行することを援助したことからも、それは窺える。

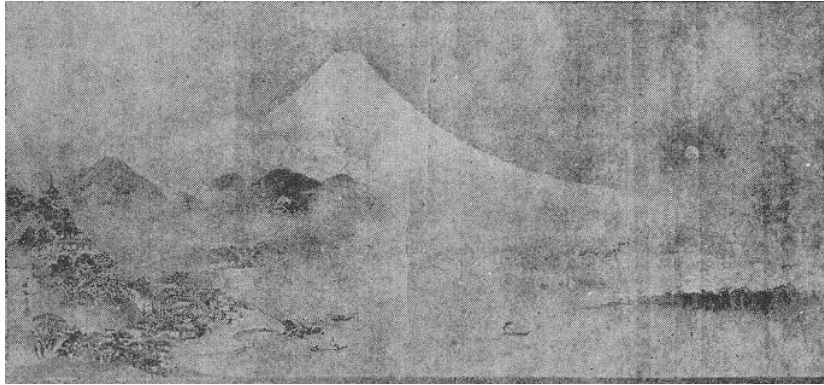
一方、谷文晁は文化元年(1804)、『名山図譜』を刊行しているが、その中には、文晁自身のものはもちろん、それ以外の画人の手になる定信周辺で蒐集された写実的景観図を祖本とするような作品もいくつか含まれている。定信や隆侯が行った写実的景観図の蒐集の成果は、その後、出版という形で多くの人々の目に触れていくことになり、それが浮世絵風景画など、日本の風景画に新風を齎すことになるのである。

話を富士図に戻すと、小泉斐の「富士真状」の成果が斐自身の名で公表されたのは弘化 2 年(1845)に刊行された「富岳写真」が最初である。しかしこの作品も、近代南画の巨匠富岡鉄斎の「富士山図屏風」(清荒神清澄寺)の原図となるなど、その影響力は大きいものであった。

徳川家斉は、遠望する「理想の富士」と登山体験によって得られる「実像の富士」という今日我々が目にする富士図の二つの主たる絵画表現を、最も早い時期に視覚体験した人物であった。



江戸城西の丸御殿中奥休息の間 富士図 東京国立博物館



富士八景図 『秋元子爵家御蔵 器入札』所収

注

- 1 東京国立博物館編『江戸城障壁画の下絵：調査研究報告書 江戸城本丸等障壁画絵様』第一法規 平成元年
- 2 二の丸御殿大奥対面所にも諸国の名所を描いた障壁画があり、そこでも上段の間の床の間に富士山が描かれていた。
- 3 山下善也「探幽筆富士山図における学習と工夫」『美術史』136号 美術史学会 平成6年
- 4 探幽の時代の江戸城に休息の間が存在しなかったから、探幽が江戸城内に富士山などを描く諸国名所図を描かなかったとはいえない。
- 5 武田恒夫『狩野派障壁画の研究—和様化をめぐる—』吉川弘文館 平成14年
- 6 高松良幸「名古屋城本丸御殿対面所障壁画『風俗図』に関する一考察—その政治表象性を中心に—」『美術史』第158冊 美術史学会 平成17年
- 7 葛飾北斎の「富嶽三十六景」や歌川広重の「江戸名所百景」など、江戸時代後期の浮世絵風景画はもちろん、江戸時代初期以降制作された江戸を題材とする絵画作品には、江戸から遠望する富士山をモチーフとして取り上げるケースが多数存在する。これは、江戸というに街としての象徴的な自然景観が富士山であることを物語るものである。
- 8 『松平大和守日記』によると、探幽は「富士山図」を描いた寛文7年、越後村上藩主松平直矩の依頼で別の絹本の富士図を描いているが、その景観は「清見寺三保松原、辺細画田子浦」と、やはり日本平辺りから見た構図であったことがわかっている。なお同日記万治2年(1659)6月28日条には、探幽が直矩のために描いた別の富士図について、探幽は「富士山ハ何れより申来候而も書不申候」であるが、直矩のためには制作してくれたとの旨が記載されるなど、探幽が多くの富士図の制作依頼に晒されていた記事が散見できる（榊原悟『日本絵画の見方』角川選書 平成16年）。
- 9 相沢なぎさ「文人画家による富士山真景図1・2 谷文晁『富士山中真景全図』をめぐる」『古美術』74・75号 三彩新社 昭和60年
- 10 注9前掲論文参照
- 11 『富嶽真図』に付された幕府小姓佐野義行の跋には、大場維景のこの作品を目にした幕府奥医師の多紀安長（元簡）が加納久周と謀り、寛政6年11月23日に密かに台覧に供えた、それを見た家斉は、これを栗田口慶受に臨模させたとある。なお、多紀元簡も松平定信に奥医師に抜擢された人物である。
- 12 前年富士登頂を行った大場維景が水戸藩重臣であったのに対し、小泉斐は在野の画人であったため、その功を松平定信の画員であった文晁に譲ったのかもしれない。あるいは、定信がこの台覧を企図したことを強調するため、あえて文晁の作品とした可能性も想定できる。

- 13 白河市歴史民俗資料館編『定信と画僧白雲—集古十種の旅と風景—』白河市歴史民俗資料館 平成 10 年
- 14 『退閑雑記』は、定信が老中解任後の感慨を綴った随筆で、寛政 9 年の自序を有する。従ってこれらの叙述は、この時期の定信の絵画観を示すものといえる。
- 15 小泉斐の「富士真状」を写し、自らの富士登頂の成果として「富士山中真景全図」を制作した文晁の例と同様、「富士山中図巻」の原本も白雲の富士登頂の成果と跋文はするが、その祖本は、白雲の「天然自賞」とは図様が異なり、斐もしくはそれを写した文晁らの作品であることは明らかである。斐の功績は定信ならびに文晁周辺では消されていたものと思われる。
- なお、白雲には文晁の「公余探勝図巻」を写した作品があり、定信は臣下の画人たちに写実的実景図を制作する技術を習得させるために、文晁の作品の模写を行わせていたと推測されている。とすれば、文晁の「富士山中真景全図」を白雲が写し、それを入手した隆侯がこれを耕夫に転写させた可能性も想定される。
- 16 和田隆侯については以下の文献に詳しい。
- 内山淳一『「公余探勝図」をめぐる』『定信と文晁—松平定信と周辺の画家たち』福島県立博物館 平成 4 年
- 伊藤紫織「唐画師 淵上旭江」『岡山県立美術館所蔵 雪舟と水墨画』千葉市美術館 平成 20 年
- 17 「唐金紋」『食野家関係史料 第二』佐野史談会 昭和 27 年
- なお、楽水の子乙之助が辰巳屋に養子に入り辰巳屋久左衛門となったのが唐金家と辰巳屋久左衛門家の縁戚関係の始まりであり、その際の家督相続をめぐる争いが、幕閣に持ち込まれて裁判沙汰になったことはよく知られている(辰巳屋騒動)。隆侯は、その 2 代後の辰巳屋久左衛門である。
- 18 隆侯は寛政 7 年に金沢藩侯の許を訪れた際上田耕夫を伴い、上田耕夫に能登周辺の海浜風景を写させたという(『淇園文集』卷十一所収「記上田耕夫周覽能登得図事」)。これも廻船運航のための情報収集の意図があったのではないかと思われる。

世界文化遺産「富士山」の保存管理・整備活用について

小野 聡（静岡県立三島南高校 教頭）

はじめに

本章第1項において、富士山の世界文化遺産登録の経緯と課題について記した。「富士山」の世界文化遺産登録を目指す過程において、構成資産（加えて、最終的には構成資産にならなかったものの、候補に挙げ検討してきた文化財等）及びその緩衝地帯、周辺地域について、富士山との関わりや文化的価値を様々に検証し、保存管理に係る見直しを重ねた。

世界遺産の構成資産とするには、国における保護措置が必要であるため、それまで未指定のものや県・市町村指定の場合、国指定レベルに引き上げることが必要であった。また同時に、保存管理計画を持たない資産については新規に策定し、既に策定されていたものについても、世界遺産の観点を加味しながら改訂を行い、限られた時間の中で、地道かつ膨大な作業や調整等が進められた。

『世界遺産にふさわしい』と認められる状況を目指し、国機関、両県及び関係市町村、所有者、地元関係者など、多くの理解と協力により、富士山をとりまく環境は大きく動いていったと感じる。広範囲に及ぶ資産及びその周辺地域を、世界文化遺産としての観点から一体的に保存管理するための「包括的保存管理計画」の策定、関係法令等を所管する行政機関、地域住民、資産の保存管理に取り組む団体等、多くの関係者が、学術的な見地からの助言を踏まえつつ連携する「富士山世界文化遺産協議会」による保存管理体制が設けられた（本章第1項参照）。また、「包括的保存管理計画」に定めた基本方針に基づき、資産の保存管理及び周辺地域の保全を進めていくための行動計画も定められ、それぞれの指標のもとに保全状況を把握する経過観察が実施されている。

しかし、将来にわたって確実に価値を継承していくために、「これで十分」ということはありえない。世界遺産登録決定とともにユネスコから要請・勧告のあった事項は、世界遺産としての「富士山」を、人類共通の財産としてふさわしい、より高い次元における整備活用・保存管理をしていくための激励であるといえよう。

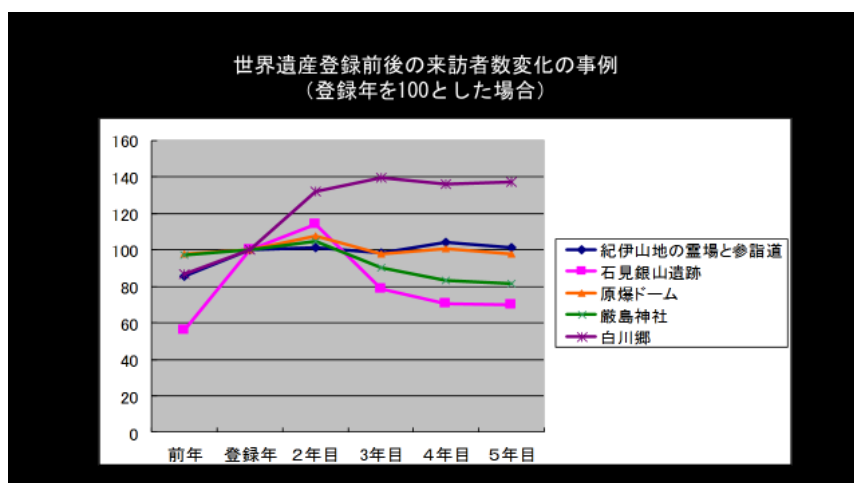
本稿では、講座の中でお話しさせていただいた内容をもとに、富士山の保存管理及び整備活用について、具体的な事例を紹介しながら記してみたい。富士山の所在する地域に住む私たちにできること、していかねばならないものは何なのか、考え行動を起こすきっかけとして、本講座の目指す「地域リーダーの育成」のヒントとなれば幸いである。

1 世界遺産登録を契機とする来訪者への対応

国内で世界遺産登録されている事例における、登録を境とした来訪者数の変化を見ると、変動幅の大小はあるものの、登録前に比べて来訪者が増加していることがわかる。この増加は、一時的な変化で元の状況に戻りつつあるものも見られる一方、白川郷のようにその後も来訪者が増加し続けているものもある。

富士山の場合、すでに国内外から多数の来訪者が訪れている有数の観光地でもあること

から、わずかな変化も見逃さず、適切な対応を講じることが必要である。

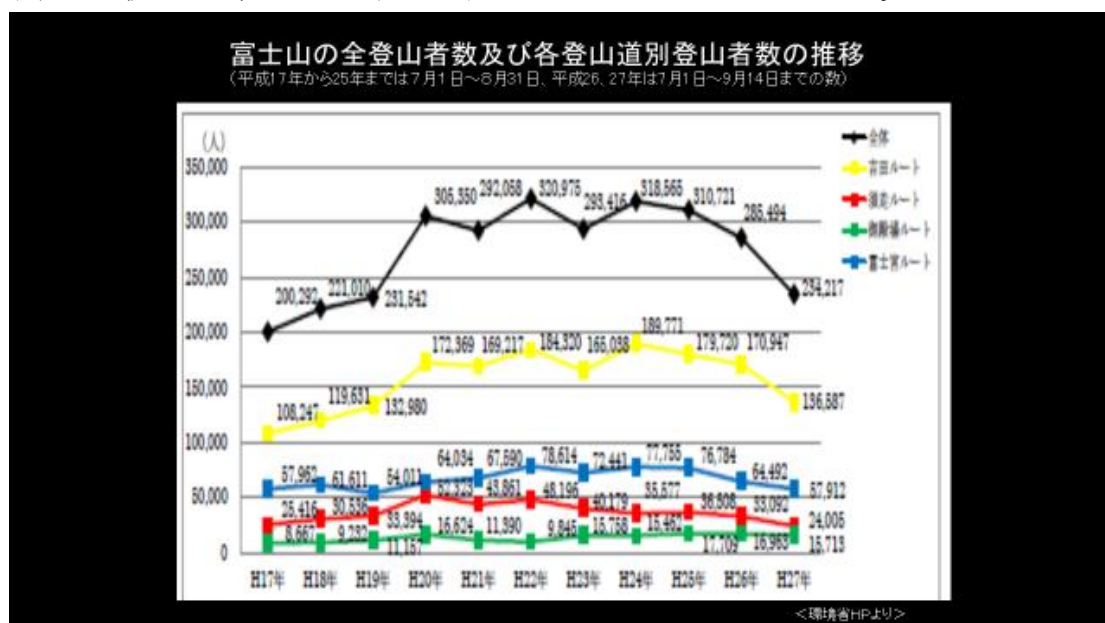


(1) 登山者

夏の登山シーズンにおける富士登山者の人数は、世界遺産に登録された年の前年、2012年（平成24）、約32万人を記録したが、登録年には約31万人、2014年（平成26）には約29万人に減少し、2015年（平成27）には約23万人となり、前年に比較して5万人以上減少した（前年比マイナス18%）。

これは、今年（平成27）の夏の天候不良※により登山に適した日が少なかったことや、マイカー規制期間の拡大、2014年（平成26）9月に起きた御嶽山の噴火による災害から登山を控えようとした影響などによるものなどが推測される。

※環境省山頂トイレ管理人の記録によれば、今年の開山期（7月1日～9月14日）の雨天の日数は36日（割合は47%）で、週末やお盆に天候の悪かった前年の雨天日数27日（同36%）と比較しても、さらに登山に適する日が少なかったことがわかる。



富士山では、登山道により登山者数が異なり、毎年最も多いのが「吉田ルート」で、去年は登山者数全体の約 58.3%であった。また、「吉田ルート」では、時間による登山者数の変動も激しく、16時から17時までの夕方と23時から25時までの深夜の時間帯にかけて、2つのピークが見られる。夕方のピークは、主に山小屋で宿泊する登山者によるもの、深夜のピークは主に山頂で御来光を見る予定の登山者によるものと推察される。

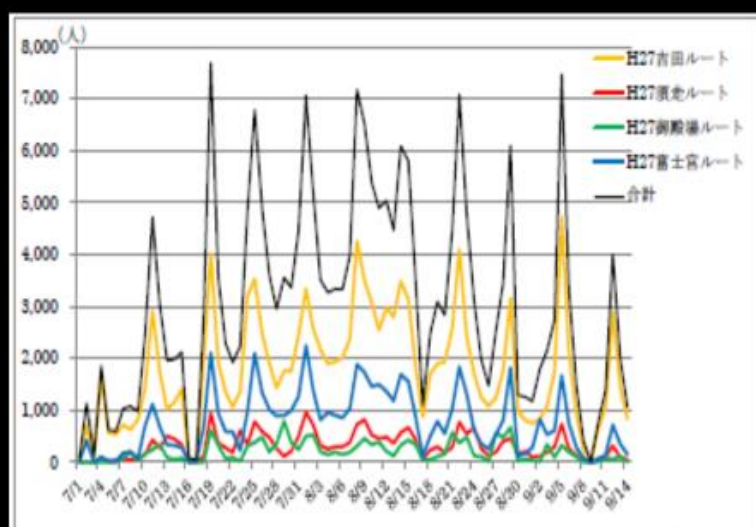
こうした週末やお盆など特定の日や時間帯への集中傾向を分散・平準化させることができれば、安全かつ快適に、富士山の持つ『信仰の対象（神聖さ）』・『芸術の源泉（美しさ）』を感じられる望ましい登山が実現できると考えられる。

そのためには、山麓からの登山の推奨や、弾丸登山（事前に十分な休息をとらず、夜通し登山を行うこと）の自粛、山麓の構成資産や周辺観光地への訪問を誘導することなどを図っていくことが有効である。

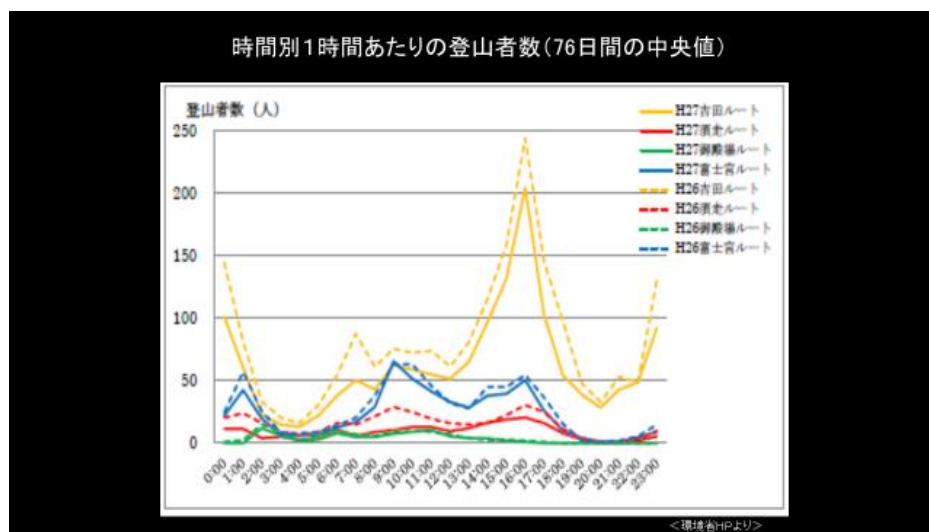


大勢の登山者による渋滞

各登山道における日別登山者数



<環境省HPより>



※環境省では、2005 年（平成 17）から富士山頂上部への正確な登山者数を把握し、国立公園の適正な利用の推進に資するため、4つの登山道のそれぞれ八合目付近に赤外線カウンターを設置することにより、登山者数調査を実施している。また、2014 年（平成 26）からは、閉山日が9月中旬（山梨県側9月14日、静岡県側9月10日）に決定されたため、調査期間を7月1日から9月14日としている。（それ以前は7月1日から8月31日）

（2）マイカー規制の実施

登山区間の交通渋滞や排気ガスによる環境負荷を軽減するため、富士宮口と吉田口では1994 年（平成 6）から、須走口では2007 年（平成 19）からマイカー規制を実施している。徐々に規制期間が拡大され、2014 年（平成 26）、富士宮口・富士山スカイラインで全登山期間にあたる63日間連続で実施された。また、富士宮口五合目へのシャトルバス発着所となる水ヶ塚駐車場では、駐車場が2011 年（平成 23）から有料化されている。なお、吉田口では53日間、須走口では47日間の規制が行われたが、御殿場ルートでは規制が行われていない。

富士山マイカー規制期間の推移						
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
富士宮口 （富士山スカイライン）	17日間	26日間	34日間	52日間	63日間	63日間
須走口 （ふじあざみライン）	6日間			37日間	40日間	47日間
吉田口 （富士スバルライン）	15日間	15日間	15日間	31日間	53日間	53日間

2014 年(平成26)、2015年(平成27)、富士宮口は閉山期間中連続して実施
※御殿場ルートは、マイカー規制なし



(3) 登山道等の案内標識の統一化

登山者の増加に伴い、道迷いも数多く発生した。富士山の標識は、別々の設置者により取り付けられ、わかりにくかったり老朽化したものなどもあり、外国人登山者にも対応できていなかった。そこで、2009年(平成21)、環境省、静岡県・山梨県、地元市町村、観光団体及び山小屋組合等で構成する「富士山標識関係者連絡協議会」が設置され、2010年(平成22)、「富士山における標識類総合ガイドライン」が策定された。このガイドラインに基づき、標識類の整備が進められた。



以前、須走口五合目登山口には、各管理者が必要に迫られて設置した15種類もの標識類が乱立していた。これら乱立した標識類を整理し、統合した標識を注意してみてもらうための標識併設小屋が整備され、景観への配慮もなされた。



2 構成資産の整備

世界遺産の構成資産として相応しいものとするため、官民挙げてハード及びソフトの両面から様々な整備が進められ、大きく変貌を遂げたものもある。本県側の資産について一部を紹介する。

(1) 白糸ノ滝

「白糸ノ滝」は、約1万年前に富士山西側に流下した新富士火山白糸玄武岩溶岩流の末端で、溶岩層の間と下位の古富士泥流との間から湧水が噴出している。馬蹄形にえぐられた滝壺とそれに続く渓谷からなる「白糸ノ滝」は、高さ約20～25m、幅約120mにわたり、何百条もの白糸が垂れているように水が落下している。

富士山を背景として流れ落ちる優美な滝の景観は、かつて多くの集客をなした頃の各種施設や建造物等が存在し、景観的価値を阻害していた。国内外の専門家による現地視察や学術委員からの指摘等もあり、滝壺内の人工物撤去をはじめとする信仰と湧水（滝）との歴史的な関係を理解できるような修景整備、また駐車場やトイレ、土産物店等、世界遺産にふさわしい環境にするべく整備が進められた。





（２）人穴富士講遺跡

「人穴富士講遺跡」は、人穴浅間神社の境内にあり、長谷川角行が苦行の末に入滅したとされる風穴の「人穴」を中心として、その周辺に富士講信者が造立した約 230 基もの碑塔群が残されている遺跡である。

1999 年（平成 11）、富士宮市史跡に指定されていたが、世界遺産登録を目指す過程において、2012 年（平成 24）国史跡「富士山」に指定された。保存管理計画も同時に策定され、以前に比べ格段に整備が進んだ。



現在の「人穴富士講遺跡」の状況



碑塔群



ガイドンス機能を備えたトイレ

(3) 村山浅間神社

「村山浅間神社」は、12 世紀の修験僧である末代上人によって創建されたとされ、神仏習合の宗教施設として「興法寺」と呼ばれていた。15～16 世紀には、修験者に導かれた一般の道者の登拝も増加し、社殿に参拝し、水垢離を行った後、富士山へと向かったことが知られている。

境内の大スギが 1956 年（昭和 31）に、イチョウが 1968 年（昭和 43）に県天然記念物に指定されていたが、そのほかは未指定であった。「人穴富士講遺跡」などと同じく 2011 年（平成 23）、国史跡「富士山」に指定された。保存管理計画も同時に策定され、以前に比べ格段に整備が進んだ。大日堂はいったん解体され保存修理が行われ、2015 年（平成 27）年 3 月、江戸末期の姿がよみがえった。

村山浅間神社における整備



江戸末期の大日堂



以前の大日堂(トタンで覆われている)



現在の大日堂

(4) 三保松原

「三保松原」は、富士山の南西約 45km に位置し、駿河湾に臨んで豊かな松林に覆われた砂嘴である。砂嘴の総長は約 7 km に及び、その上に約 5 万本のクロマツが約 4.5km にわたって叢生している。日本最古の詩歌集「万葉集」以降の多くの和歌集に登場し、謡曲「羽衣」の舞台ともなった。16 世紀以降は、「三保松原」を富士山の手前に配した構図が富士山画の典型となった。こうした多くの芸術作品を通じて、三保松原は富士山を望む景勝地として知られている。

1922 年（大正 11）、史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、名勝として指定された。

1977 年（昭和 52）策定の「名勝三保松原保存管理計画」は、世界遺産登録の過程において 2011 年（平成 23）に改訂された。

世界遺産登録審議におけるイコモス勧告で、「除外すべき」という報道により注目を集め、来訪者の増加や、それに伴う交通問題、松原の保全や景観に配慮した海岸保全、情報提供等、多くの課題も浮き彫りとなった。そのため、世界遺産にふさわしい保全と活用のあり方や具体的な施策等を示した「三保松原保全活用計画」が 2014 年（平成 26）、静岡市により策定され、取組が進められている。



ボランティアによる三保松原の清掃



三保松原へ向かう道路における景観対策



はごろも情報ひろば『みほナビ』
(平成25年12月20日オープン)



「羽衣の松」直近の駐車場へは、大型観光バスの乗り入れが禁止となった

3 富士山の保存管理・整備活用に係る取り組み

(1)「世界遺産ガイド」の養成

構成資産等における整備に加え、静岡県では世界文化遺産としての富士山の顕著で普遍的な価値やその適切な保存管理について理解を深め、併せて来訪者へ案内することができる「富士山世界遺産ガイド」の養成を進めている。富士宮市でも、市が養成した富士山世界遺産ガイドや市観光ガイドボランティアの会員の皆さんなどが活躍している。

構成資産には、現状を眺めただけでは富士山との関わりがわかりにくいものもあることから、こうした文化的価値を説明するガイドの存在は欠かせないものである。かつての人々の富士山への想いや、築きあげられてきた文化等を来訪者に伝えることは、世界遺産富士山を後世に継承していくために、大変重要な役割を果たしているといえよう。



(2) 富士山保全協力金

富士山の環境保全、登山者の安全対策を用途として、2013年（平成25）7月25日（木）から8月3日（土）までの9日間（7月29日は荒天のため中止）、翌年夏の本格導入に向けた試験徴収の形で、山頂を目指す登山者から原則1,000円を任意で徴収することで実施された。静岡県側の3登山口では、合計約14,988件約14,974,472円の協力が得られた。

導入2年目の今年（平成27）は、7月10日（金）～9月10日（木）に実施され、登山者数に対する協力率は前年より5.8ポイント上がったものの、46.7%と半分以下であった。得られた協力金は、山小屋のバイオトイレの改修などの富士山の環境保全や、万が一の噴火に備えた山小屋へのヘルメット等の配備といった安全対策に活用される。



(3) 様々な取り組み

本講座においては、この他にも、使われなくなった工場の煙突の撤去や色彩変更による景観への配慮や、遭難事故防止・登山客の利便性向上を図るため、夏山登山期間中、静岡県側の富士山五合目登山口に配置された「富士登山ナビゲーター」の皆さんの活躍、富士山について学び、考え、想いを寄せることにより、富士山を後世に引き継ぐための運動を促進する「富士山の日」関係、官民挙げて行われている清掃活動や、森を育て守る活動など、紙面の都合により、残念ながら紹介しきれないが、富士山を次世代へ継承するため、様々な取り組みが行われている。



おわりに

本稿を執筆中、山梨県が閉山日を前倒しし、静岡県側と同じ9月10日に統一するというニュースが入ってきた。これまで、静岡県側の3登山道の閉鎖後も多くの登山者が訪れるため、山頂付近のトイレの管理や利用できる下山道の周知などが課題となっていたことから、情報の周知がしやすくなり、登山者の利便性や安全面からも望ましく、大変喜ばしい。しかし、開山日については未だ山梨県側は7月1日、静岡県側は雪解けや山小屋の準備などを考慮し7月10日であることから、課題は依然として残る。

また、富士山世界遺産センターの開設に向けた調査・研究が進められるなか、愛知県の寺で17世紀初めの作品と見られる「富士参詣曼荼羅図」の発見や、狩野常信が18世紀初めに描いた「富士三保清見寺図」が都内にあることが分かったという。ほかにも、小山町では、世界遺産登録後の2014年(平成26)、景観行政団体に移行し、官民によるワークショップを重ね、景観計画、景観条例を2016年(平成28)4月に施行すると発表があった。

世界遺産登録の目的は、人類共通の財産として、資産を保護し、後世に継承することにある。今後さらに、世界遺産としての価値の研究やその公開が進み、価値の認知度や保護の意

識が高まり、魅力ある地域づくりが一層実現していくことを期待したい。同時に、富士山にはまだ解決していかなねばならない課題も多い。本講座で学ばれた皆さんが、世界遺産富士山を守るリーダーとして、イニシアティブを発揮されることを願いたい。



<引用>

富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」世界文化遺産登録記念誌

同「富士山世界遺産ガイド要請講座テキスト」

環境省HP

IV. 参 考 資 料

○富士山憲章の制定

富士山を国民の財産として、また、日本が世界に誇るシンボルとして後世に引き継いでいくため、山梨・静岡両県で、平成 10 年 11 月に「富士山憲章」を定めました。

この富士山憲章に基づき、山梨・静岡両県及び関係市町村では、地域住民や NPO 法人などと協力して、富士山の環境を保護する取組を推進しています。

「 富 士 山 憲 章 」

1. 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
1. 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
1. 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
1. 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
1. 富士山の自然、景観、歴史、文化を後世に末長く継承しよう。

○静岡県世界遺産富士山基本条例（平成 27 年 2 月県議会議決）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、富士山の保全に関し、基本理念を定め、県、県民及び来訪者（世界遺産富士山を来訪する者をいう。以下同じ。）ならびに事業者の責務を明らかにするとともに、富士山の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、富士山の保全に関する施策を総合的に推進し、もって世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を後世に引き継ぐことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世界遺産富士山 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号）第 11 条 2 に規定する世界遺産一覧表に記載された「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」をいう。
- (2) 富士山の保全 世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値の保全をいう。
- (3) 顕著な普遍的価値 人類にとって現代及び将来の世代に共通した重要性を有する傑出した文化的な意義をいう。
- (4) 文化的景観 自然的要素が宗教的、芸術的または文化的な価値と結び付けられることにより創り出される景観のことをいう。

（基本理念）

第 3 条 富士山の保全は、世界遺産富士山の文化的景観の維持向上と持続可能な利用との調和を図られることを旨として、行わなければならない。

2 富士山の保全是、世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を形成する要素である富士登山及び山麓の霊地への巡礼に受け継がれている伝統が、後世へ継承されていくことを旨として、行われなければならない。

3 富士山の保全是、国、県、関係地方公共団体、民間団体その他の富士山の保全に関係するものの相互密接な連携の下に、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、基本理念にのっとり、富士山の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、国、関係地方公共団体、民間団体その他の富士山の保全に関するものと連携して、富士山の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(県民及び来訪者の責務)

第5条 県民及び来訪者は、基本理念にのっとり、世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値について理解を深め、富士山の保全に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、県が実施する富士山の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、富士山の保全に配慮するものとする。

(市町との協働)

第7条 県は、富士山の保全を図る上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が行う富士山の保全のための施策を支援し、これに協力するものとする。

第2章 基本的施策

(世界遺産富士山の文化的景観の維持向上)

第8条 県は、環境の保全、良好な景観の形成、文化財の適切な保存及び文化的活用その他の世界遺産富士山の文化的景観の維持向上を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、世界遺産富士山の文化的景観の維持向上と持続可能な利用と調和について配慮するものとする。

(富士登山者の特定の時期への集中による弊害の防止)

第10条 県は、富士登山をする者（以下「富士登山者」という。）が特定の時期に集中することによる弊害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(富士登山者が遵守すべき事項の周知)

第11条 県は、世界遺産富士山の文化的景観の維持向上及び富士登山者の安全の確保を図るため、国、関係地方公共団体その他の関係者と協力して、富士登山者が遵守し、又は注意すべき事項を周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

(富士登山者の安全の確保)

第12条 県は、富士登山者の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値についての理解の促進等)

第13条 県は、出来るだけ多くの者が、世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値について理解を深め、及び富士山の保全に関する意識を高めるとともに、富士山の保全に関する活動を行う意欲を高めるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施)

第14条 県は、世界遺産富士山の歴史及び文化並びに自然環境に関する調査研究を実施するものとする。

2 県は、富士山の保全に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を実施するものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第15条 県は、民間団体等(県民、事業者、来訪者又はこれらのものの組織する民間の団体という。)が自発的に行う富士山の保全に関する活動が推進されるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

第3章 雑則

(協力の要請)

第16条 県は、富士山の保全に関する施策を円滑に推進するため、出来るだけ多くの者に対し、資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、富士山の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○世界文化遺産富士山ヴィジョン(抜粋)

世界文化遺産富士山ヴィジョン

—その「神聖さ」と「美しさ」を次世代へと伝えるために—

(ユネスコ世界遺産委員会の指摘・勧告に応じて)

平成26年12月24日 富士山世界文化遺産協議会

平成27年10月23日 富士山世界文化遺産協議会改定案

1 前文 (略)

2 記載決議(指摘・勧告、要請)に至る経緯

ア. ～カ. (略)

キ. 以上の経緯を踏まえ、世界遺産委員会は、その決議において、これまでの課題解決に向けた地域社会(コミュニティ)の取り組みに言及する一方、将来的に残された課題も掲げ、それらの解決・改善に向けて以下のとおり指摘を行うとともに、6点を考慮しつつ、25の構成資産からなる資産の全体を一体のものとして、さらに文化的景観として管理する

ための方法・体系（システム）を運営可能な状態にするよう勧告を行った。「顕著な普遍的価値の言明」に示された指摘は、山麓における建築物等の規模・位置・配置に係るさらに厳しい制御（以下、「開発の制御」という。）の必要性に関するものであった。

また、勧告は、a) 全体構想（Vision）の策定、b) 下方斜面における巡礼路の特定、c) 情報の登山道の収容力の調査研究に基づく来訪者管理戦略の策定、d) 上方の登山道等の総合的な保全手法の策定、e) 来訪者に対する普遍的価値の伝達・共有のための情報提供戦略（以下、「情報提供戦略」という。）の策定、f) 経過観察指標の拡充・強化の6点であった。

- ク．さらに世界遺産委員会は、2016年の第40回会合において審査するために、上記のa)～f)のほか、危機管理戦略の策定及び文化的景観の手法を反映した管理計画の総合的な改定を含め、進展状況を示した保全状況報告書を2016年2月1日までに提出するよう我が国に要請した。

3. ヴィジョン策定の趣旨

ア．上記の経緯を踏まえ、富士山文化遺産協議会は以下の4点からなる趣旨の下に「世界文化遺産富士山ヴィジョン」を定める。

イ．世界遺産委員会の記載決議（37COM 8B,29）に示された指摘・勧告を十分に尊重し、富士山の顕著な普遍的価値を次世代へと確実に伝えるために、推薦・記載への過程で前進した文化遺産の保存・活用、周辺環境の保全に対する意識・取り組みを将来に継承し、それらをさらに浸透・発展させる。

ウ．顕著な普遍的価値の2つの側面を成す『信仰の対象』と『芸術の源泉』は、それぞれ富士山が持つ「神聖さ」・「美しさ」という特質に深く関連している。これら2つの特質を維持・向上させ、25の構成資産から成る「一つの存在（an entity）」とし一体の管理を行うために、各種の方法・戦略を定める。

エ．富士山の裾野を含む山麓の区域は、長く人々の暮らしや生業の場となり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持つ。また、火山と共生してきた人々の智慧も込められている。そのような歴史を踏まえ、望ましい土地利用の在り方を展望し、富士山が持つ顕著な普遍的価値の継承を前提として、「ひとつの文化的景観（a cultural landscape）」としての管理を行い、人間と富士山との持続可能で良好な関係を築くための方法・戦略を定める。

オ．上記の諸点を実現し、管理の方法・体系（システム）を運営可能な状態にするために、地域社会における関係者間の合意形成のみならず、広く国民の間における理解の醸成に務め、当面して効果が期待できる保存・活用の施策を着実に実現するとともに、実現までに長期を要する施策を段階的・計画的に進める。

4 「一つの存在（an entity）」・「ひとつの文化的景観（a cultural landscape）」としての管理手法を反映した保存・活用

ア．方法・戦略の策定に当たっては、25の構成資産から成る世界遺産富士山を「一つの存

在(an entity)」として管理するのみならず、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、適切な手法・気候を反映した保存・活用を目指すこととする。

イ. 富士山は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』を表す「ひとつの存在」であり、個々の構成資産を孤立分散的に捕らえては成らない。

「ひとつの存在(an entity)としての管理手法を反映した保存・活用」とは、「登拝・巡礼に基づく 25 の構成資産の相互のつながりを明確化するとともに、芸術作品に基づく 2 つの展望地点(本栖湖西北岸の中ノ蔵峠／三保松原)から富士山に対する良好な展望景観を維持し、両者を認知・共有できるようにすること」である。

それは、「信仰の対象」としての性質を考慮した「望ましい富士登山の在り方」を展望するとともに、「芸術の源泉」となってきた富士山の「良好な展望空間の保全」を目指すものでなければならない。

また、山頂への登山、山中での周遊、山麓における観光・レクリエーションなどとの適切な調和・共存・融合の方法・戦略へと具体化することが求められる。

ウ. 『世界遺産条約履行のための作業指針』第 47 項は、文化的景観を「人間と自然との共同作品」と定義する。

上記の定義に基づき、「ひとつの文化的景観としての管理手法を反映した保存・活用」とは、『人間と自然との調和的な共存』の観点を踏まえ、25 の構成資産が現在までの長い歴史の中で『信仰の対象』と『芸術の源泉』の両側面において地域社会の生活生業(観光を含む。)とどのような関係を保持し進化させてきたのか、さらには将来的にどのような関係に進化・発展させていくべきなのかを導き出すこと」である。

それは、山頂・山中・山麓へのアクセス及びそこでのレクリエーションに対する社会的要請と、顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持とを融合させ、構成資産のみならず、その周辺環境も含め、両者間の相反する課題を調和的に解決していくための考え方・方法を示すことである。

さらにそれは、構成資産のみならず緩衝地帯を含め、地域社会(コミュニティ)の積極的な関与の下に望ましい土地利用の在り方を展望することにつながり、「神聖さ」・「美しさ」の観点から富士山の良好な展望景観を維持するために阻害要件の改善及びその発生の確実な回避を目指すことにもつながる。

エ. 世界遺産委員会の決議に示された指摘・勧告を踏まえ、上記した「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用の定義に基づき、諸課題の解決・改善の方法を明示する。

A. 「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ・美しさという特質の維持」という相反する要請の融合を促す方法を定めること

B. 構成資産・構成要素間の関係性・つながりを描き出し、構成資産・構成要素と富士山との結合に力点を置きつつ、どのように全体を「ひとつの存在」として管理できるのかに関する方法を定めること

C. A・Bを踏まえ、構成資産・構成要素間の関係性・つながりに注目しつつ、それらを総体として捉える「ひとつの文化的景観」の観点からの管理の手法を示すこと

オ. 上記の点を踏まえ、課題の解決・改善のための方法・戦略を明示するとともに、それらの実施状況を的確に把握するために、経過観察指標を拡充・強化する。

とくにA・Bに係る以下の各項目は相互に関連しており、各方法・戦略の内容には分かれがたく結びついている部分があることにも十分な留意が必要である。例えば、下方斜面における巡礼路の特定に関する成果は顕著な普遍的価値に関する情報提供戦略へと適切に反映させることが求められる。また、来訪者管理戦略は上方の登山道等の総合的な保全手法とも不即不離の関係にあるほか、災害発生時における登山者等への情報提供の在り方は危機管理戦略とも深く結び付いている。したがって、この解決・改善のための方法・戦略を適切に区分して示すとともに、相互の関連性についても各々の方法・戦略において記述することとする。

その構造は以下のとおりである。

A. 相反する要請の融合のための方法

①持続可能な土地利用への要望	→	開発の制御
②「神聖さ」の維持と持続可能な観光への展望	→	来訪者管理戦略の策定/開発の制御
③修復・整備の方法の明示・実施	→	上方の登山道等の総合的な保全手法の策定

B. 構成資産・構成要素と富士山との結合のための方法

①山麓における巡礼路を特定する調査研究	→	下方斜面における巡礼路の特定
②構成資産・構成要素間の関係の特定	→	情報提供戦略の策定
③統一的な情報提供の方法の明示・実施	→	経過観察指標の拡充・強化

C. 経過観察指標の特定

→	危機管理戦略の策定
---	-----------

D. 自然的な災害からの保護の方法

カ. 諸課題に対する解決・改善のために策定した方法・戦略の骨子は以下に示すとおりである。

なお、それらの詳細は別の文書として整理している。

A. 開発の制御（世界遺産委員会決議文の「3. 顕著な普遍的価値の言明の採択」の「管理及び保護の要請」において示された指摘事項）

山麓における建築物等の開発圧力の早期把握、地域住民との合意形成等を含めた行政手続の充実、保全に対する社会全体の機運醸成等を図る。また、個別に改善等の必要な事項は、即効的対策を着実に進めた上で、抜本的対策を計画的に実施する。

B. 来訪者管理戦略の策定（世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」において示された事項のc）

ユネスコの世界遺産管理マニュアル等を参考としつつ、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向け、「上方の登山道の収容力」を研究・設定した上で、課題等を解決すべく来訪者の平準化及び安全登山をはじめとする普及啓発の推進等の施策を実施する。

また、来訪者管理の着実な前進・改善を達成するため、収容力および施策の定期的な評価・見直しを行う。

- C. 上方の登山道等の総合的な保全手法の策定（世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」に示された事項のd）

上方の登山道、山小屋およびトラクター道の三者の関係性に着目しつつ、来訪者管理戦略で定めた施策を確実に実施し、来訪者による登山道への影響の抑制を図るとともに、三者の保全に当たっては、自然環境や神聖さ等に配慮した材料・工法を選択する。

- D. 下方斜面における巡礼路の特定（世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」に示された事項のb）

今は使われなくなった巡礼路の位置・経路の特定に加え、構成資産間の歴史的関係性を示すため、調査・研究体制の確立と充実を図り、これまでの調査・研究成果を取りまとめるとともに、来訪者がつながりを容易に認知・理解できるよう、その成果を情報提供戦略へ計画的・段階的に反映させる。

- E. 情報提供戦略の策定（世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」に示された事項のe）

上記の調査・研究成果を反映した顕著な普遍的価値の伝達を行うため、情報発信の拠点を整備するとともに、ガイド等の育成や効果的な情報提供の方法を定める。
また、富士山の保全又は登山に必要な情報提供を併せて実施する

- F. 経過観察指標の拡充・強化（世界遺産委員会決議文の「4. 勧告」に示された事項のf）

富士山包括的保存管理計画の定めた指標に基づく経過観察を確実に実施するとともに、今回、課題の解決・改善のための方針・方法として明示した各種の戦略・方法の実施状況を継続的に把握し、評価・見直しを行っていくため、観察指標を拡充・強化する。

- G. 危機管理戦略の策定（世界遺産委員会決議文の「5. 要請」に示された事項）

噴火・風水害等の災害から来訪者・住民の生命及び財産を保護するとともに、世界文化遺産の構成資産を保全するため、国又は各自治体で策定された各種防災計画等に基づく対策を推進する。

5 地域社会（コミュニティ）の役割

ア. 4に示した課題の解決・改善の方法・戦略を実行し、管理の方法・体系（システム）を運営可能な状態とするためには、広く地域の住民及び関係行政機関を含む地域社会（コミュニティ）全体の果たす役割が極めて大きいことに留意が必要である。そのため、以下の4点を念頭に置くことが不可欠である。

イ. 地域社会（コミュニティ）の全体が、「ひとつの存在（an entity）」として富士山が持つ顕

著な普遍的価値を理解し、世界文化遺産として記載されたことの意義・重みを深く認識することが重要である。そのため、山梨県・静岡県及び関係市町村は相互に連携し、国の関係機関の協力・支援の下に、学術的に根拠に基づく文化財の保護（保存・活用）を確実に進めるとともに、科学的知見に基づき自然公園の保護を越えない利用を原則としつつ、開発の制御への対策及び6つの戦略・方法に定めた対策を確実に進める。

- ウ．特に「ひとつの文化的景観（a cultural landscape）」の観点から上記の取り組み・施策を息長く続けるためには、地域社会（コミュニティ）における不断の議論と実践が求められる。したがって、山梨県・静岡県及び関係市町村は、地域社会（コミュニティ）を構成するひとりひとりが保存・活用の取組み・施策に積極的に参加できるよう、多様な議論と実践の場を持続的に確保し、実現の過程を定期的に点検できるようにする。
- エ．開発の制御への対策及び6つの戦略・方法を推進し充実させるためには、地域社会（コミュニティ）を構成する住民をはじめ、富士山の保存・活用の諸事業に携わる諸団体、富士山の調査研究に関わる研究調査機関、学校等の教育機関の関係者等が相互の役割を明確に認識し、富士山の保存・活用に効果的に参画・貢献できるよう努めることが重要である。
- オ．さらに、日本国内及び海外からの来訪者・登山者は、自らの果たす義務と役割を十分に認識し、適切な保存・活用に参画・貢献できるよう、関係諸機関が協働して広く情報の提供と意識の醸成に努めることも必要である。
- カ．上記の事項を実現するためには、富士山世界文化遺産協議会が中心となって、関係者及び国民の間でのさらなる理解の醸成に努め、緊密な情報共有と役割分担の体制を充実することが出来るよう、その責務を十全に果たすことが必要である。

○ 静岡県内で活動する富士山関係の地域ボランティア団体、NPO 法人等

静岡・山梨両県は、日本の象徴である富士山の豊かな自然環境、美しい景観を守り、育み、その恵みを後世に引き継いでいくための全国的な運動の原点となる「富士山憲章」を平成10年に制定しました。この「富士山憲章」を周知、定着させていくため、富士山を愛する多くの人々のパートナーシップに基づいて、県民をはじめ国民、事業者、行政が一体となって富士山の総合的な環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」を設立しました。

「ふじさんネットワーク」は、富士山の環境保全活動を行うグループ、自然保護団体、NPO、企業、マスコミ、行政による会員制のネットワーク組織です。現在の会員数は252団体です。詳しくは「ふじさんネットワーク」ホームページ (<http://www.fujisan-net.gr.jp/>) の会員一覧をご覧ください。

プロジェクトを終えるにあたって

本プロジェクトを開始して早や 3 年間が過ぎ、今年度を以て一旦終了の運びといたします。この間、富士山麓でのフィールドワークには、一般、放送大学関係者を含めて延 160 余名の参加があり、一般講演会にも 100 名前後の方々に受講いただき、一応、盛況裏に終えたと思われます。

『「富士山学」の構築と地域リーダーの育成』というテーマを掲げましたが、世界遺産登録は、「信仰の対象」と「芸術の源泉」としての富士山であり、それを支える富士山の自然景観があり、そこでは人々の生活が営まれております。加えて、観光資源、地域活性化、災害・防災、自然環境の保護・保全といった部分を考慮すると、「富士山学」の裾野は限りなく広がります。すべてを網羅することは当然無理であるが、この 3 年間で大まかな筋道あるいは学びのきっかけを伝えることが出来たのではないかと考えます。一方の「地域リーダーの育成」に関しては、この富士山学の知識の下でいずれかのボランティア活動への参加、さらには何らかの活動の核を立ち上げようと意図しておりましたが、思い通りには行きませんでした。ただ、参加者の方々より、「遺産登録の意味・意義、次世代に継承するための保護・保全活動の実態把握、ならびにその必要性などを強く認識した」「今後何らかの活動に携わりたい」等、前向きなご意見を多数いただいたことを一つの成果と位置づけたいと思います。

プロジェクトの実施に際しては、放送大学本部から学長裁量経費を 3 年間にわたり採択いただき多額の資金提供とともにご助言を賜り、心より感謝いたしております。また、各種講演会の講師をご担当いただいた諸先生方、フィールドワーク実施に当たり便宜をいただいた静岡県教育委員会、富士山麓山の村のスタッフの方々、ならびに NPO 法人「富士山自然の森づくり」の方々に御礼申し上げます。とくに、静岡大学理学特任教授の増澤武弘先生と研究室のスタッフの皆様、ならびに県文化観光部世界遺産推進課の小野聡先生（現三島南高校教頭）には、企画～実施まで 3 年間にわたり全面的にご協力いただきまして、本当に有難うございました。

最後になりましたが、静岡学習センター職員の皆様には日ごろの多忙な業務に加えて、本プロジェクト推進に向けて数多くの煩わしい業務を丁寧且つ熱意を持って遂行していただきましたことを厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

静岡学習センター所長 高木 敏彦